

# 母子生活支援施設 運営ハンドブック

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課

## 発刊にあたって

このたび、厚生労働省、社会的養護関係施設5種別協議会並びに各ハンドブック編集委員会のご尽力のもとに、社会的養護関係施設種別(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)の『運営ハンドブック』を発刊できますことを、心よりうれしく思います。

子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化するなかで、虐待を受けた子どもなど保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちを社会全体で公的責任をもって保護し、健やかに育んでいくことが強く求められています。

このため、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、平成23年7月、「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、施設の小規模化、地域化、本体施設の機能強化等社会的養護のめざすべき方向性が示されています。社会的養護の充実は、国民の理解を得るため、社会的養護を文字どおり「社会にひらく」こととセットで進められなければなりません。

このため、平成24年度からの社会的養護関係施設の自己評価並びに第三者評価の義務化、平成23年度末の里親、ファミリーホームを含む社会的養護関係施設種別ごとの運営指針の発出、施設長資格の明定と研修受講の義務化など、この間、社会的養護を「社会にひらく」ことを進める諸改革が進められてきました。

平成25年3月には、第三者評価機関並びに評価調査者、施設関係者のための手引きとして『社会的養護関係施設における「自己評価」「第三者評価」の手引き』(全国社会福祉協議会、平成25年3月)も発刊されました。

このハンドブックは、こうした流れの一環として、平成24年3月29日付雇児発0329第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」の別添1から5までの各施設運営指針の解説並びに施設運営の手引きとなるように作成されました。また、第三者評価の「手引き」における各施設の説明を補完することも意図しています。

本書の監修を行った「社会的養護第三者評価等推進研究会」は、社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長に加え、学識者、経験と識見を有する評価調査者の参画を得て厚生労働省が設置し、全国社会福祉協議会と連携しながら、社会的養護の自己評価並びに第三者評価の推進に関する検討などを行ってきました。

ハンドブックは5施設種別ごとに作成されましたが、研究会では、それぞれの施設種別ごとに設置された編集委員会の独自性を尊重しつつも、題名の統一、全体の構成、内

容について一定の統一性を図るなどの機能を果たしてきました。特に、総説ともいべき「社会的養護の基本理念と原理」については、その内容がほぼ共通するように執筆されています。また、全体構成としては、総論から各論に移行しつつ解説する構成をとっています。

ただ、5施設種別の役割・機能や抱える事情はそれぞれに異なっており、実際の内容は各施設種別の主たる利用目的に沿うものとなるよう、独自性を生かしたものとなっています。各ハンドブックの特徴を簡潔に述べれば、以下のとおりです。

1. 児童養護施設運営ハンドブックは、運営指針の解説書という形式をとっています。各論では、エピソードやコラム、写真を交えてわかりやすいものとし、一緒に考えていただく構成となっています。特に、若い施設職員や第三者評価機関、評価調査者等に読んでいただくことをねらいとしています。
2. 乳児院運営ハンドブックは、すでに全国乳児福祉協議会が作成している「新版乳児院養育指針」と連動させつつ、事例を紹介しつつ指針の各論の解説を進めている点が大きな特徴です。リスクマネジメントにページを割くなど、現代的な課題にも触れています。主として新任施設長・職員等を対象としており、養育指針と合わせて読んでいただくことを意図しています。資料編も掲載されています。
3. 情緒障害児短期治療施設運営ハンドブックは、今後、当該施設が増えることを見込んで、新施設向けに作成が行われています。運営指針に基づき、基本的で具体的な情報を集めています。資料編はCD-ROMに収録し、適宜バージョンアップを考えています。なお、全国協議会として施設名称の変更を提言しており、「児童心理治療施設」の名称を表題に取り込んでいます。
4. 児童自立支援施設運営ハンドブックは、全国児童自立支援施設協議会がこれまで出しているハンドブック等を参考にしつつ、運営指針にも基づきながら解説を進めています。新任施設長や新人職員が読んで分かるように平易な文章とし、第三者評価機関、評価調査者等が施設の特徴を理解できる内容にしてあります。
5. 母子生活支援施設運営ハンドブックは、運営指針の項目順に沿って解説という形で記述されています。第三者評価基準の「評価の着眼点」にも対応させ、施設関係者のみならず第三者評価機関や評価調査者にとっても役立つように配慮されています。また、巻末にキーワードを掲載するなど使いやすさにも意を用いています。

このように、いずれも運営指針の内容を掘り下げるとともに、事例や詳細な解説等を通じて、施設運営をできる限り可視化できるよう努めています。なお、本ハンドブックの姉妹版として、平成25年3月に全国里親委託等推進委員会の編集によって発刊され

た『里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック』もありますので、あわせてご一読いただければ幸甚です。

本ハンドブックが社会的養護関係者や第三者評価機関並びに評価調査者、行政関係者に幅広く活用されるのみならず、社会的養護を学ぶ学生、研究者をはじめとする幅広い関係者、ひいては社会的養護に関心を抱く国民各層に幅広く読まれることを心より願っています。そのことによって初めて社会的養護は社会に対してひらかれ、かつまた、社会的養護の質の向上も図られていくのだと確信しています。

平成26年3月

社会的養護第三者評価等推進研究会

委員長 柏女 霊峰

## はじめに（本書を読むにあたって）

母子生活支援施設運営ハンドブックは、23年度に発出された運営指針の解説、ならびに施設の運営の手引きとなるよう作成されました。読者対象は、施設職員のみならず施設利用者、第三者評価者、実習生、ボランティア等、多岐にわたることを想定しています。本書を読むにあたっては、以下に記載した本書の特徴をよくご理解いただき、活用されることを期待いたします。

### 本書の特徴

- ・「母子生活支援施設運営指針」の項目順に沿って、記述されています。
- ・指針の項目の次にクロポチ項目を枠で囲ってあります。この項目が、第三者評価基準の「評価の着眼点」に該当しています。
- ・次に本項目における重要な言葉をキーワードとして挙げています。ハンドブックの各項目本文を要約するキーワードですので、ここからヒントを得ることが可能です。
- ・次に本項目の解説です。運営指針では文字数の制限から書ききれなかったことを詳しく解説しています。自己評価・第三者評価の際や、評価の着眼点に疑義が生じた時など、この解説をお読みください。  
ここまではすべての項目にあてはまることです。
- ・最後にコラムの記載がある項目があります。解説では伝えづらい内容や読者に、より理解を深めてもらうためのものです。コラムは文章だけでなく図表や、参考資料の紹介なども記載されています。

# 目 次

発刊にあたって .....	i
はじめに（本書を読むにあたって） .....	iv
<b>第I部 総論</b> .....	<b>1</b>
1 目的 .....	1
2 社会的養護の基本理念と原理 .....	2
1. 社会的養護の基本理念 .....	2
2. 社会的養護の原理 .....	3
3. 社会的養護の基盤づくり .....	9
3 母子生活支援施設の役割と理念 .....	12
4 利用対象 .....	19
(1) 母子生活支援施設の利用対象と留意事項 .....	19
(2) 母親と子どもの年齢等 .....	22
5 支援のあり方の基本 .....	25
(1) 母子生活支援施設における支援の基本的な考え方 .....	25
(2) 支援のあり方 .....	28
(3) 支援を担う人の原則 .....	33
6 母子生活支援施設の将来像 .....	44
(1) 入所者支援の充実 .....	44
(2) 広域利用の確保等 .....	46
<b>第II部 各論</b> .....	<b>48</b>
1 支援 .....	48
(1) 支援の基本 .....	48
(2) 入所初期の支援 .....	51
(3) 母親への日常生活支援 .....	55
(4) 子どもへの支援 .....	60
(5) DV被害からの回避・回復 .....	68
(6) 子どもの虐待状況への対応 .....	77
(7) 家族関係への支援 .....	82
(8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援 .....	83

(9) 主体性を尊重した日常生活.....	85
(10) 就労支援.....	88
(11) 支援の継続性とアフターケア.....	92
2 自立支援計画、記録.....	95
(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定.....	96
(2) 母親と子どもの支援に関する適切な記録.....	107
3 権利擁護.....	113
(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮.....	113
(2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮.....	118
(3) 入所時の説明等.....	123
(4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境.....	126
(5) 権利侵害への対応.....	131
4 事故防止と安全対策.....	136
5 関係機関連携・地域支援.....	144
(1) 関係機関等との連携.....	144
(2) 地域社会への参加・交流の促進.....	146
(3) 地域支援.....	149
6 職員の資質向上.....	151
7 施設運営.....	158
(1) 運営理念、基本方針の確立と周知.....	158
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定.....	162
(3) 施設長の責任とリーダーシップ.....	169
(4) 経営状況の把握.....	173
(5) 人事管理の体制整備.....	176
(6) 実習生の受入れ.....	180
(7) 標準的な実施方法の確立.....	183
(8) 評価と改善の取組.....	185
<b>巻末資料</b> .....	<b>187</b>
<b>キーワード索引</b> .....	<b>193</b>

# 第I部 総論

## 1 目的

### キーワード

・支援の内容と運営 ・安定した生活の営み ・支援の実現

### 解 説

「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」（雇児発 0329 第1号・平成24年3月29日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の5つの社会的養護施設の運営指針と家庭（的）養護の里親、ファミリーホーム養育指針が、都道府県知事・指定都市市長あてに通知されました。これは、保育所運営指針が児童福祉施設最低基準に基づき、保育の内容及び運営に関する事項を定めるものであるのに対し、社会的養護の施設等の運営指針は目指すべき方向性とその水準を示す指針として定めたものです。

母子生活支援施設運営指針は、第1部総論で支援の目指すべき方向性を述べ、第2部各論では支援の目指すべき水準を示しています。また、各論は社会的養護の共通事項として53項目と、母子生活支援施設独自として33項目、併せて86項目について述べています。これらは、前述した通り最低基準ではありません。母子生活支援施設の支援の質の確保と向上に資するために定めたものです。また、母子生活支援施設の社会的認知度を高め、地域や社会との連携を深めるための説明責任を果たすことにもつながるものです。さらに義務化された第三者評価・自己評価の評価項目が、この各論86項目と連動しています。目指すべき水準が、評価の対象となっていると言えるのです。

母子生活支援施設に入所するすべての母親と子どもに、その個別性を尊重し「安定した生活の営み」を保障し自己実現をはかることを目指して、全国の母子生活支援施設がこの指針を拠りどころとして、日々の支援の確認と更なる向上・展開をすすめることを目的としています。



## 2 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念と原理は、社会的養護の5種別の児童福祉施設（以下、「施設」という）（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）及び里親等に向けて策定された6つの指針それぞれの総論の第2章において、同じ内容で記載されています。このことは、それぞれの施設や里親等で形態や役割と特性の違いがあることを前提にしつつも、社会的養護が共通の考え方に基づくことを示しています。社会的養護の5施設及び里親等は、以下に述べる2つの「基本理念」と6つの「原理」のもと、連携して子どもたちを育みます。

### 1. 社会的養護の基本理念

社会的養護とは、親のない子どもや親に監護させることが適当でない子どもを公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことです。

指針には、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」の2つの基本理念が掲げられています。

#### ① 子どもの最善の利益のために

1947年に公布された児童福祉法の第1条第2項には、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定されています。

また、1951年に制定された児童憲章には、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれています。

そして、1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」第3条には、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、（中略）児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されています。

児童福祉法や児童憲章に記されている「生活を保障されること」「愛護されること」「人として尊ばれ、社会の一員として重んじられること」「良い環境の中で育てられること」や、児童の権利に関する条約の4つの柱である「生きる権利」「守られる権利」「参加する権利」「育つ権利」は、子どもの基本的な権利として守らなければならないことを示しているものです。

社会的養護は子どもの権利擁護を図るための仕組みです。子どもの権利擁護を図り、更に子どもの権利を保障していくことを一言で表したものが、「子どもの最善の利益の

ために」であり、これを社会的養護の1つめの基本理念としています。児童の権利に関する条約が批准されて以来、一般的によく聞かれるようになった言葉ですが、社会的養護にかかわるすべての人たちは、子どもに寄り添い、子どもの思いにこころを寄せ、「子どもの最善の利益のために」何をすべきかを第一に考えなければなりません。

## ② すべての子どもを社会全体で育む

児童福祉法第1条第1項に、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」と規定されています。

同法第2条には、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定されています。

そして、児童の権利に関する条約第20条には、「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されています。

子どもは、権利の主体として社会的養護を受ける権利を有しています。保護者は、子どもの健やかな育成に努める責任がありますが、国及び地方公共団体も保護者とともにその責任を負っているのです。

これらのことから、社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」を2つめの基本理念としています。

## 2. 社会的養護の原理

「子どもの最善の利益のために」「すべての子どもを社会全体で育む」という2つの理念に基づき、社会的養護には6つの原理が定められています。

### ① 家庭的養護と個別化

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきです。一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要です。これらのことは、多くの子どもが育っている家庭での「あたりまえの生活」の中において行われています。

子どもにとって「あたりまえの生活」とは、普段私たちが何気なく行っている家庭での生活のことです。食事の心配をしないで過ごせ、ゆっくり休める場があることから始まり、不安や辛いことがあれば話を聞いて慰めてもらえる、頑張ってきたことは褒めてもらえるような生活です。

施設で育つ子どもたちには、この普通に家庭で行われている「あたりまえの生活」が保障されなければなりません。「あたりまえの生活」は、子どもにとって「生活を保障され、愛護され、人として尊ばれる生活」です。そのために、養育を担う施設長、職員（以下「職員」という）には、子どもの状況に応じて、個別的な養育とかわりを実践していくことが求められます。

「あたりまえの生活」は、意識しないまま行われているものですから、職員は「昔からこのようにしてきたのだからこのままでよい」と思い込んでしまう場合があります。しかし、「たとえば、自分の子どもやきょうだいが、この施設に入ったら・・・」と考えたり、自分の子どものころの生活を振り返ったりして「あたりまえの生活とは何か」を具体的に意識していくことが大切です。そして、子ども達の生活を深慮してやる必要があります。

そのうえで、「あたりまえの生活」をより保障するためには、子どもたちの暮らしが地域から孤立することのないように配慮するとともに、職員が一人一人の子どもとできるかぎり向き合っかかわり、生活していくことが必要です。そのためには、子どもの個別のニーズに合わせやすい環境として、地域の中での小規模グループケア等の家庭的養護が有効です。

このような家庭的養護を目指していく取組を、「家庭的養護の推進」と表しています。児童養護施設や乳児院における「家庭的養護の推進」は、それぞれの施設の特性により違いはありますが、ともに家庭的養護が重要な課題となっています。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設においては、より専門的な支援に基づいた生活が営まれますが、退所後に地域で生活を送ることを見据えた支援を考えていかなければなりません。また、母親と子が一緒に暮らす母子生活支援施設においては、ひとつの家族として関係が安定し、家庭的な養育がなされるよう母親と子どもの支援が大切です。

里親やファミリーホームのような家庭の中で子どもを預かり、養育する形態を家庭養護と言います。この家庭養護と施設の小規模グループケア等の家庭的養護を総称して、「家庭的養護」と呼びます。

一人一人の子どもを丁寧にきめ細かく育むこと、子どもを権利の主体として個別のアセスメントに基づいたニーズに合わせた生活を組み立てることを「個別化」と言います。家庭的養護を推進していく際には、「個別化」がしっかりと取り組まれ、個々の子どもの自立を支援していくための計画を立てていくことが大切です。

子どもを集団管理的な視点で枠（環境）におくことは、「個別化」ではありません。建物構造等による小規模化が一挙にできなくとも、子ども一人一人に固有のスペース、固有の持ち物をできる限り保障していくという個別化の観点を取り入れることはとても重要であり、「家庭的養護の推進」には、こうした創意、工夫をいかした養育の実践も含まれることに留意する必要があります。

## ② 発達保障と自立支援

子ども期には成長に応じてそれぞれ発達段階があり、その育ちの過程ごとに発達の課題があります。また、子ども期は、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもあります。施設の職員は、子どもたちの課題を理解し、その上で、子どもたちが自分たちの将来を作り出す生きる力の基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指します。

特に、人生の基礎となる段階が乳幼児期です。お腹がすいたり、オムツが濡れたりなど不快な時に泣いて、世話をしてもらうことで、子どもは自分のことが大切にされ愛されていると感じるようになります。そして、その養育者に依存することができ、安心して過ごすことができるようになり、人に対する信頼をいただくことができるようになります。人生の基礎となる乳幼児期に、このような特定の人との愛着関係（不安な時にそばに行けば安心感を与えてくれると思える人との関係）や基本的な信頼関係を形成することは非常に重要なことです。

子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、他者の存在を受け入れ、人間関係を作っていくことができるようになります。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした乳幼児期の基盤があって育まれていきます。子どもの自立支援とは、乳幼児期からすでに始まっているということです。

児童期でも乳幼児期と同様に、愛着関係や信頼関係は重要になります。そのことを前提として、職員は、子ども自身が成長に合わせた水準の自立や自己実現ができるように支援を行います。生活の中で、可能な限り子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、子どもが自立した社会生活に必要な基礎的な生きる力を形成できるように支援することが必要です。

児童期の学習の支援は、自立や自己実現と密接に関係します。子どもが自信を持ち、達成感を持てるように丁寧に根気よく支援していくことが大切です。

思春期を経て青年期になると、子どもは自分なりに自分の人生を見直す段階を迎えます。自分の存在を問い直すため、不安、悩み、ときに大きな混乱が生じる場合もあります。思春期の子どもが退所後も安心して生活していけるように、それまで以上に慎重に支援していくことが大切になります。18歳以降も退所後の自立のために施設における支援が必要と判断された子どもについては、措置延長をしていくことや、退所した子どもについても丁寧なアフターケアを行うことで、自立する力をつけるための支援を継続していくことが必要です。

## ③ 回復を目指した支援

近年、施設で育つ子どもたちの多くは、虐待体験などにより心にいたみをかかえた子どもが増えています。養育を担う職員は、虐待や不適切な養育が子どもにもたらした状

況と課題をとらえ、みため、回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援を行うことが必要です。

虐待を受けた子どもは身体的な暴力によって生じる痛みだけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、広範囲で深刻なダメージを受けています。子どもは、本来「大切にされる体験」によって得られる「安心感」や「自信」を享受していくものです。しかし、虐待を受けることにより喪失してしまったところの回復には、職員などの大人が、子どもにとって自分を守ってくれる存在になっていくことが求められます。

また、虐待や不適切な養育環境から子どもたちを守るために、親と子の分離が行われています。しかし、この分離により子どもは、家族や親族、友だち、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との別れを経験することになります。子どもは、虐待による心の痛みとともに養育環境からの分離という不条理で望みもしない経験が重なります。そのため、「深刻な生きにくさ」のなかで施設での生活に入ってくるようになります。子どもにとって、施設を「安全で、安心感を持てる居場所」とし、「大切にされる体験」を提供し、人への信頼感や自己肯定感（自尊心）を取り戻すための支援を行う役割を、職員は担っていく必要があります。

虐待体験は、子どもに様々な影響を及ぼします。たとえば、ささいなことで激しく怒り出したり、暴力によって問題解決を図る傾向が強まったりします。困っているのは子ども自身であることが大切です。その要因は何なのかを考えてかわり、子どもに安全で安心できる環境を提供し、その日常生活の積み重ねの中で、子ども自身が潜在的に持つ回復力をゆっくりと引き出し、虐待体験による影響を修復していく治療的な支援が大切です。

子どもは本来、家庭において親に育てられることが望ましいものです。それは親の存在が子どもにとってはかけがえのない存在であるからです。したがって、子どもを虐待してしまった保護者（親）（以下、「保護者」という）に対しては、施設が児童相談所（以下、「児相」）とともに、虐待の再発を防ぐための支援を行い、できるだけ子どもが家庭復帰できるようにすることが大切です。このためには、子どもの支援とともに保護者の養育機能を高める支援が必要となります。しかし、できる限りの支援を行っても家庭復帰が望めない場合には、施設や里親等で育てられることになります。その際に大事なことは、ときに否定的になりがちな子どものところを、愛され受け入れられていた頃の親と子の関係や思い出、楽しかったころの子どもの中の親への思いや家族観等を過去から今へ紡ぎながら整理していく支援が重要となります。

#### ④ 家族との連携・協働

親がいない子どもや親がいても養育が困難であったり、親が不適切な養育を行ったり、あるいは虐待をしてしまうなど、「安心して自分をゆだねられる親」がいない子どもがいます。また一方で、子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親もいます。さらに、配偶者による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」といえない、困難な状況におかれている母親と子がいます。

社会的養護の使命と役割は、子どもと親の問題状況の解決や緩和をめざして、子どもと親の両方を支援していくことです。

親がいない子どもの場合やどうしても親が養育することが困難な場合、里親、ファミリーホームといった家庭養護や、それが困難な場合には、施設が「親に代わって」子どもの発達や養育を保障していくことになります。その際に、職員などは親を否定するような言動をとってはならないでしょう。

親が養育に参加できる場合、支援において大切なことは、親との「連携」「協働」であり、施設が「保護者とともに」子どもを支援するという姿勢です。保護者の主体性を大切にして、施設が「保護者を支えながら」ともに養育する姿勢が必要です。

現在、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設においては、家庭支援専門相談員の配置が義務化されています。家族との連携や協働を行っていくうえで、この家庭支援専門相談員や心理療法担当職員等の専門職員の役割が、今後ますます重要になります。

#### ⑤ 継続的支援と連携アプローチ

施設における子どもへの支援は、その始まりからアフターケアまで継続しており、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれます。子どもが施設に入所した後、担当の職員が次々と変わり、その度に養育や支援の方針が変わったり、職員が変わる際に子どもへきめ細やかな説明（職員の思いやこれからのこと）がなされなければ、子どもの不信につながります。

とはいえ、子どもの入所が長期間になった場合、その子どもを入所から退所まで同じ職員が担当することは困難です。措置変更により子どもが施設を移る場合もあります。そうした場合、子どもたちに対して、それぞれの施設、里親、児相等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、より連携しあって、一人ひとりの子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチと、ネットワークが必要となります。

連携アプローチには、たとえば、児童養護施設に入所中の子どもが情緒障害児短期治療施設へ通い、心理的ケアを受けるなどの同時に複数の社会的養護の担い手が連携して支援に取り組むアプローチがあります。また、養育者の変更や措置の変更などが生じた

際に一貫性のある養育を保障するため、より丁寧な引き継ぎを行うアプローチがあります。これらの連携アプローチに児相等も加わり、社会的養護の担い手それぞれの機能を有効に補い合い、市町村とも連携し、重層的な連携を強化することによって、養育と支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していきます。社会的養護の下にいる子どもたちの養育は、地域の子育て支援サービスや子ども育成サービスを上手に利用することが子どもの最善の利益につながりますし、社会的養護を地域にひらいていくことにもつながることを忘れてはならないでしょう。

社会的養護における養育は、「人のかかわりをもとにした営み」です。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、健やかな発達と成長への「つながりのある道すじ」として、子ども自身にも理解されるようなかかわりと支援であることが必要です。そのためには、子どもに関わった養育者との思い出がその子どもの中に残り、「自分は愛され、見守られ、期待されてきた」という気持ちを育めるように支援していくことが大切です。

また、子どもの記録やその引き継ぎ、そのつながりを子ども自身が理解できるツールとして、社会的養護関係者で構成された『社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会』で検討が重ねられ、平成23年には「育てノート」、また平成24年には「育ちアルバム」が作成されています。

「育てノート」は、生まれたときの様子から始まり、その成長ぶりを、エピソードなども交えて記入し、養育者が引き継いでいくというものです。学校の宿題で、自分の名前の由来を聞いてくるように、というようなことがあった際に、施設で暮らす子どもの場合には、職員に聞いてもわからないといったケースが少なくありません。そのような空白ができるだけないようにするのが「育てノート」です。

「育ちアルバム」は、子どもと職員と一緒に、写真を選びながら、コメントや思い出を書き込み、子どもが自分の記録として持っていきます。職員の思いや友だちのコメントなども入れるため、自分が大切にされているという気持ちを育むことにも繋がります。

#### ⑥ ライフサイクルを見通した支援

平成16年児童福祉法改正により、入所中の支援だけでなく、退所後の相談等の支援（アフターケア）も施設の役割であることが規定されています。施設を退所し家庭復帰した子どもや施設から里親へ措置変更となった子どもへの継続的な支援、また、社会に出て自立していく子どもへの支援が十分でない場合、施設で健やかに成長した子どもであっても孤立してしまい、解決できる課題も放置され、結果として苦境に陥ってしまうこともあります。このようなことが無いようにするため、施設におけるアフターケアの取組が重要です。

アフターケアを行うためには、入所中から子どもの退所後の暮らしを見通した支援を行うことが大切です。子どもたちが退所した後も長くかかわりを持ち続けられることが退所後の支援の基盤になりますが、そのために、施設は子どもたちが帰属意識を持つことのできる存在となっていくことが大切です。

そして、育てられる側であった子どもたちはやがて親となり、子どもを育てる側になっていきます。子から親へと世代をつないで繰り返されていく子育てのサイクルを考慮に入れた支援を行うことが必要です。

虐待を経験した子どもが親となった時に虐待をしてしまう、あるいは、貧困家庭に育った子どもが大人になった時に貧困状態に陥るなどの世代間連鎖という社会的な問題が提起されて久しい状況です。

虐待の連鎖は、いろいろな条件が重なったときに起こりやすく、それらは、「経済的余裕がない」「身近に相談できる相手がいない」「育児不安」などを背景にしています。また、こうした状況は一般の子育て世帯でも起こりうることです。

施設は、これらのことを想定して支援を行う必要があります。

たとえ、貧しい家庭に育ったとしても、成長過程で生きる力を培っていくよう支えていくことが必要です。さらに、貧困に陥らないための考え方や行動方法等のスキルを子どもに身につけるよう支援することが必要です。そういったスキルを学ぶには、子どもの育った家庭における経験とは別の文化や行動パターンに触れる経験をすることが有効です。施設は、そのような視点に立ち、そのような観点から外部との接点もてる子どもの養育環境を整え、提供することが大切です。

### 3. 社会的養護の基盤づくり

社会的養護は、かつては親のない子どもや親が養育できない子どもを中心とした施策でした。近年、虐待をうけた子ども、DV被害の母と子などが増え、その役割・機能は変化してきています。

これに対応して、児童福祉法をはじめとする法令の改正などが行われ、社会的養護の充実が図られてきています。平成23年度末には施設種別ごとの運営指針が通知され、平成24年度より人員配置基準の引き上げ、第三者評価の義務化、里親支援専門相談員の配置等が実施されました。しかし、抜本的な改革にはいたっていません。

これからの社会的養護は、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していくことが必要です。

地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護（里親・ファミリーホーム）を優先し、児童養護施設、乳児院等の施設養護が家庭養護を支援し、かつ、



施設自体もできる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく家庭的養護が進められています。

里親・ファミリーホームへの委託の推進のために、「全国里親委託等推進委員会」において、平成24年度に里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブックや里親等委託率アップの取組報告書が作成されました。

施設の家庭的養護の推進のために、平成24年11月に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が通知されました。これに基づき、施設は「家庭的養護推進計画」を、都道府県は「都道府県推進計画」を立て、施設の小規模化及び家庭的養護を進めていきます。子ども・子育て支援制度の一環として策定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画には、家庭的養護推進計画をはじめとして、社会的養護のもとにいる子どもたちに対する専門的ケアの充実や自立支援などの計画が盛り込まれることとされています。

家庭的養護が推進され、施設においてケア単位の小規模化が行われると、職員一人ひとりが多様な役割を担う必要が生じ、これまで以上に職員個人の力量が問われます。家庭的養護とは、子どもとの人間関係、かかわりが濃密となります。子どもとよりかかわれる分、やりがいもありますが、見えていなかった課題、見過ごしてはならない課題、またそれらによりかかわりの難しさを感じ、職員の心労が多くなる場合があります。施設（施設長）は、こういった職員への支援体制や人材の育成体制の充実に努めることが必要です。

さらに、虐待体験のある子どもや発達障害等のある子どもに対応できる養育技術の向上を図るため、施設における研修体系の充実や工夫が必要となります。アセスメント機能の強化、自立支援計画の積極的活用、適切な記録方法、施設間での連携の強化等、取り組むべき課題は多様です。

そして、施設のある地域には里親やファミリーホームもあり、また、何らかの支援がない場合に養育が困難に陥ってしまう可能性のある子育て家庭があります。施設で育った後に家庭復帰した子どもたちや、家庭復帰せずに自立して社会に出た子どもたちも暮らしています。施設は、このような地域の里親等の支援や養育に困難がある家庭への子育て支援、社会的養護で育った人への自立支援やアフターケアなども行うことが期待されます。同時に施設には、これまで培ってきた養育や支援に対しての専門的な知識や技術に基づき、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能の充実を図っていくことを期待されています。

今後、養育の形態の変革を進めるとともに施設における養育内容・体制の見直しや強化を図り、ケアワークとソーシャルワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要となっていきます。

社会的養護関係施設の役割は、ますます大きくなっていきます。施設は、専門的機能の充実を図り、地域の中での社会的養護の拠点となっていくことが求められています。それに伴って、新しい職員の確保、増員、育成、定着が重要な課題となっていきます。そのために施設は、子どもの育つ場所であると同時に、職員の育つ場所としていくことが大切です。

社会的養護関係施設に加え、国、地方自治体、地域、児相や、里親・ファミリーホーム、その他の関係機関が連携して一体感をもって社会的養護の基盤整備を進めていき、「子どもの最善の利益のために」、「すべての子どもを社会全体で育む」社会の実現に向けて一歩でも前進していくことがもっとも大切なことだといえるでしょう。

### 3 母子生活支援施設の役割と理念

- ・母子生活支援施設は、児童福祉法第38条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。
- ・また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。

#### キーワード

- ・児童福祉法

#### 解 説

母子生活支援施設職員にとって、母子生活支援施設がどのような理念のもとでどのような役割を担っているかを理解することは、支援の基本姿勢の基礎となる重要な事項です。ここでは、法律に規定されている内容をおさえることを通して、この点を確認していきます。法的根拠がどうなっているかについて、法律を読むことによって知識を得ることが必要であることはいうまでもありません。しかし、支援者として必要なことは、日々の実践を通して出会う利用者の声や暮らしの現実と法律の文言をつなぎ合わせ、支援を豊かにしていく姿勢です。

#### ◆児童福祉法第38条

母子生活支援施設は、母子世帯を対象とした入所型の児童福祉施設です。従来は、「母子寮」という名称でしたが、1997（平成9）年の児童福祉法改正により、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」が追加され、それに伴い施設名称も変更されました。児童福祉法第38条では、その目的について次のように規定しています。

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第38条)

### 【第38条・解説のポイント】

◎1997年児童福祉法の一部改正の背景：

第二次世界大戦の終結まもない1947（昭和22）年に児童福祉法は制定されました。その後、子ども／子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、保育需要の広がりや子どもをめぐる課題の複雑化・多様化に適切に対応する必要が生じてきました。そこで、「質の高い子育ての環境づくりを目指した制度として、現行制度の再構築を図る」必要から、1996（平成8）年3月、厚生大臣の諮問機関である中央児童福祉審議会に基本問題部会が設置されました。

ここでは、当面、取り組むべき課題として①児童保育施策、②要保護児童施策、③母子家庭施策について審議され、中間報告が取りまとめられます。これらの報告を踏まえ、1997（平成9）年3月、新しい時代に対応した児童家庭福祉体系を構築する第一歩として“児童福祉法等の一部を改正する法律案”が第140回国会に提出され、同年6月に公布、1998（平成10）年4月1日から施行されています。[平成9年版 厚生白書]

この法改正により、「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」という事項が施設の目的に追加されました。母子生活支援施設の機能として「住居提供」が重要なことはいまでもありませんが、単に住む場所の提供にとどまらず、一人一人の入所者の実状に合わせた「自立促進」のための支援の提供が重要であることが明記されたこととなります。そこで、施設職員に求められるのは、「自立」「自立支援」とはどのようなことをさすのか、という点を多角的に検討する姿勢です。ぜひ、この手引書を精読しながら、この点を考察してください。

自立促進において、就労による所得の安定が必要であることはいまでもありませんが、「自立促進＝就労」という単線的なものではありません。利用者が施設入所に至る要因となった生活困難の態様は、複雑かつ多様であるためです。暴力被害からの回復、生活基盤の安定や健康の維持、養育支援や親子関係の調整、自己肯定感の回復、子どもの成長・発達の保障など、一人一人の人生の歴史に立脚した自立の姿を当事者の思いに寄り添いながらともに考える姿勢が大切です。

◎「児童」とは：

児童福祉法で規定する児童の年齢は「18歳未満」をさしますが、特別な事情がある場合には「児童が満20歳に達するまで」引き続き母子生活支援施設に入所することができます。

◎「配偶者のない女子又はこれに準じる事情にある女子」とは：

死別／離婚／非婚出産により母子家庭になった場合に加えて、暴力から逃れるために避難したために離婚が未成立である場合や夫等が離婚に応じない状況にある場合にも、実質的に母子家庭であれば母子生活支援施設の対象となります。

◎退所した者についての相談・援助：

2004（平成16）年の児童福祉法一部改正により、母子生活支援施設による支援の対象として「退所した利用者」も含まれることが明記されています。

◆児童福祉法第48条2項

母子生活支援施設は、児童福祉法第48条2項の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割を持つことが規定されています。

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長は、当該施設の所在する地域の住民に対して、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。（児童福祉法第48条2項）

【第48条2項・解説のポイント】

子育てをめぐる諸困難が複雑・多様化しているなかにあつて、児童福祉の領域では地域で暮らす子ども／子育て家庭に対する支援の強化が目指されています。その一環として、社会的養護関係の施設については地域社会に対する機能が位置づけられるようになりました。

そこで、2002（平成14）年に厚生労働省がとりまとめた「母子家庭等自立支援対策大綱」では、「母子生活支援施設の新たな機能の創設」という項目が設けられ、次の諸点が提起されています。

- ①都市部等において小規模で設置できるサテライト型の母子生活支援施設を創設する。また、公設民営方式による施設整備を推進する。

- ②保育基準に準拠した保育士を配置し、施設に保育機能を付与して、地域のひとり親家庭の児童の受入れを図る。また、施設における放課後児童クラブの実施を推進する。
- ③入所している母子に対して相談・指導を行うことに加え、新たに地域で生活する母子に対して子育て支援・相談等生活支援を実施する。
- ④ 職業安定法に基づく許可を受けた無料職業紹介事業の実施を推進する。

このような機能をどう施設に位置付けるかは、地域の社会資源の状況や地域住民のニーズなど、各地域の実情を踏まえた検討が必要です。

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第3条の4に定める被害者を一時保護する委託施設としての役割もある。
- ・母子生活支援施設の支援においては、母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、その尊厳を尊重し、生活を守ることを徹底して追求する。
- ・母子生活支援施設における生活支援は、母親と子どもが共に入所できる施設の特性を生かしつつ、親子関係の調整、再構築等と退所後の生活の安定を図り、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。
- ・また、個々の家庭生活や稼働の状況に応じ、就労、家庭生活や子どもの養育に関する相談、助言並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援を行わなければならない。
- ・この目的を達成するため、母子生活支援施設は、入所中の個々の母親と子どもについて、その家庭の状況を勘案し、よりよい支援につなげるため母親と子どもの意向を尊重したうえで、自立支援計画を策定しなければならない。

#### キーワード

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- ・一人一人の尊厳の尊重
- ・自立支援計画

#### 解 説

##### ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条4項

かねてより、母子生活支援施設ではドメスティック・バイオレンス（DV）被害女性とその子どもを受け入れてきました[DVについては51～58 ページ参照]。しかし、日本では長らくDVが社会問題として認知されず、女性たちは厳しい状況に置かれてきました。

ようやく2001年になり「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、DV対策が政府や自治体の責務として取り込まれるようになりました。

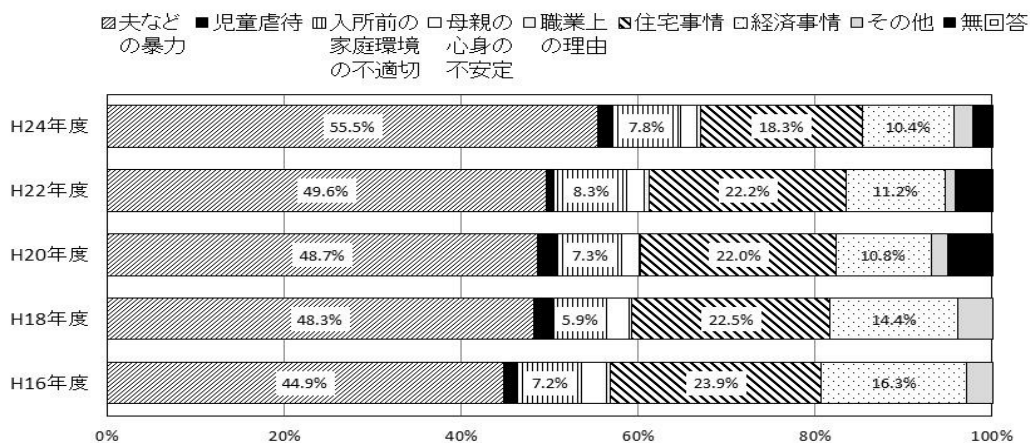
DV防止法では、被害者の一時保護を委託する施設について規定され、母子生活支援施設もその一つとして位置づけられています。

前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。（DV防止法第3条4項）

### 【DV防止法第3条4項・解説のポイント】

夫等による暴力を理由とした母子生活支援施設の新規利用世帯の数は増加しています。また、入所の直接的理由がDVではないものの、それまでの経験のなかでDV被害を経験した者の割合までみると、その比率はもっと高くなることにも留意が必要です。

表 新規入所世帯の入所理由（年次別）



出典：平成24年度全国母子生活支援施設実態調査報告書（全国母子生活支援施設協議会）

一時保護の委託契約施設には様々な施設種別がありますが、そのなかでも母子生活支援施設は委託施設数が最も多く、DV被害者支援において重要な役割を担っています。

### 一時保護の委託契約施設数（平成25年4月1日現在）

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	106 (108)	105 (98)	45 (32)	20 (22)	9 (8)	8 (8)	25 (19)	6 (6)	4 (2)	328 (303)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ( )内は、平成24年4月1日現在

出典：厚生労働省資料



### ◆一人一人の尊厳の尊重

母子生活支援施設の支援においては、母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、一人一人の尊厳を尊重し、その生活を守ることを徹底して追求しなければなりません。

それゆえ、母子生活支援施設における生活支援は、「母親と子どもが共に生活し支援を受けられることができる唯一の児童福祉施設」という特性を生かしつつ、親子関係の調整や再構築、DV被害からの回復等とともに、退所後の生活の安定を図ることを視野に入れながら、その私生活を尊重して行わなければなりません。

また、就労支援、家庭生活や子どもの養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整については、それぞれの家庭生活の状況に応じて実施することが重要です。就労支援においては、画一的に就労を促すのではなく、母親一人一人のこれまでの就労経験における葛藤や思いを受けとめながら、現在の健康状況や子どもの状況も勘案しつつ、当事者ととも考えていく姿勢が求められます。

これらの目的を達成するために、母子生活支援施設では、入所中の母親と子どもについて、自立支援計画を策定しなければなりません。その際、それぞれの家庭の状況について、母親と子どもの意見や意向を尊重するとともに、すべての職員の参画のもとでよりよい支援につなげるための協議をもつことが重要です。

このようにして、一人一人の尊厳を尊重するためには、「人権侵害とはいかなる事柄をさすのか」、という点に鋭敏な感性が求められます。そのためにも、「人権を尊重し、権利擁護を促進するにはどのようなことを大切にすべきか」という点を念頭において、この手引書を読み進めてください。

## 4 利用対象

### (1) 母子生活支援施設の利用対象と留意事項

- ・母子生活支援施設の利用者は、未婚や離婚・死別などの配偶者のない女性の他に、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより、夫婦が一緒に住むことができない事情にある女子で、養育すべき児童を有している世帯である。
- ・日本はひとり親世帯の貧困率がOECD加盟国の中でも高く、格差社会の拡大が母子世帯等の自立を困難にしている現状がある。また、利用世帯の中にはそれまでの生活環境の厳しさから、心身に不調をきたしている利用者、様々な疾患や障害を有する利用者や外国籍の利用者も増加しており、そのニーズは多岐にわたる。そのため、利用者の課題を正しく理解し、必要な支援を高い専門性をもって提供する必要がある。

#### キーワード

- ・利用対象
- ・貧困率
- ・多岐にわたるニーズ

#### 解 説

母子生活支援施設は、死別・離婚・非婚などにより配偶者のいない女性とその子どもからなる母子家庭のほか、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などによって、実質的に夫婦としての共同生活が難しい状況にある女性で、養育する子どもがいる場合も対象になります。つまり、何らかの事情で離婚の届出ができない場合にも実質的に母子家庭であれば利用が可能です。また、ここでいう夫とは、事実婚を含みます。

日本では、ひとり親世帯の貧困率がOECD（経済協力開発機構）加盟国の中でも高く、経済格差の拡大による貧困の深刻化が母子世帯等の生活困難を深刻化させています。また、母子生活支援施設の利用世帯の中には、母親自身が子ども期から貧困に晒されて暮らしてきた影響や入所に至るまでの暴力被害と生活環境の厳しさによる影響から、心身に不調をきたしている母親・子どもも多く存在します。

さらに、母子生活支援施設では、様々な疾患や障害を有する利用者や外国籍の利用者も増加しており、そのニーズは多岐にわたっています。

このような実状をふまえ、利用者が抱える課題を正しく理解し、必要な支援を高い専門性をもって提供する必要があります。

【コラム】 ひとり親世帯の貧困率について

OECDデータ（日本の数値は2008年）では、子どもがいるすべての世帯の貧困率とひとり親世帯の貧困率を公表しています。それによると、日本の子どもの貧困率は14.2%であり、比較可能な34か国中24番目（貧困率が高いほうからは11番目）となっています。日本のひとり親世帯の貧困率はさらに高く54.3%にも及び、比較可能な32か国の平均値31.1%を大きく上回っています。

貧困率の国際比較(2008年)

○ 日本の相対的貧困率は、OECD34カ国中29位の水準 ○ 「子どもの貧困率」は34カ国中24位であるが、大人が一人の「子どもがいる世帯」では31位

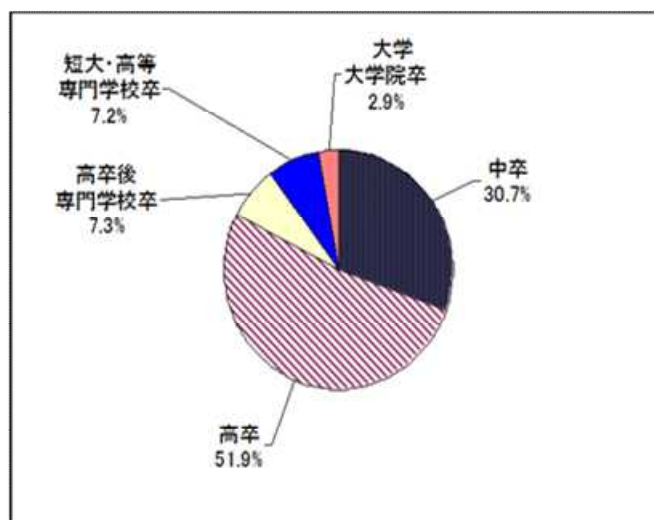
相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率								
						合計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.5	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	2.9	1	デンマーク	9.9	1	デンマーク	2.5
2	デンマーク	6.1	2	フィンランド	5.4	2	ノルウェー	4.6	2	ギリシャ	12.3	2	ノルウェー	2.9
3	ハンガリー	6.4	3	ノルウェー	5.5	3	フィンランド	4.7	3	フィンランド	14.2	3	スウェーデン	3.8
3	アイスランド	6.4	4	アイスランド	5.7	4	スウェーデン	6.0	4	ノルウェー	15.9	3	フィンランド	3.8
5	フランス	7.2	5	スウェーデン	7.0	5	スロベニア	6.4	5	スウェーデン	17.9	5	ドイツ	4.5
5	スロヴァキア	7.2	6	スロベニア	7.2	5	ハンガリー	6.4	6	フランス	20.8	6	フランス	4.9
7	オランダ	7.4	6	ハンガリー	7.2	7	オーストリア	7.2	7	スロヴァキア	20.9	7	チェコ	5.2
8	ノルウェー	7.8	8	オーストリア	7.9	7	チェコ	7.2	8	フランス	22.6	8	オランダ	5.3
9	オーストリア	7.9	9	ドイツ	8.3	9	フランス	7.4	9	ハンガリー	24.2	8	ハンガリー	5.3
10	フィンランド	8.0	10	チェコ	8.4	10	ドイツ	7.6	10	チリ	24.3	10	ニュージーランド	5.5
10	スロベニア	8.0	11	フランス	9.3	11	オランダ	7.8	11	ドイツ	26.5	10	スロベニア	5.5
12	スウェーデン	8.4	12	スイス	9.6	12	スイス	8.3	12	イギリス	28.5	12	オーストリア	5.6
13	ルクセンブルク	8.5	13	オランダ	9.7	13	韓国	8.6	13	スイス	29.6	13	アイルランド	6.0
14	ドイツ	8.9	14	スロヴァキア	10.1	14	スロヴァキア	8.9	14	スロベニア	29.7	14	スイス	7.0
15	アイルランド	9.1	15	韓国	10.3	15	ニュージーランド	9.6	15	オーストリア	30.8	15	ベルギー	7.3
16	スイス	9.3	16	ベルギー	11.3	16	アイルランド	9.7	16	イタリア	31.5	16	韓国	7.9
17	ベルギー	9.4	17	アイルランド	11.4	17	ベルギー	9.9	17	オランダ	31.9	17	オーストラリア	8.0
18	ギリシャ	10.8	18	エストニア	12.1	18	イギリス	11.2	18	スペイン	33.1	18	イギリス	8.3
19	イギリス	11.0	18	ギリシャ	12.1	19	ギリシャ	11.6	19	エストニア	33.6	19	スロヴァキア	8.6
19	ニュージーランド	11.0	20	ニュージーランド	12.2	19	オーストラリア	11.6	20	ベルギー	34.0	20	ルクセンブルク	9.7
21	ポーランド	11.2	21	イギリス	12.5	21	ルクセンブルク	12.2	21	ポーランド	34.8	21	カナダ	10.2
22	イタリア	11.4	22	ルクセンブルク	13.4	21	日本	12.2	22	ニュージーランド	35.6	21	日本	10.2
23	ポルトガル	12.0	23	オーストラリア	14.0	23	チリ	12.4	23	メキシコ	35.8	23	チリ	11.4
23	カナダ	12.0	24	日本	14.2	24	ポーランド	12.5	24	トルコ	36.4	24	ギリシャ	11.5
25	エストニア	12.5	25	ポーランド	14.5	25	カナダ	13.0	25	アイルランド	36.8	25	ポーランド	11.8
26	スペイン	14.0	26	カナダ	15.1	26	イタリア	14.0	26	チェコ	38.6	26	イタリア	13.2
27	オーストラリア	14.6	27	イタリア	15.3	27	スペイン	16.2	27	カナダ	40.7	27	アメリカ	15.0
28	韓国	15.0	28	ポルトガル	16.7	28	アメリカ	18.7	28	オーストラリア	42.7	28	スペイン	15.7
29	日本	15.7	29	スペイン	17.7	29	トルコ	19.3	29	イスラエル	44.9	29	エストニア	16.9
30	トルコ	16.9	30	アメリカ	21.6	30	エストニア	21.2	30	アメリカ	46.9	30	トルコ	18.9
31	アメリカ	17.3	31	チリ	22.4	31	メキシコ	22.2	31	日本	54.3	31	メキシコ	21.5
32	チリ	18.4	32	トルコ	23.5	32	イスラエル	22.5	32	ルクセンブルク	56.2	32	イスラエル	21.7
33	イスラエル	19.9	33	メキシコ	25.8	—	アイスランド	—	—	アイスランド	—	—	アイスランド	—
34	メキシコ	21.0	34	イスラエル	26.6	—	ポルトガル	—	—	ポルトガル	—	—	ポルトガル	—
	OECD平均	11.1		OECD平均	12.6		OECD平均	11.1		OECD平均	31.1		OECD平均	9.2

(出所) OECD (2012) Family database "Child poverty"、日本の数値は平成18(2006)年、デンマーク及びハンガリーの数値は2007年、チリの数値は2009年

出典：厚生労働省資料

## 【コラム】

母子生活支援施設の母親の学歴構成をみると、「中学校卒」「高校卒」の割合が高い傾向にあります。母親自身が経済的に厳しい状況のなかで子ども期を過ごしたことにより進学機会が制約されていたり、修学の継続が困難な状況に置かれたりしていたことが推察されます。このような個別の状況を考慮して支援の在り方を考える姿勢が大切です。



出典：財団法人子ども未来財団『社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究』（2009年）をもとに作成。

## (2) 母親と子どもの年齢等

- ・母子生活支援施設は、乳児から18歳に至るまでの子どもを対象としている。また18歳を超えても、必要があると認められる場合は、20歳に達するまで利用を延長することができる。
- ・さらに、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦にあつては、婦人相談所が行う一時保護委託として保護することができる。子どもの最善の利益や発達状況をかながみて、妊産婦の利用期間の延長や一時保護の受託に対応していくことが望ましい。
- ・母子生活支援施設を利用する子どもは、妊産婦をも含む全年齢層の子どもであることから、その心身の発達や発育、成長は一人一人異なる。また、子どもの生活体験も多様であり、その環境や大人とのかかわりが、心身の成長に影響を与えることを踏まえ、子どもの状態に応じた支援を行わなければならない。
- ・母子生活支援施設は児童福祉施設でありながら、その母親も一緒に世帯単位で入所していることが大変重要な点である。母親の年齢は16歳～60歳代と子ども以上に年齢幅が大きい。抱える課題も様々であり、母子生活支援施設はこれらの幅広い年齢の多岐にわたる課題を抱える世帯に対して、日常生活支援を中心として「生活の場」であることに軸足を置いた支援を展開する必要がある。
- ・退所の時期は、それぞれの抱える課題が解決でき、地域での生活が安定して送ることができる見込みができた時点であり、それぞれの抱える課題の内容や数、活用できる資源によって必要な在籍期間は様々である。また、退所については、利用者・福祉事務所・施設の三者で課題の解決状況について確認したうえで決定することが必要である。

### キーワード

- ・対象年齢
- ・妊産婦
- ・生活の場
- ・退所の時期

## 解 説

### ◆子どもと母親の年齢層

母子生活支援施設を利用できる子どもは、児童福祉法により乳児から満18歳に至るまでの子どもです。しかし、18歳を超えても、必要があると認められる場合は、満20歳に達するまで利用を延長することができます。

母子生活支援施設は、児童福祉施設でありながら、その母親も一緒に世帯単位で入所できる施設であることが大変重要な点です。10歳代で母親になった場合も含め、利用する年齢層は60歳以上まで幅があります。

それゆえ、抱える生活課題も様々であり、母子生活支援施設はこれらの幅広い年齢層の多岐にわたるニーズに対して、日常生活支援を中心として「生活の場」であることに軸足を置いた支援を展開する必要があります。

### ◆妊産婦への支援

妊娠期からDVによる被害を受けたり、夫（子の父）等が行方不明になったりするなど、支援を必要とする妊産婦も多く存在します。近年では、10歳代で妊娠・出産し母子家庭になるケースも増加しています。

このような支援を要する妊産婦については、婦人相談所が行う一時保護委託として母子生活支援施設における受け入れが可能です。子どもの最善の利益や発達状況を考慮して、妊産婦の利用期間の延長や一時保護の受託に対応していくことが望まれます。

さらに、出産後は通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母親と子どもへの支援を提供することができます。（参照：厚生労働省通知：◎ページ）

### 【コラム】妊娠・出産に関わる支援の必要性

近年、妊娠・出産に関わり多岐にわたる悩みを抱えている者が多く存在するにも関わらず、相談窓口が周知されていない現状があることから、妊娠等に関する相談窓口の設置・周知、保護・支援制度の活用などを促進するための通知が厚生労働省から出ています。（参照：厚生労働省通知：188ページ）

この通知においても、母子生活支援施設は、保護・支援制度の一つとして掲げられています。

#### ◆子どもへの支援の留意事項

母子生活支援施設を利用する子どもは、妊産婦をも含む全年齢層の子どもであることから、その心身の発達や発育、成長は一人一人異なっています。また、子どもの生活体験も多様であり、その環境や大人との関わりが、心身の成長に影響を与えることを踏まえ、子どもの状態に応じた支援を行わなければなりません。

#### ◆退所の時期設定

退所の時期は、利用世帯が抱える課題が解決でき、地域での生活が安定して送ることができる見込みができた時点であり、それぞれの抱える課題の多さやその内容、活用できる資源によって必要な在籍期間は様々です。そのため、一律に早期退所を目指すのではなく、退所については、利用者・福祉事務所・施設の三者で課題の解決状況について確認したうえで、利用者の意向を尊重して決定することが必要です。

## 5 支援のあり方の基本

### (1) 母子生活支援施設における支援の基本的な考え方

・母子生活支援施設における支援は、母親と子どもの最善の利益を保障するために行われる。それは、暴力や貧困などの危機的な状態から抜け出すだけでなく、母親と子どもが自分の意思で課題と向き合って解決できるよう支え、さらに自身がもつ将来の夢や希望、つまり自己実現に向けた途を歩めるよう寄り添うことである。

・支援における関わりは母親と子どものそれぞれの人格と個性を尊重し、人としての尊厳を重視したものでなければならない。また、様々な支援の局面があるとしても、合理的で計画的な一貫した専門的支援を行う。このことは、支援の効果を高め、それぞれの関係者に対する説明責任を果たす根拠ともなる。さらにコンプライアンスの遵守にもつながる。

・また、対利用者、連携等における専門的対人援助スキルの発現を徹底する。

#### キーワード

- ・母親と子の尊厳
- ・合理的で計画的な一貫した専門的支援
- ・専門的対人援助スキルの発現

#### 解 説

##### ◆母子生活支援施設における支援とは

母子生活支援施設は、何のためにあるのでしょうか？そこで求められる支援とはどのようなものなのでしょうか？

そもそも、支援とは何なのでしょう？以前の社会福祉施設では、「指導」という言葉が一般的でした。指導とは、「あるべき状態に導いていく」ことを指します。それは、職員が一段高い位置にいて、母親や子どもを高みに導いてくるというイメージです。しかし、このような指導では、母親や子どもの人格や個性を徹底的に尊重することが難しいということがわかってきました。また、人としての尊厳を重視するためには、母親や子どもの主体性を尊重し、また母親や子どもの意思に沿って、寄り添い支えることが必要です。社会福祉の大きな目的は、人の人権を護ることです。社会福祉「支援」自体が人権侵害の危険性を帯びてしまっている事例も少なからず見受けられます。私たちはこのような行為は徹底して排除する必要があります。母親も子どもも権利主体としてとらえる必要があります。



また、社会福祉支援は、「何のためにするのか」を常に考え、そのために効果的で効率的な支援を展開することが求められています。その状況に応じて臨機応変に支援をすることも大切ですが、それ以上に、「何のために」「どのような方法を用いて」「何に取り組むのか」を明確にした、また計画的で筋道のはっきりした支援を行うことが重要です。場当たりの支援は、無駄が多いだけでなく、「何のために」行っているのが分からなくなる危険性が非常に大きいのです。その場合目的自体がすり替わってしまうということもあります。

#### ◆ソーシャルワークの重要性

このようなことを避けるためにも、支援の道筋を明確に示し、合理的な説明ができる支援を展開することが必須です。ソーシャルワークの考え方は、その土台となることができます。ソーシャルワークでは、利用者を生活の主体者としてとらえます。人は皆自分の生活の主人公であり、自らの環境にある要素とお互いに影響を与え合って（相互作用をしながら）生活し、その中で環境に適応して安心して生活することが望めます。このような適応がうまくできていない場合に、ソーシャルワークの支援が必要となります。このような適応（ニーズの充足）を目指すためには、アセスメント、プランニング（支援計画）、支援、評価等のいわゆる過程を踏んで、合理的で計画的な一貫した専門的支援を展開することが重要です。

また、利用者の課題、ニーズが複雑化多様化する中で、このようなアセスメントやプランニングに基づいた支援を展開できなければ、支援の体をなさない事にもなります。このような、専門技術を向上させることが施設、職員には求められています。また、専門的対人援助スキルを磨き、利用者や連携先と十分なコミュニケーションをもち、支援を展開することも求められています。このような、支援のスキルを向上させ、支援の軸にすることは徹底して追求されるべきです。

## 【コラム】 ソーシャルワーク

ソーシャルワークとは、社会福祉支援の方法の総体です。ソーシャルワークは約一世紀の歴史がありますが、以前は、個人や家族を個別に支援するケースワークや同じ課題を持つ人の集まりである小集団などとそのメンバーを支援するグループワーク、地域をその対象とするコミュニティ・ワーク（オーガニゼーション）などに別れていましたが、現在ではそれらを一体的に活用し支援する考え方になっています。ソーシャルワークは介護や保育のようなケアワークと一緒にそれぞれが車の両輪のように機能する社会福祉の方法です。現在のソーシャルワークにはアセスメントやプランニングなどを用いて、支援の考え方、方向性、方法論を示す働きがあります。

ソーシャルワークは、「ソーシャルワーク専門職は人間の福利の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響しあう接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である（国際ソーシャルワーカー連盟 2000 年）」と定義されています。また、その使命については、「ソーシャルワークの第一義的使命は、傷つきやすかったり、抑圧されていたり、貧困の中で生活する人々のニーズとエンパワーメントに特別な関心を寄せ、人間の幸福を強化し、人間の基本的要求の充足を援助することにある。ソーシャルワークの歴史上、定義上の特色は、この専門職の焦点が社会的文脈における個人の幸福や社会の幸福に当てられていることにある。（NASW Code of Ethics, 1997 年）」と述べられています。

ソーシャルワーカーに関しては、「第一の目標はニーズを持つ人を援助し、社会課題に取り組む」、「人権侵害などの社会的不正義に挑戦する」、「人間生来の尊厳と価値を尊重する」、「対人関係の主要な重要性を認識する」、「信頼に足るやり方で行動する」、「その専門職としての能力の範囲で実践しその専門性を発達させ強化する」などの倫理的原則があります。これらを明文化したものがソーシャルワーカーの倫理綱領です。母子生活支援施設の倫理綱領もこれに準ずるものです。

## (2) 支援のあり方

### ①生活の場であればこそできる支援

・支援は、できるだけ親子、家庭のあり方を重視して行われることが重要であることから、母子生活支援施設は、入所型の施設の特性を生かし、母親と子どもに対して生活の場であればこそできる日常生活支援を提供する。

・入所にあたっての支援、入所初期の生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を意識しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を計画的に展開する。

・利用者の課題を正しく理解し、必要な支援を高い専門性をもって提供する必要がある。

・それは、「課題解決」と日常の「生活支援」を組み合わせ、母親と子どもの生活の安定と自立、子どもの健康な発達と自立を目指し、その時どきの個別のニーズや課題に対して利用者と共に取り組んでいく支援、日常の関わりの中でその母親と子どもが元来もつニーズの充足をめざす支援、日常のさまざまな事象における利用者にとっての意味を見だし、実践の意味を確認しつつ進めていく支援であり、ソーシャルワークの考え方を基盤とした総合的支援である。

### キーワード

- ・日常生活支援
- ・個別のニーズや課題
- ・ソーシャルワークの考え方を基盤とした総合的支援

### 解 説

#### ◆日常生活支援の重要性

母子生活支援施設の特徴の一つは、生活の場であればこそできる日常生活支援がその中心となることです。また、相談などを用いて、利用者の母親と子どもの抱える複雑で多様な課題を、一つ一つ共に解決する支援ももう一つの支援の柱です。母子生活支援施設の支援は、日常の「生活支援」と「課題解決」支援を組み合わせ、総合的にまた包括的に展開し、母親と子どもの生活を支え、また自立に向けて共に取り組むものです。

日常生活支援は単に家事の手伝いや育児の手伝い、保育というだけではなく、様々な意味があります。それは支援の目的、目標へと至る過程の中で、大きな意味を持ちます。

また、施設、地域、職場、学校、その他の環境の中における母親と子どもの存在を意識して支援をする必要があります。

◆取り組みの主体と個別のニーズ・課題

母子生活支援施設における支援は、母親と子どもの安定した生活の実現と、個別の母親と子どもそれぞれの自立を促すものです。その取り組みの主体はあくまで利用者母子であり、その意思や意向を尊重して行うことが何よりも大切です。また、あるべき姿に導こうとするのではなく、その母親と子どもが抱える、その時々々の個別のニーズや課題を充足、解決することを目指すものです。

利用者母子は、多くの困難な状況をくぐり抜け、やっと母子生活支援施設にたどりつくことが多いのです。そこには、個別の多層的で複雑なニーズ・課題が存在することは当たり前のことなのです。支援者には、高い専門性をもって、利用者の状況を適確に判断し、支援の全体像を利用者とともに描いていくことが求められます。また、入所にあたっての支援、入所初期の生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程を踏み、切れ目のない支援を提供することが求められます。過程の遂行の中で、その都度、適確にアセスメントやプランニングを繰り返し、その時々々のニーズ・課題に応じた支援を適確に提供していくことが求められます。支援者には、支援全体の中でのその時々々の日常の支援の意味を常に意識し確認しながら支援を進めていくことが求められています。その基盤となるのはソーシャルワークの考え方です。

## 【コラム】日常生活支援

施設では、様々な支援が提供されています。生活支援もその中心となります。生活支援で大切なのは、それらの支援が、一貫した合理的な流れの中に位置づけられ、専門的に実践されているかです。ソーシャルワークは、そのことに大きな方向性を示し、支援の全体性をデザインする働きがあります。そこでは、ケアも含んだ支援の全体性こそが重要なのです。支援者は、やみくもに思いつきやその場限りの支援をするのではなく、その支援の流れの中での個別の支援の意味を十分理解したうえで実践を行う必要があります。また、ケースごとの考え方を施設全体で共有しておく必要があります。

施設での生活では、あらゆる局面での日常生活の諸相、つまり家事や職場、学校、親子・家族関係、余暇、健康、住環境の整備、などが重視されます。DVや虐待的対応を受けてきたり、あるいは苛烈な生活を経験してきたりした母親と子どもが、安心して生活し、育つことができる環境を提供され、そこで日々生活し、楽しみ、学び、時にはつまずき、守られる体験を職員と共にすることが何よりも大切だと考えます。このことが、自立生活の基盤となるのです。

日常生活支援はともすれば、管理的指導になってしまう可能性があります。管理的になるのではなく、母子との関係を築き、母子のニーズや思いを適確にとらえて、対応していく必要があります。母親の思いとニーズ、子どもの思いとニーズをよく理解し、どちらの思いやニーズも尊重できるような支援を展開することが重要です。また、時間をかけて繰り返し、粘り強く支援していくことも求められます。

## ②母親と子どもへの支援を行ううえでの職員の配慮

- ・さまざまな事由で入所してくる母親と子どもに対しては、入所時には質的にも量的にも最も濃密な支援を必要とする。その後、母親と子どものニーズに即した自立に向けた中、長期の支援を行う配慮が求められる。
- ・母親と子どもは、ともに入所前の厳しい生活環境のなかで自己肯定感が低められたり、社会や他者への信頼を傷つけられている場合も多い。そのため、母親と子どもが、ともに自己肯定感を回復し高める支援が重要である。また、「自分は自分のままでよい」という安心と癒しの場の提供に心がけ、「ひとを信じてても良い」と思えるような関わりを職員は醸成していかなければならない。

### キーワード

- ・自己肯定感
- ・安心と癒しの場

### 解 説

#### ◆支援の全体像の把握と職員の配慮の必要性

前の項目でも述べましたが、支援者は支援の全体像を常に意識し、「今はその中で、こういう意味の支援を行っているのだ」ということを確認しながら、進めていく必要があります。支援が始まったばかりであっても、支援が長期にわたっている場合でも、このことは決して忘れるべきではありません。また、その時々利用者母子のニーズを明確化して支援にあたることも重要です。濃密な支援であっても、見守りの支援であっても、その意味を重視することには変わりありません。

そのうえで、職員は厳しい環境にさらされてきた利用者母子の状況や心のあり方に配慮し、共感的対応を下に利用者を受け容れ、関係を構築し、それを通じて支援を展開していく必要があります。

#### ◆自己肯定感の回復・向上への支援

利用者母子への支援では、入所前の厳しい環境からくる自己肯定感の回復や向上をその中心に置くことが求められます。また、人への信頼を取り戻すことが重要です。そのためには、安心して「このままでよい」と思える物理的、社会的、人的等の環境を整備し、「この人を信じててもよい」という人間関係をつくっていくことが求められます。そのために、利用者母子を徹底して守る意識や受容や共感等の関わりが役に立ちます。利用者母子を否定したり、規則だからと一方的に型にはめたり、叱責したりすることは役に立ちません。そればかりか、利用者の心を傷つけ、利用者支援者の関係構築を阻害

してしまいます。そうならないためには、利用者と同じ目線に立って支援するよう常に心掛けていく必要があります。いわゆる「上から目線」は支援にとって害になりさえしますが、決して役に立つことはありません。

### 【コラム】 自己肯定感とストレングス

支援者は「母親と子どもには課題があるからそれを解決しなければならない」という考え方で支援を展開するのではなく、「いろいろあるけれど、母親と子どもの成長と変化をもたらすよう共に取り組もう」という考え方で支援に取り組む必要があります。

「課題」というネガティブな見方から離れ、個々の「ニーズ」に焦点をあてる見方に移行することで、利用者やその環境を単にネガティブに見るのではなく、中立的、ポジティブに見ることがしやすくなります。

旧来のパターナリズム（父権的保護主義）による「指導」では、「よき母、よき家庭、よき子ども」の形にとらわれすぎて、支援者の価値観に照らした「こうあるべき」像に母親や子どもを合わせようとするようになります。それでは、母親や子どもの心や考えに向き合わない、声を聴かないこととなります。また、現在の母親や子どもを否定することにつながります。さらに、行き過ぎたパターナリズムは権利侵害の温床となってきました。「母親や子どものために」「母親や子どもの将来のために」という論理でその権利を侵害していないか常に吟味が必要です。パターナリズムの考え方による指導では適切な支援関係が構築できません。母子生活支援施設においては、支援関係を軸においた個別の支援が期待されています。そのためにはパターナリズムからの脱却が必要です。

反対に、その人の良いところ、強み、健康なところに焦点を当てる見方のことを「ストレングス視点」と言います。この焦点の当て方の変化、つまり母子自身やその環境のもつ強み、強さ、肯定的な力に注目し、母子自身の力を成長、個々のニーズ充足あるいは目標達成に活用するという考え方に移行することで、支援は利用者を「肯定」するものとなります。また、支援者はそれを可能にするよう一緒に取り組む仲間となります。ストレングスの評価により、人は自信や自尊心を少しずつ得ることができ、DVや虐待、苛烈な生活によって失われていた自己肯定感を取り戻す第一歩を踏み出すことが可能になるのです。ストレングス視点をもつことで、利用者母子と支援関係を築き、お互いの信頼感を高めていくことが可能となります。人は人から認められることで、自分自身や他の人を認めることができるようになります。このような支援を展開するためにもストレングス視点は不可欠です。

### (3) 支援を担う人の原則

#### ①母親に対する支援

- ・複合的な生活課題や心理的課題に対して、生活を共にする視点から、母親と子どもの生活の場に身を置き、その立場に立った支援に努めることが求められる。
- ・孤独感や自己否定からの回復のため、人は本来回復する力をもっているという視点(ストレングス視点)に基づいた支援を行い、母親のエンパワーメント(さまざまな能力を強めること)へつなげることが必要である。
- ・子どもの発達段階に応じた子育ての技術を母親に伝え、子育て支援を行っていく。
- ・母親に対し、親役割の遂行という視点からのみ支援するのではなく、ひとりの人間としての自己実現をめざすことを支持し、共感する視点も大切にされた支援を行う。また、母親自身が厳しい生活環境のなかで子ども期を過ごし、子どもに必要な福祉が阻害されてきた場合も多いため、母親自身の生活史における思いや願いに寄り添った支援も求められる。
- ・支援や子どもの育ちにおいて、常に母親と子どものパートナーであることを意識することが求められる。

#### キーワード

- ・ストレングス視点
- ・エンパワーメント
- ・パートナー

#### 解 説

##### ◆利用者への信頼とストレングス視点

利用者の母親は、生活や子育てに大きな困難をかかえています。入所前の生活は過酷な状況であり、その中で孤独感や、自分はダメなのだという自己否定の感情をもつことが多いです。そのために無力感に苛まれたり、またそれを見せたくないという気持から攻撃的になったり、拒否的になる場合もあります。支援者には、このような母親の気持ちをよく理解し、ねばり強く、受容、共感し寄り添うことが求められます。そのためには、利用者を信頼する姿勢を貫く必要があります。

また、ストレングス視点(ダメなところや弱いところを見つけて改めさせるのではなくその強みを見つけ最大限強めるという見方)に基づいて、母親や子どもさらにその環境の「よいところ」をさがし、肯定的に評価し、より強めていくという支援を展開することが求められます。長い間厳しい環境の中で生活してきた母親の孤独感を緩和し、



自己肯定感を回復、向上してもらうためには、遠回りに見えても、日常的なねばり強いこのような支援が、結局は効果的に実を結ぶ場合が多いです。支援において、母親は常にパートナーなのです。このようなことが真の意味でのエンパワーメントの土台となります。

#### ◆子育てと生活の主体としての母親のエンパワーメント

母親には子育てと生活の主体として、エンパワーメントしてもらう必要があります。子育てや生活の技術を自分なりに身につけてもらったり、愛情の表現の仕方を理解してもらったりすることは大変重要なことです。しかし、それも母親の状況に応じて考える必要があります。何よりも必要なことは、母親が主体的に子育てや生活ができるよう、母親の様々な力をエンパワーメントすることです。「母親だから」「母親なら当たり前」などと紋切りに考えるのではなく、その母親の状況に応じた母親役割の果たし方や生活者としてのあり方を考える必要があります。それで不足する場合は、支援者が補うことができます。エンパワーメントはその人の力を強めるだけではなく、その人が力を発揮できるよう支援することでもあります。また、環境に働き掛けることでもあります。このことを理解したうえで、子どもの育ちや生活においても母親と支援者は常にパートナーであることを意識しましょう。

#### 【コラム】 パートナーシップ

支援は、支援者から利用者に一方向的に与えられるものであるという見方がありますが、それは正しくはありません。支援は、利用者のニーズ充足（課題）に利用者支援者がタッグを組んで取り組んでいくという前提をもつことが重要です。利用者ひとりではどうしても取り組んだり、解決できない、あるいはしにくい課題に関して支援者とともに取り組んでいくというスタンスが重要なのです。

人やその状況が変化するために必要不可欠なものは、その人の「変化への動機づけ」です。「変わりたい」という気持ちが何より必要なのです。支援においては、利用者のこのような主体的な気持ちが最大限尊重される必要があります。そのために、変化や支援の主体が利用者で、支援者はそれを支えるパートナーであるという意識をもつ必要があります。共に困難を乗り越え、自立を達成するためのパートナー、あるいは共に子育てをするパートナー、自分の育ちをいつも見て支えてくれるパートナーとして、利用者母子から認識されて初めて、本当の意味での支援の出発点に立てるのだと考えられます。

そのために、利用者母子に向き合い、共感することが何より大切です。パートナーとしての支援者が利用者のエンパワーメントを可能にするのです。

## ②子どもに対する支援

- ・職員は、子どもとの関係づくりにおいて、常に自らのあり方を問われている。専門的な関わりや知識、技法の修得や、子どもと一緒に行動する人、生活に根ざした知恵や感性をもち、ユーモアのセンスのある人、善悪の判断を適切に示し、いざというときに頼りになる人、など子どもに求められる大人像に応える努力が望まれる。
- ・子どもが生きている幸せを感じられるようなさりげない配慮がこもった日常生活のために、創意工夫が望まれる。そのための職員間の協力、スーパービジョン、マネジメントが必要である。また、子どもが持っている力や強み（ストレングス）に着目し、エンパワーメントしていくことも重要である。

### キーワード

- ・求められる大人像
- ・ストレングス

### 解説

#### ◆子どもの状況の理解の重要性

子どもへの支援においても、入所前には大変過酷な状況で生活を余儀なくされ、大変な目にあってきた子どもたちを支援することを意識することが重要です。幸福であるべき子ども時代に、傷ついたり喪失したりする体験を繰り返してきた子どもたちは、孤独感や自己否定の感情をもっていることが多いです。暴力を繰り返し見聞きし、あるいは受けてきた体験は、その自己表現やコミュニケーションのあり方を歪めているのかもしれない。支援者はそのようなことを前提に、現在の子どもの状況をよく理解し、支援にあたる必要があります。母親の場合と同じように、無力感、攻撃性や拒否の意味をよく理解し、寄り添う姿勢が何よりも大切です。

#### ◆寄り添う姿勢と配慮の必要性

子どもの気持ちを受容し共感することから支援は始まります。「あなたを見放さない」「あなたを見守っている」という姿勢を一貫して示す必要があります。しかし、思春期等の子どもたちは、大人の介入をなかなか認めてくれないといったことも、理解しておく必要があります。また、発達における課題のある子どももいます。つまり子どもの発達や障害について深く理解し、それに応じた支援を展開する必要があります。子どもの場合も、一方的な指導や、叱責で型にはめようとすることはほとんど役に立ちません。子どもに寄り添った姿勢で信頼関係をつくり、子どものストレングスを評価し、強める

といった発想が必要です。そのことで、人としての子どものエンパワーメントが可能となります。

◆専門性の習得の重要性と求められる大人像

支援者はまた、専門的な関わりや知識、技法の修得や、子どもと一緒に行動する人、生活に根ざした知恵や感性をもち、ユーモアのセンスのある人、善悪の判断を適切に示し、いざというときに頼りになる人、などの役割を果たし、子どもに求められる大人像つまり大人のモデルとなることが求められています。常に子どもとの関係において、自らのあり方が試されているといえるでしょう。

子どもへの支援のみならず、母親への支援においても、家族への支援においても職員間の協力、協働が大変重要です。そのために、マネジメントやスーパービジョンが適切に行われることが必要です。

## 【コラム】 子どもの権利

国連（ユニセフ）は1989年に子どもの権利条約を採択し、1994年に日本はこの条約を批准しました。子どもの権利条約はわが国では大変よく知られているものですが、児童福祉施設である母子生活支援施設では、お母さんの権利とともに子どもの権利を擁護することが何よりも大切な役割です。子どもの権利条約の柱として以下の4つがあげられています。

- 1 生きる権利：子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。
- 2 守られる権利：子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。
- 3 育つ権利：子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。
- 4 参加する権利：子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

子どもは受動的な存在であるという側面があります。自分で自分を守ることが難しい状況にある存在です。だからこそ、大人は、子どもが生き、育つ権利を守る必要があるのです。障害等の特別な配慮を要さない子どもについても当然守られる権利が尊重されなければなりません。また、子どもには、生きていく主体として、また権利の主体として尊重されなければなりません。つまり、上の4にあるように、意見表明や参加の権利が保障され、擁護される必要があるのです。

母子生活支援施設では子どもの権利擁護を支援の根幹に据える必要がありますが、子どもの受動的権利と主体的権利を双方とも十分に尊重し、権利擁護の砦として支援を提供していく必要があります。

### ③母親と子どもの関係性における支援

- ・一つの家族として関係が安定するよう双方の代弁や調整を行い、親子関係の強化、再構築を図っていく。
- ・家族の課題や状態を見極め、その現象の背後にある事実や思いを把握するとともに、母親と子どもの相互作用を活用し、不適切な関係を調整し良好な関係を構築していく。
- ・ハイリスクで緊急を要する状況の場合には、ただちに危機介入を行うことが求められる。

#### キーワード

- ・家族関係の強化、再構築および安定
- ・危機介入

#### 解 説

##### ◆家族関係の強化と再構築、安定

母子生活支援施設の最大の特徴の一つは、家族を一体として支援できることにあります。家族は、常に成員間での影響の及ぼしあいを行って生活する単位です。母親が心身の状況が良くなければ、子どもとの関係に影響があり、また、子ども間にも影響があります。このことは、子どもたちの心身の状況に直結します。子どもの状態のあり方も母親や他の子どもの状態に大きな影響を与えます。しかし、何か良い傾向があれば、それは家族の関係や他の成員の状況の改善に直結します。家族にはそのような力があることを支援者は理解する必要があります。つまり、家族の関係や状況の改善をもたらす、循環を作る支援を提供することが求められています。

また、家族間には常に対立や矛盾、ジレンマが存在することも忘れてはなりません。そこには大変複雑なメカニズムが働いています。そのことをよく理解し、家族成員お互いの代弁や関係調整の支援を行い、両者の納得できるより良い家族関係を作る支援も重要です。

また、長い間暴力的な環境におかれていた場合には、虐待や暴力の課題を抱える家族もたくさんあります。家族内暴力を排除することは最も優先されるべきことです。そのために、その暴力の背後にある状況をよく理解し、被害者加害者の双方に寄り添い、それぞれが必要な支援を提供することが求められます。何が必要かについては、母親と子どもの状況の適確な把握によって導かれる必要があります。

### ◆危機的状況への介入

虐待、暴力が深刻な場合には、緊急に危機介入を行い、適切な処置を行わなければなりません。場合によっては母子分離を一時的に行うことが求められます。支援者には、このような状況において柔軟で適確な判断ができる必要があります。

#### 【コラム】 家族システムの考え方

家族は、一つのシステムとしてとらえる必要があります。システムとは個々の要素が相互に影響しあいながら、全体として機能するまとまりや 仕組みのことを指します。家族システムでは個々の要素は母親や子どもたち一人一人だと考えられます。これらの要素は一つ一つ独立して動く側面もありますが、システムの中で相互作用（影響の及ぼしあい）を繰り返す、他の要素に影響を与え続けます。他の要素も同じく他の要素に影響を及ぼし、その影響の連鎖は複雑に連なっていくと考えられます。良くない連鎖のあり方は、膠着状態になって固定化する傾向があります。良くない膠着状況は繰り返されるDVや虐待によく見られます。反対に、健康な家族関係は柔軟で、家族の状態の変化に容易く対応する傾向があります。

家族を支援する場合、個別の家族成員に対する支援は他の家族成員に影響を与え、また家族の関係やあり方にも影響を与えることを十分理解して支援する必要があります。また、家族をシステムとしてとらえて、そのシステムに変化をもたらすよう支援するという発想も大変重要です。あまり良くない家族関係の循環を良い健康的な循環に変化させるように支援することが重要です。そのためには、家族の状況に応じて、家族意思の疎通を円滑にし、家族における膠着的な状態を認識しどうすれば膠着を解くことができるか、家族に変化をもたらして、我慢したりつらい目にあい続ける成員がいないようにするにはどうすればよいかを、家族とともに考えていく必要があります。また、子どもたちの成長とともに家族がその変化に対応できるよう柔軟なシステムになれるよう支援していくことが重要です。

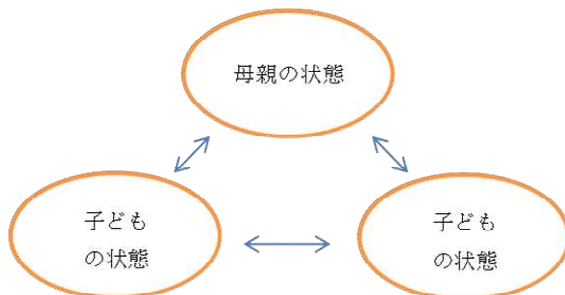


図1 家族の循環

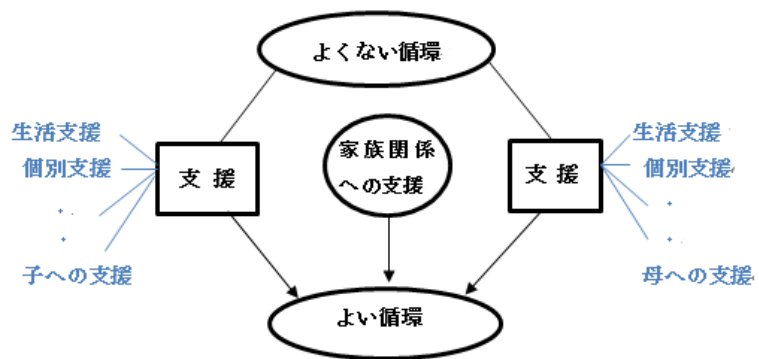


図-2 家族の循環と支援

#### ④支援を担う人

- ・ 支援の知識、支援の技術、支援の価値を理解した専門家となることを追求するとともに、「ともに成長しようとする大人」としての存在であることが求められる。
- ・ 職員の専門性は、たえず見直されなければならない。そのため、研修を活用するとともに、他職種によるケースカンファレンス、支援の実践と研究の並列的な推進が必要である。
- ・ 職員は、自己の感情を適切にコントロールして支援にあたることが求められる。また、自分自身の基準で利用者を評価的にとらえるのではなく、あるがままに理解し、受け止めようとする姿勢が求められる。
- ・ 母親と子どもへの支援はチームで行なわなければならない。また、個人的力量で対応したり、経験や勘のみに頼ったりすることは、独りよがりです。誤った支援に陥るおそれがある。チームでの支援をシステムとして構築し、質の高いチームづくりをすることが重要である。
- ・ 職員は、利用者にさまざまなニーズに対応する適切な支援を保障し、「支援の質」の向上を意識することが求められる。そのために職員が専門職として成長する、スーパービジョンの体制構築が重要である。

#### キーワード

- ・ 専門家
- ・ チーム支援
- ・ 支援の質の向上と支援者の成長

#### 解 説

##### ◆求められる専門性

母子生活支援施設の支援者は、ソーシャルワークや保育を基盤とした高い専門性を有する必要があります。その専門性は日々新たなものになることが求められています。その中でも、利用者母子の状況を適確に把握し、支援の目的、目標を明確化し、支援の道筋を組み立てる、アセスメントとプランニングの専門性は特に重要です。また、ソーシャルワークの技術に基づいた関係づくりの専門性も大変重要です。

少数ではありますが、未だに自己の感情や思い、自己流の価値観や評価を一方的に押し付け、怒りや嫌悪感、否定の感情を利用者にぶつけるという「支援」を行っているのを見受けることもあります。このような「支援」は支援ではありません。自己の感情や思い価値観を、前面から2歩も3歩も退かせて、利用者の感情、思いに焦点化し寄り添う姿勢が何よりも大切です。「そのようなことをしていても、この人たちは変わらない」という声を聴くこともありますが、ねばり強くあるがままに理解し、受容し、共感する



ことで、人や状況は変化していきます。時間がかかる場合もありますが、結局はそのことが支援の土台として大きな働きをしてくれます。それがこの仕事の専門性の核となります。

支援の経験は大変重要な資質です。しかし、経験やそれに基づく勘にのみ頼る支援は誤った支援を導くおそれがあります。このことを防ぎ、経験を支援に活かすためには、常に支援を振り返り、内省しその支援について説明できるように備える必要があります。

#### ◆チームアプローチの必要性

スタンドプレイは役に立たないばかりか、支援の妨げになることが多いです。いつもチームワークを大切にし、利用者の状況やニーズ、支援に関する情報を共有し、チームとしての支援全体を意識する必要があります。また、チームのメンバーは、その支援の中での自分の役割を明確に理解することも重要です。そのためにもケースカンファレンスは必須です。

多職種、多機関によるチームを組む機会も多いです。その場合には、カンファレンス等を活用し、母子生活支援施設の支援の専門性と役割をよく理解してもらい、上記のチームワークを行う必要があります。

#### 支援の質の向上と支援者の成長

支援者は、支援に関する知識、技術、価値を理解し、それを支援の土台とすることが求められます。そのためにも常に研修や研究を怠ることなく自己に課し、自己研鑽する必要があります。スーパービジョンの活用も有効な手段です。仕事である以上、専門性を磨くことは当然のことです。支援者は利用者と共に「成長する」存在でありたいものです。そのことで、利用者のニーズに適確に対応する適切な支援が保障され、「支援の質」の向上がもたらされると考えられます。

### 【コラム】 「ニーズ」に対応する

「ニーズ」は大変難しい概念ですが、基本的には「人が生活するうえで必要だけれども欠けている（不足している）もの、あるいはその状況」と考えればよいと思われます。人が生活するうえで必要なものはたくさんあります。また当然ながら、その人の状況によってニーズは異なります。さらに、人間の発達段階に応じて基本的なニーズは変化していきます。子どもには子ども特有の発達ニーズがあります。人間の基本的ニーズには、①生理的ニーズ、②安全のニーズ、③所属と愛情のニーズ、④尊重されるニーズ、⑤自己実現のニーズ、⑥自分や世界を知るニーズなどがあると言われています。また、生理的ニーズ、経済的ニーズ、社会的ニーズ、心理的ニーズなどに分類される場合もあります。アセスメントでは、利用者の状況を把握して、現在におけるそのニーズを確定する作業を行います。その時に、この人間の基本的ニーズに照らして、ニーズを多角的にとらえていく必要があります。表面に出てきにくいニーズもあります。ニーズをとらえる場合には、多角的に丁寧、そしてできるだけ利用者と共に考えていくことが求められています。

何よりも重要なのは、支援を展開するときには、利用者のニーズを中心に考えていくことです。たまに、これは利用者ではなく支援者のニーズではないかというアセスメントに遭遇することがあります。支援者は「これは誰のニーズなのか」を絶えずチェックして支援にあたる必要があります。

## 6 母子生活支援施設の将来像

### (1) 入所者支援の充実

母子生活支援施設は、かつては母子寮という名称であった。生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供し保護することがおもな機能であった時期を経て、平成9年の児童福祉法改正では名称変更とともに「自立の促進のために生活を支援する」という施設目的が追加された。近年では、DVや虐待による入所、障害のある母親や子どもの入所が増えている。

母子生活支援施設は、施設による取組の差が大きく、入所者の生活支援・自立支援に積極的に取り組む施設がある一方、従来型の住む場所の提供にとどまる施設も多い。母子生活支援施設に期待される役割の変化を踏まえ、すべての施設に、人権擁護を基盤とした、母親に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止やDV被害者への支援、児童養護施設等からの子どもの引き取りによる母子再統合への支援、アフターケア、地域支援などの支援機能を充実させていく必要がある。

#### キーワード

- ・母子生活支援施設に期待される役割の変化
- ・人権擁護

#### 解 説

##### ◆母子生活支援施設に期待される役割の変化

母子生活支援施設は、社会の変化に伴いその役割を変化させていると考えられます。現在においても、将来的にも、様々な過酷な状況を経験してきた母親と子どもの、人権擁護の砦として機能するのがその役割だと考えられます。母親と子どもの様々な人権が守られる支援を提供できることが、母子生活支援施設の存立の意義なのです。そのために、人権に敏感な支援が展開されることが求められます。

母子生活施設にはDVや虐待の課題、障害や病気、さらに異文化での生活を強いられることなどを抱える母親や子どもが入所してくることが多いのです。それぞれのニーズは複雑で、個々異なります。また、重層的に複雑に絡み合った状況で存在していることが多数あります。母子生活支援施設では、このようなニーズに対処し、それぞれの母親と子どもの、状況に応じた「自立」を実現する支援を展開する必要があります。「自立」と言っても、何の支援も受けずに、自分たちだけで生活ができるというだけのことでは

ありません。母子生活支援施設に入所される方の中には、このような「自立」が難しい方も少なくありません。むしろ、「支援つき自立」という言葉もあるように、支援を受けながら、「自立した生活」を実現するということが重要な視点です。要するに、自立生活とは、安全な環境の中で、安心して、孤立せず、自己肯定感をもって、自分の人生を納得して生活することであるということが出来ます。母子生活支援施設はその機能を発揮して、そのような母親と子どもの自立生活の実現を支援していく役割を担っているのです。

#### ◆施設による取組の差の解消

母子生活支援施設では、施設による取組の差が大きいと言われています。今後、このような差を埋め、また、母子生活支援施設の支援のあり方全体を向上させていくことが求められています。そのためには、個々の施設の努力が必要であるとともに、社会的な様々な取組が必要であると考えられます。しかし、母子生活支援施設が、母親と子どもの人権を護るための最後の砦であることはすべての母子生活支援施設が果たさなければならない役割です。私たちは将来にわたって、支援機能を充実向上させ、この役割を果たしていく必要があります。

## (2) 広域利用の確保等

- ・DV被害者は、加害者から逃れる等のために遠隔地の施設を利用する必要性が高い場合がある。そのために円滑な広域利用を推進することが重要である。
- ・母子生活支援施設の利用のための事務は、母子福祉施策等との連携のため、福祉事務所で行われているが、児童虐待防止やDV被害者保護の役割があることから、児童相談所や配偶者暴力相談支援センターと連携、協働しながら、その支援機能を果たしていくことが重要である。

### キーワード

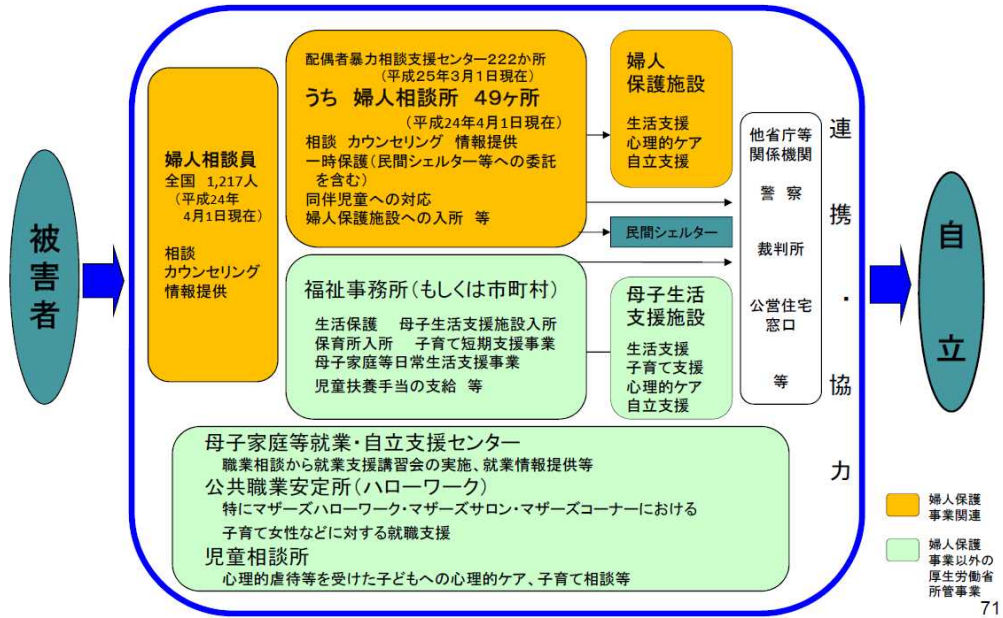
- ・広域利用

### 解 説

DV被害者は、加害者から逃れ心身の安全を確保する必要があることから、遠隔地の施設を利用する必要性が高い場合があります。そのために円滑な広域利用を推進することが重要です。(参照：厚生労働省通知：◎ページ)

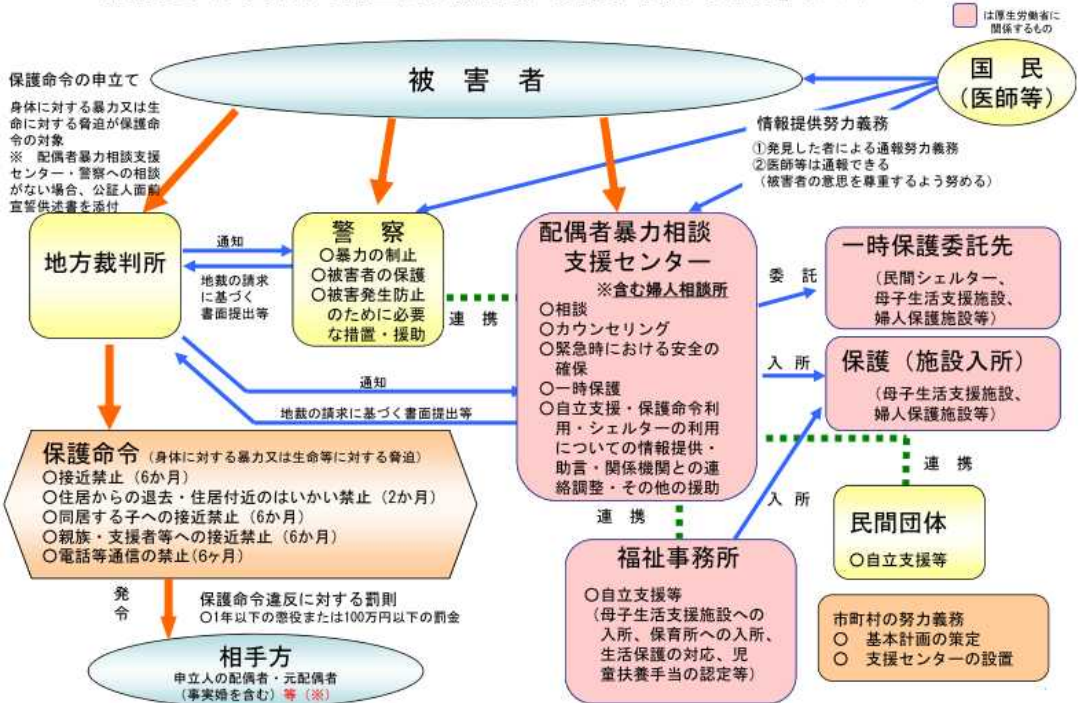
母子生活支援施設の利用のための事務は、母子福祉施策等との連携のため、福祉事務所で行われていますが、児童虐待防止やDV被害者保護の役割があることから、児童相談所や配偶者暴力相談支援センターと連携・協働しながら、その支援機能を果たしていくことが重要です。

## 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組み



71

## 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のスキーム



## 第Ⅱ部 各論

### 1 支援

母親と子どもは、それぞれが自立した一つの人格と権利をもつ存在です。それゆえ、あらゆる権利侵害から守られ、尊厳をもって自らの持つ夢や希望に向かってその可能性を追求していくことが保障されねばなりません。そのために母親と子どもの生活を日常的に、また全般にわたって支援するのが母子生活支援施設の役割です。

また、母子生活支援施設では、職員の専門的な支援によって、母親自身のもつ「女性（人）としての自己実現」や子どもの「健やかな育ち」を目指します。そのために、母親と子どもを「エンパワーメント」することが重要です。

#### （1）支援の基本

母子生活支援施設に入所する母親や子どもは、DVや虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張やストレスによって、よりよく生きていこうとする気持ちや力が弱められていることがあります。

そうした状況そのような母親と子どもが、施設に入所し自立に向けて生活していくためには、「否定されない、排除されない生活環境」があり、「安全に、安心して」生活できるという気持ちになることが大切です。

母親や子どもは、ときに攻撃や拒否の反応を示したり、意思や意見を表明せず、その意図が見えないような行動をとったりすることがあります。しかし、その背景には、新しく入所したこの施設がどのような場所なのかということを見極め、自分の居場所となるかどうかを確認するといった気持ちがあります。職員は支援開始時から、そうした母親と子どもの心の揺れや不安を十分理解したうえで支援にあたるべきです。施設は母親や子どもを否定したり排除したりしない場所であることを理解してもらうことが不可欠です。

そのような前提に立って、母親と子どもが持っている潜在的な力の回復を促し、自分やその家族を肯定して生活していけるよう支援します。それが、母子生活支援施設の支援の基本的なスタンスです。

## ①母親と子どもそれぞれの個別の課題に対して、専門的支援を行う。

- ・母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にした合理的で計画的な一貫した専門的支援を行う。
- ・母親と子どもの課題を正しく理解し、できる限り、親子、家庭のあり方を重視した支援を行う。
- ・母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行う。
- ・資料等を使いながら、使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行う。

### キーワード

- ・アセスメント
- ・支援のプロセス

### 解 説

母親と子どもの支援で大切なことは、まず、現在の状況がどのようなものを把握することです。どのような状況で入所に至ったのか、その生活はどうであったか、抱えている困難さはどのようなものか等を理解し、現在のニーズを確定します。そして、母親と子どもが今の状況や課題についてどう捉えているのか、感じていることは何なのかを確認します。これがアセスメントです。アセスメントによって、どのような支援が必要かという見立てを行います。そこから課題解決の方向性を見だし、どのような支援を行っていくかという方法を選択し、支援のためのプランを立てます。

プランは具体的でわかりやすいように、誰（母親や子ども）のどういった課題に対して、誰（職員）が、いつ（までに）、どのような手段を使って支援するのか、どういう状態が到達点でそのプロセスはどのようなものかということを示します。また、それらの支援が母親と子どもにとって自主的、主体的に取り組めるようなものであることも大切です。

支援計画は、具体的な内容で実現しやすい形とし、段階を踏んで進めていけるように立てますが、母親と子どものそのときどきの状況と変化にあわせて柔軟に対応することも大切です。さらに、母親と子ども、一人ひとりのニーズに対して個別に計画を立てる必要があります。できれば、母親と子どもが計画の策定に参加できることが望ましいです。



### 【コラム】～ わかりやすい説明・資料の上手な使い方 ～

言葉だけで物事を的確に伝えることはなかなか難しいことです。特に、専門的な言葉は支援者だけが理解していて、利用者は理解できないことも多いのです。伝えたいことをもれのないように相手に伝えるためには、言葉だけに頼るのではなく、目で見てわかるように視覚を使った説明が効果的です。そのためには、イラストや写真などを使用したわかりやすい資料等を用意し、それを母親や子どもと一緒に見ながら丁寧な説明を心がけます。また、内容が正しく伝わっているかどうかを、その都度ひとつずつ確認していくことも大切です。

## (2) 入所初期の支援

施設に入所したばかりは、さまざまな環境の変化によって、不安やとまどいが心を占めていることが多いのです。そのため、まずは安心して生活できることを第一に考えます。ひとまず、安心して生活を安定させた後で少しずつ、母親や子どもが自分のことを考えられるよう環境を整えていきます。

母親や子どもが自分を見つめ直し、これからの生活に主体的に向き合っていけるよう、さまざまな方法で支えます。

①入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行う。

- ・母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、委託機関等と連携して情報提供に努める。
- ・安心して施設の生活ができ、精神的に落ち着ける環境の提供、維持に努める。
- ・子どもが保育所・学校に速やかに入所・入学できるよう支援する。
- ・必要に応じて、生活用品、家財道具等の貸し出しを行う。

### キーワード

・安全な安心できる生活   ・暮らしの再生   ・生活用品の貸し出し

### 解 説

不安な気持ちをもって入所した母親と子どもが生活を開始し、気持ちよく暮らせるようになるために、また、ここで暮らしていけそうだという安心を得るために、まずは住環境を整えます。

入所時に生活用品等を持参していない場合は、施設の生活備品を貸し出します。日常生活に関わる備品だけでなく、鏡や簡単な化粧品など、母親や子どもが身だしなみを気にできるような配慮や、必要な子どもにはおもちゃを用意するなどの小さな気遣いが、施設での暮らしのスタートを後押しし、不安を取り除く一助となります。

母子室は、明るく清潔であることはもちろん、室内にキッチンやトイレ、浴室が設置されていることが望めます。それらは現代の施設では当たり前の条件といえます。また、入所を希望される方には、障害を持った方やハンディキャップをもった方もいます。そのため、施設の設備や母子室は、できる限り多くの方が利用しやすいよう、バリアフリーなどそれぞれの生活に配慮されたものであることが望めます。すべての母子室が

そうである必要はありませんが、必要とする母親と子どもが利用できる状態になっていることが望ましいといえます。

子どもの生活の安定のためには、保育所や学校に通えるようになることが大切です。住民票が移動できない場合は、区域外就学となるため、就学には教育委員会の許可が必要です。この場合、個人情報の制限について学校に十分説明し、子どもや母の情報が漏れることのないよう細心の注意を払います。

## ②新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行う。

- ・休日・夜間でも相談できるよう配慮し、不安・悩みの軽減、心の安定に向けた相談支援を行い、必要に応じて専門機関と連携する。
- ・入所直後は心理的に不安定になりやすいため、コミュニケーションに心がけ、心理面に十分配慮する。
- ・施設を自分の居場所として実感できるよう、職員や入所者とのよりよい人間関係の構築に向けて支援する。

### キーワード

- ・とまどいへの配慮
- ・入所直後のかかわり
- ・休日夜間の相談体制

### 解 説

入所直後は、急激な環境の変化によって、生活上の不安や戸惑いが生じやすくなります。職員は、母親や子どもが感じている不安や戸惑いを理解し、入所直後のかかわりに十分配慮します。あたたかい声かけやコミュニケーションに気をつけながら、不安の解消に向けて働きかけます。

環境の変化によって不安が募り、母親や子どもが精神的に不安定になったときや、困りごとを相談したいとき、話し相手がほしいときなどにも対応できるように、休日や夜間でも気軽に相談できる職員体制をとります。施設で解決できない問題の場合は、必要に応じて専門機関と連携して対応します。

毎日の暮らしの中では、ゴミの分別方法のような些細なことに戸惑うことがあります。入所初期は、そうした生活の細かなところにも配慮し、伝えるべきことを必ず伝えるよう、チェックリストを用意して確認するなどの取組が必要です。その際も、わかりやすい資料を用意し、具体的に伝えることを心がけます。

施設は母親と子どもにとって快適な空間であることが望まれます。とりわけ、同じ施設に暮らす他の母親や子どもたちとの関係が良好なものとなるよう、利用者同士のかかわりにも配慮します。また、母親の中には、これまでの経験から人間関係に不安や苦手意識をもっている方もいます。そのため、相談や子育てや家庭生活への支援を通して、少しずつ不安を取り除いていけるよう支援します。

### 【コラム】～ 暮らしの支援チェックリストについて ～

母親や子どもへの支援は、職員によるチームで行います。職員は、宿直や時差勤務を行っているため、母親や子どもに関わる職員は、毎日一定ではありません。そこで、業務の引き継ぎが非常に重要になります。

職員が業務を交代した場合でも支援が確実に継続されるよう、また、支援に漏れがないよう一人ひとりの母と子どもの生活に合わせたチェックリストを作成するなど、支援する職員にもそのときどきの状況がすぐに確認できるようにしておくことが大切です。

### (3) 母親への日常生活支援

毎日の生活のあり方が場合によっては子どもの育ちにふさわしくないこともあります。

安定した生活を送るためには、生活の基である衣・食・住がある程度満たされた状態がまず必要です。それが十分に満たされていないか、バランスに欠けていたりすると、健康への不安が懸念され、生活そのものが成り立たなくなります。

安定した生活を成り立たせ、母と子どもの心と体の健康を維持向上するためにも、毎日の生活リズムを整えることが重要です。このような生活を実現するためにも、日常生活に関するさまざまな支援を行います。

#### ①母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行う。

- ・母親の生育歴、現在の生活スキル等を踏まえ、安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて衣食住の生活スキルの向上への支援を行う。
- ・家庭の営みは、経験を通して反映されるため、経験に乏しい母親には共に行うことで経験を補う。
- ・健康に不安を持つ母親や子どもには、相談に応じたり、医療機関への受診を勧めたりするとともに、ニーズに応じて健康管理の支援を行う。
- ・入所前に適切な医療を受けられなかった母親や子どもには、既往歴等を確認しながら適切な医療の受診を促す。

#### キーワード

・衣食住      ・生活習慣      ・健康管理

#### 解 説

基本的な生活習慣は、成育歴や生活歴に大きく影響されます。母親の成育歴や生活歴によっては、安定した生活に必要な生活スキルが十分ではないこともあるため、その場合は必要な生活スキルを獲得できるような支援を行います。

日常生活のスキルの獲得や向上は経験の積み重ねによって達成できます。家庭での生活経験が少ない母親の場合、まず現在の生活のあり方を確認し、改善すべきところがあれば一緒に確認しながら改善に共に取り組みます。母親の状況を考慮に入れて、職員が家事を行っているところを母親に見てもらったり、一緒に家事を行ったりします。そう

した経験を増やすことで、徐々に自らのスキルとして日常生活のなかに取り込まれていきます。その際母親のできることを話し合っていくことが重要です。

気をつけなければいけないことは、母親の現在のやりかたを否定せずに新しいやりかたにつなげていくことと、母親自身が大切にしている生活文化からかけ離れないように配慮することです。方法を変えるということが、自分自身が否定された気持ちにつながるよう十分注意します。

毎日の生活の見守りから、衛生面や経済面、家事や育児などにおける苦手なところが見つかったりします。このような明らかになった課題について、日々の生活の中での母親の思いを引き出しながら、共に取り組みます。

施設入所によって、これまで医療にかかれずに放置されていた疾患等が明らかになる場合もあります。このような場合はできるだけ早く医療につなげる必要があります。

日常生活において、たとえば、母親が病気やけが等の緊急時で、炊事や洗濯、掃除などができない場合は、職員が代わりに行います。保育についても同様に対応します。また、母親に障害などのハンディキャップがある場合は、継続的な支援が必要となることもあります。いずれにせよ、そのときの母親の状況やニーズにあわせて、代行や介助などで柔軟に対応し、家族が一つ一つの支援を活かして生活を積み重ねていけるよう取り組みます。

家計管理などの家庭生活への支援は、プライバシーに踏み込むことになるため、人権侵害とならないよう特に細心の注意が必要です。

### 【コラム】～健康管理、家計管理について～

健康管理、家計管理などとは、母親がそれらを「管理」することを職員が支援することを意味します。決して職員が母親を管理することにならないよう十分な注意が必要です。健康管理については、自己の健康状態に理解を促すよう支援し、自己管理を支えます。毎日の服薬に不安がある場合には、服薬管理支援をします。また、金銭の管理については、その方法や内容によっては権利侵害となる恐れが高いという事を意識する必要があります。金銭の自己管理が苦手な母親が希望している等のやむを得ない場合に限り、金銭管理支援を行います。その場合も、管理についての内容を具体的にわかりやすく説明し、その内容を明文化した書面を作成することが望まれます。必要以上に支出や用途を制限・コントロールしたり、支出内容が母親の希望とかけ離れたものとならないよう十分な配慮が必要です。

②母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援する。

- ・母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育提供や保育所へつなぐ支援を行う。
- ・母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行う。
- ・母親が病気の時には、母親の看病や子どもの保育等の支援を行う。
- ・母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育て・かかわりについてわかりやすく説明する。
- ・虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行う。

#### キーワード

- ・保育支援
- ・不安の軽減
- ・虐待や不適切なかかわりへの対応
- ・送迎支援

#### 解 説

母親が安心して子育てに向かうためには、育児に対する不安や負担の軽減が必要です。そのため、職員は必要に応じて見守りや介入など、母と子の状況にあわせた子育て支援を行います。

母親によっては、病気・障害やその他の事情によって、家事や子育てが困難な場合があります。そのような場合は、家事や養育の代行をします。

母親が仕事や病気等で対応できないときは、職員が保育所や学校に子どもの送迎を行ったり、通院に同行したりするなどの支援を行います。

子育てへのかかわりでは、母親の持つ不安を軽減できるよう、子どもがたどる発達の過程や現在の子ども状況について母親にわかりやすく説明し、子どもの育ちへの理解を深めていけるよう支援します。子どもが通う保育所や学校等とも連絡を取りながら、協力して子どもの発達や成長を支援します。

子どもが病気やけがの時に、母親がどうしても仕事に行かなければならない場合などは病後児保育を行います。また、母親が病気等の場合は、子どもの保育とともに母親の看病や家事代行も行い、母と子どもの生活が不安定にならないよう支えます。また、母親の状況やニーズに応じて、就職活動時、就労できても保育所に入所待ち期間がある等の場合には保育、学童保育等を行います。このことは単に保育の代替をすることにとどまらず、母親の精神的安定にも役立ちます。



母親によっては、子どもに対して虐待や不適切なかかわりが見られることがあります。そのような場合は、職員は積極的に介入し、子どもの安全の確保を最優先します。状況に応じて児童相談所に連絡・通報し、連携しながら対応します。

### ③母親が安定した対人関係を築くための支援を行う。

- ・職員と信頼関係を築くことにより人とのつながりを実感し、施設に自分の居場所を得られるよう支援する。
- ・社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、相談に応じる。

#### キーワード

- ・人とのつながり
- ・信頼関係の構築
- ・ストレスの軽減

#### 解 説

母親の中には、人とのつきあいに苦手意識を持つ方がいます。このような場合、ありのままの母親を職員が受け入れることが重要です。

支援を行ううえで最も大切なことは、母親と職員との信頼関係を構築することです。信頼関係によって、母親は徐々に施設に自分の居場所を感じることができるようになり、ひいては自分を肯定すること、自分の存在価値を再認識することにつながっていきます。また、必要な支援を十分提供するためにも信頼関係の構築は重要です。

施設は多くの母親と子どもが暮らしているため、他の母親や子どもとのかかわりがたくさんあります。他の母親との適度な距離の取り方や、母親同士の関係性の中での身の処し方などを経験しながら確認するために、母親相互で交流できる機会を設け、個々の母親の状況に応じてかかわりづくりのための支援を行います。

#### 【コラム】～ かかわりづくり ～

人によっては、人とのかかわりに、ストレスを感じてしまうことがあります。そのような場合は、負担がかからないような距離を保ちながら、時間をかけてゆっくりとかかわっていきます。人にはそれぞれ生まれ持ったペースがあり、それは個人の個性です。そのため、母親のもつペースと抱える気持ちを尊重しながら、時間をかけた穏やかなかかわりを心がけます。

#### (4) 子どもへの支援

子どもへの支援では、大人が子どもと真剣に向き合うこと、本気がかかわることが大切です。子どもは、試し行動などによって信用できる大人か、話を聞いてくれる大人かを見ています。真剣に向き合い信頼関係を構築することが大変重要です。

また、その子ども特有の反応があります。個々の子どものニーズや特性を十分に理解し、支援することが必要です。子どもの発達・生活の状況や、いま何が欠けていて、何が必要なのか（ニーズ）のアセスメントを行い、それに基づいた支援を行います。

子どもは大人の愛情によって守られてはじめて、健全な発達を達成することができます。

#### ①健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行う。

- ・子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行う。
- ・母親と子どもの関係を構築するための保育、保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育等、ニーズに応じた様々な施設内での保育支援を行う。
- ・放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活に必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行う。
- ・DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行う。

#### キーワード

- ・大人の役割
- ・養育支援
- ・ニーズに応じた保育支援
- ・特別な配慮が必要な子ども
- ・放課後活動

#### 解 説

子どもが育っていくうえで、大人は大切な役割を果たしています。一人の大人としてのモデルであったり、気持ちに寄り添ってくれて、困ったときに助けてくれる存在であったりします。そういった大人が果たす役割を十分認識しながら支援を行います。

職員には子どもの特性を十分に知り、子ども一人一人の人格を尊重することが求めら

れます。そのためには子どもとしっかりと向き合い、じっくり話を聞き、共感するという姿勢を持つことが重要です。子どもの育ちには、大人との適切なかわりが大きく影響します。

子どもへの支援として保育支援があります。これには、保育所の機能を施設が代わって提供するものと、入所待機時、緊急時、病後時、早朝や夜に必要な場合など子どもが保育所にいけない場合、あるいは保育所が対応できない場合に、保育を提供するものです。母親の体調不良や病気・けがのため保育ができない、あるいは母親のレスパイト、母親と子どもの関係の再構築のため必要な場合等にも保育を提供します。

保育以外にも、母親の状況やニーズに応じて、保育所等への送迎や通院の付き添いなど、母親の生活状況にあわせたきめ細かな支援を行います。

児童が放課後に楽しく安全に過ごすための支援として学童保育があります。帰宅後の子どもの生活が、仲間とともに楽しく安らげるものであるために、個々の子どもの発達や集団としての発達を意識したプログラム等を用意し、遊びや行事だけでなく、日常生活を送るうえで必要な知識や、自分の身を守る技術を得られるよう取り組みます。

子どものなかには、父親等から母親へのDVを間近に目撃した子ども、自ら虐待を受けた子ども、心身に障害をもつ子ども、発達障害を持つ子ども、外国で生まれ育ち日本に来たばかりの子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもがいます。また、親しい人や大切なものとの離別によって、精神的なダメージを受けている子どももいます。そういった子どもに対して、それぞれが持つニーズを見極めながら、子どもが必要とする支援をそれぞれ個別に対応していきます。

②子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行う。

- ・落ち着いて学習に取り組める環境を整え、適切な学習支援を行い、学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図る。
- ・安心して学校に通えるように、宿題、支度等の学校生活に関する支援を行う。
- ・自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の子どもの表情や態度から、悩みや意見の発見に努める。
- ・進学への支援は、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めて行う。
- ・進学や就職など、子どもの意向を尊重した進路への支援を行う。
- ・学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行う。

#### キーワード

- ・学習への動機づけ
- ・進学(進路)支援
- ・学校生活への支援
- ・悩みへの相談
- ・学習ボランティア

#### 解 説

子どもが落ち着いて学習に取り組むためには、居室内にも生活の場とは切り離された学習専用の空間が必要です。また、施設内に学習のできる部屋と学習を支援する体制を作り、それぞれの子どもが集中して学習に取り組めるようにする必要があります。学習室では個別のスペースを設けたり、間仕切りをしたりするなどの工夫をしましょう。

子どもや母親の状況によっては、学習支援だけでなく、登校の準備や学校生活に関する様々な支援を行い、子どもが安心して学校に通えるよう支援します。また、学習に課題がある場合等では、学校と協力をして子どもにとって最も効果的な方法を実践しましょう。

子どもは成長とともにさまざまな課題や悩みを抱えます。その課題や悩みを克服するために、葛藤し、大人に対して反抗や甘えを繰り返します。子どもがさまざまな課題や悩みを抱えた時には、それを聞いてくれ、寄り添って共に取り組んでくれる大人がそばにいてくれることが重要です。職員は普段から子どもの気持ちに寄り添い、あるがままの子どもの気持ちや考えを傾聴し、共感しつつ受け入れ、課題や悩みを共有しながら解決していきましょう。それは、子どもとの信頼関係を基盤として実現します。

将来の方向性を決めることになるため、子どもは進路に関して悩みをもつことが多く

あります。進路に関して子どものこうした思いを共有し、相談にのり、一緒に考える支援が必要です。正確で確実な情報を提供したり、一緒に調べたりすることも大変重要な支援です。また、進路を決める際は、子どもの気持ちに寄り添ったものか、現実的であるか等を確認し、子どもの意向が尊重された最善の選択ができるよう支援します。進路に関して母親と意見の違いがある場合は親子間の調整の支援を行います。その場合、子どもの意思をできるだけ尊重することが重要です。

進学する場合、世帯によっては学費が大きな負担となることがあります。奨学金制度や授業料の減免制度など、学費の負担が少しでも軽減できるような制度を活用し、母親や子どもが安心して進学を目指せるよう、様々な制度についての情報提供や申請手続きを共に行う等の支援を行います。

高等学校や大学等への進学を目指す子どもへの支援は、子どもの学習権を保障するうえでとても大切な取組です。大学などの受験勉強では、職員だけでは対応できないことも多く、大学生等の学習ボランティアを導入したり、地域の様々な社会資源を活用したりするなど、施設外の力を活用することも重要です。

#### 【コラム】～ ニーズに応じた学習支援 ～

- ・退所後の生活を考えたとき、子どもに合った学習習慣が身についているかどうかが大きなポイントとなります。そのため、施設の学習室や学童保育の場で、職員や仲間との学習を行うだけでなく、自室で学習する習慣をつけることも重要です。そのためには、学習の場所、方法、時間等を母親と子どもと話し合いながら、家庭で行うこと、施設が支援することをしっかりと確認し、それぞれの利点をうまく活かしながら学習支援を進めます。
- ・子どもの中には、小さなきっかけが大きなストレスの素になってしまう子どもがいます。そのため、学習時間や場所（環境）等は、子どもの特性や状態に応じて柔軟に対応します。特に特別な配慮を要する子どもには、一人一人の子どもに応じた学習支援を提供する必要があります。
- ・また、最近では塾や習いごとをしたり、通信教育を利用して学習等をしたりする子どもも増えています。そういった施設外の社会資源を利用する際にも、安全に継続して取り組めるよう母親や子どもを支えていくことも重要です。
- ・母子生活支援施設では一人一人の子どもの発達ニーズに応じた学習支援を展開する必要があります。

③子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援する。

- ・母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援する。
- ・社会の様々な価値観、多様な生き方への理解を進めるために、ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設ける。
- ・おとなに信頼感を持てるように、悪意や暴力のないおとなモデルを提供する。
- ・自分の気持ちをことばで適切に表現し、相手に伝える方法について、日常生活の中で意識的に伝え、その能力が向上するよう支援する。
- ・子どもどうしの育ちあう力を活用し、協調性や社会性が身につくよう、集団活動やレクリエーション活動などのグループワークを積極的に取り入れる。
- ・自分自身を守るために必要な知識や、具体的な方法などの学習の機会を設ける。

#### キーワード

・コミュニケーション      ・居心地      ・大人との信頼関係      ・集団活動

#### 解 説

子どもは、成長し発達していく過程で、人のかかわりからコミュニケーションを身につけていきます。子ども期に人のかかわりの経験が少なかったり、適切でなかったとき、人は自分と他者との関係に緊張を感じたり、心地よさを感じらなかったりしがちです。子どもへの支援では、まず人との関係のなかで心地よさを体験する支援が必要です。特に身体的・精神的虐待を受けた子どもにとって、安らぎと心地よさを体験することは、自分の存在を肯定することや、社会性を養うために必要です。信頼できる大人とのあいだで安心できる関係を作っていくことがなにより必要です。信頼できる大人とは、子どもを受け入れ、関心を向けてかかわってくれる大人です。そうした大人によって自分を肯定され、認められる体験を通して、人のかかわりのあり方が少しずつ回復されていきます。

子どもとかかわる親以外の大人とは職員だけとは限りません。ボランティアや実習生など、多くの大人が子どもとかかわりをもつことによって、子どもは、暴力やコントロールが介在しない関係や、多種多様な価値観と様々な大人像を確認することができます。

大人や子どもとのコミュニケーションの中で子どもは人間関係を作る方法や技術な

どを身につけていきます。自分の気持ちを適切に言葉で表現することは思うより難しいことです。その方法を意識的に子どもに伝えるよう支援することが必要です。具体的にはモデルを示したり、気持ちを聞いて、言葉で表すよう促したりすることが有効です。

子どもどうしの育ちあう力を活用し、集団しての成長を促すとともに、個々の子どものニーズに応じた成長を目指します。集団活動やレクリエーション活動は必ず具体的な目的・目標をもって展開する必要があります。何のために集団活動やレクリエーションを行うのかを支援者はもちろん、個々の子どもも理解することが重要です。



④子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行う。

- ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識をもって応える。
- ・必要に応じて外部講師を招くなど、職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行う。

#### キーワード

- ・他人への配慮
- ・性教育

#### 解 説

子どもの発達保障のなかでも、性についての正しい知識の提供は大切な取組です。子どもたちに、人が誕生することや存在することの意味を伝え、人と人とのあり方、性のあり方への理解を促すことは、自分や他者の命への配慮につながる大切な支援です。

子どもの年齢にふさわしい発達には、身体的な側面と精神的な側面がありますが、性はその両方にかかわる重要な要素です。子どもが、その年齢や発達段階にふさわしい性への関心を示すことは健全であり大切なことです。その関心を性についての正しい知識、理解に結び付けていけるよう、年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、年齢や発達段階にふさわしい知識を得る機会を設けます。

性は生にかかわる人間の根本的なテーマであるため、正しい認識をもって行動することが社会生活を送るうえで非常に重要です。しかし、性への対応は、施設においてなかなか難しいものであることも事実です。それは、社会において性がタブー視され正しく受け取られておらず、なるべく避けて通りたいという思いがあるからです。また、自分の持つ考えが常識的なものかどうかという不安や、人それぞれの価値により偏見を持っていることも往々にしてみられています。そのため、十分な知識と豊富な経験をもった教育専門家や医療関係者等に依頼して、性に関する正しい知識を子どもたちに提供する場を設けるとともに、職員に対しても性のあり方についての学習会等の機会を設けていきたいと思います。

施設には、これまでの生活の中で、性的虐待や性被害を受けてきた子どもがいる可能性があります。そのため、性の扱いには十分な配慮が必要です。このような子どもに対しては集団で一律に性教育を行い、過去の心の傷が再燃するようなことがあってはなりません。一人一人の性に関するニーズを的確に把握して個別に対応することが重要です。

思春期の子どもにとって恋愛は身近な出来事です。恋愛と性は結びつくものです。性に関する正しい知識や規範を理解し、年齢に応じた恋愛ができるよう支援します。

性の問題は、職員と子どもが一緒になって、人を大切に思うことの素晴らしさ、いのちの大切さを考えていけるように取り組み、子どもが性や生に対して正しい知識を持ち、自分と他者をひとりの人間として尊重することにつながっていくよう支援します。

### 【コラム】～ 性教育 ～

日本性教育協会（JASE）では、(財)日本児童教育振興財団内の「学校における性教育振興のための事業と助成」を行っています。略称はJASE（ジェイス）(The Japanese Association For Sex Education) といいます。性教育に関する調査、研究、啓発を推進し、学校と家庭と社会を結び、性教育の理想実現のために、セクソロジー（性科学）や人間の性（ヒューマンセクシュアリティ）に関わる事業と助成を行っています。性教育に関する各種研究会・研修会・セミナーを実施しています。

また、一般社団法人日本家族計画協会（JFPA）においても、性教育に関する事業を行っています。略称はJFPA（ジャフパ）(Japan Family Planning Association) です。

その他にも、保健所や地域における保健センター、医療機関（産婦人科、助産師、保健師等）等においても、性教育に関する取組を行っているところがあります。施設内だけでは十分な専門的な取組は難しいのでこのような専門家による性教育を取り入れ、子どもに正しい性のあり方を示していくことが必要です。

## (5) DV被害からの回避・回復

DVは、人としての尊厳を踏みにじる重大な人権侵害行為であり、生命の危機につながる犯罪行為です。

さらに長年DVにさらされてきた経験は、母親と子どもに複雑で重篤な心の傷をもたらします。その結果母親と子どもは心身の疾病を得たり、心理的に不安定になったり、他者と対等な人間関係を結べない状態に陥っている場合も少なくありません。

被害者が加害者から逃れるためには、加害者の追及の及ばない場所に避難するほかありません。そうした母親や子どもは、DVによって心身に被害を受けているのに加えて、住み慣れた家や地域を後にしなければならなくなります。このようなことによる精神的なダメージは計り知れません。

不本意な形で施設生活に移行してきた母親や子どもが、安全で安心できる生活にスムーズに移行し、DVによる様々な傷や喪失感から少しでも回復し、これからの生活に向き合っていくことが入所初期の支援の大きなテーマです。

### ①母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備する。

- ・ 24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れる。
- ・ DV防止法に基づく一時保護委託の依頼の場合は、速やかに受け入れを行い、安心して安定した生活が営めるように体制を整える。
- ・ 役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整える。
- ・ 被害者が施設で生活していることをDV加害者に知られないように配慮を徹底する。

#### キーワード

- ・ 受け入れ体制の整備
- ・ 一時保護委託
- ・ 緊急一時保護
- ・ 緊急入所

#### 解説

緊急利用とは、一般の入所手続きより優先して入所する「緊急入所（措置）」、DV防止法に基づく「一時保護委託入所」、自治体との契約に基づく「緊急一時保護」のことをいいます。

一時保護の相談窓口は、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所ですが、施設がそ

れに対応するためには、自治体や配偶者暴力相談支援センターと一時保護委託契約を結びます。

婦人相談所による母子生活支援施設への一時保護では、子どもを伴った母親だけでなく、妊娠中の単身女性も対象となります。また、DV等による暴力被害だけでなく、出産後、母子生活支援施設において引き続き支援が必要な単身女性に対する一時保護にも対応する必要があります。

緊急利用にあたっては、委託元である配偶者暴力相談支援センター・福祉事務所だけでなく、居住先と施設所在地の警察署とも連絡体制をとり、対応方法や役割分担を明確にするとともに、それぞれの責任の所在等を書面で明らかにしながら、共通理解をもつことが重要です。

緊急利用への対応として、24時間の受け入れや、どの職員でも受け入れられる体制を整えるための「緊急利用のマニュアル」を整備します。状況によっては遠方からの入所の可能性もあるため、市町村外・都道府県外などの遠隔地からの緊急入所にも対応する柔軟性が必要です。

緊急利用の場合は、施設を利用していることをなるべく外部に知られないような配慮が必要です。加害者への恐怖心が強い母親や子どもに対しては、施設で生活する時の呼称通称名にしたり、居室を外部から見られないようにしたりするなど、できる限りの配慮と対策を行います。

#### 【コラム】～ 緊急利用への対応 ～

緊急利用への対応として、入所してすぐに生活を開始できるよう、母子室に貸し出しや提供できる生活用品（寝具、電化製品、食器、食品、簡単な家具など）を常時備えておきます。日や時間を選ばず緊急に入所した母親と子どもは、部屋がすぐに生活できるようになっていることで大きな安心を得ます。

母子生活支援施設は、安全を提供するだけでなく、このような緊急時の不安を減らす配慮を行っていかねばなりません。

②母親と子どもの安全確保のためにDV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行う。

- ・DV加害者に居所が知れ、母親と子どもに危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行う。
- ・保護命令制度や支援措置の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行う。
- ・弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行う。

#### キーワード

・被害からの回復      ・法的手続き      ・保護命令      ・DV証明

#### 解 説

DV被害によって心や身体が傷ついた母親、そして、それに間近で接してきた子どもの精神的なストレスは計り知れません。そうした被害体験からの回復を図るためには、母親と子どもへの精神的なフォローを行うとともに、離婚等に向けて弁護士などの専門家と共働して支援体制を構築し、一日も早く母親と子どもが望む安心できる暮らしが実現できるよう支援します。

保護命令や支援措置などのDV被害者を保護するための制度を活用するときは、その制度の内容、方法、リスク等について十分説明し、母親の同意を得てから手続き等を行います。また、離婚に向けては、調停や裁判などの法的な課題に対応していく必要があるため、弁護士や法テラスを紹介します。

DV被害によって心身が疲弊している状態にある母親には、必要に応じて手続きや調停や裁判などに同行し、状況に応じて代弁等の支援を行います。

DV加害者による執拗な追及から母親と子どもを守るためには、警察、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所などの公的な機関や弁護士を前面にした対応を行い、加害者に対し冷静で客観的な対応を行います。

不測の事態によって、DV加害者に母親と子どもの所在が知られてしまった場合は、安全確保を優先して対応します。速やかに福祉事務所等と対応策を協議し、対処方法や今後の見通し等について、母親と子どもに十分な説明を行い、それらの対応についての意思確認を行います。緊急事態であっても母親や子どもの意思を聞かず、福祉事務所と

施設だけで一方的に対応を決めてしまうことは避ける必要があります。さらに事実であっても母親と子どもの不安が増し、精神的に不安定になるような情報の伝達には十分考慮して対応します。どのような場合でも母親と子どもの心の揺れに配慮した対応が必要です。具体的な対応としては、保護命令の手続き（接近禁止命令）を行ったり、他所に一時的に避難したり、他の母子生活支援施設を利用したりします。

DV被害者の支援では、加害者の状況、母親と子どもの状況を注視しながら、関係機関とともに最善の方法を模索していくことが必要です。

### 【コラム】～ 保護命令について ～

保護命令は、DV防止法に基づき、DV被害者を加害者から守る手段です。

これは、DV被害者が、加害者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して発する命令です。

これには、

- ①被害者への接近禁止命令
- ②退去命令
- ③被害者への面会要求、電話等特定の行為を禁止する保護命令
- ④被害者の未成年の子への接近禁止命令
- ⑤被害者の親族等への接近禁止命令

の5種類があります。

ただし、保護命令は、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者」となっているため、加害者から精神的暴力や性的暴力しか受けていない場合は保護命令に該当しないため注意が必要です。

2013年7月のDV法一部改正により、生活の本拠を共にする交際関係（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）にある相手からの暴力及びその被害者についても、この法律が適用されることになりました。

### 【コラム】～ 支援措置制度について ～

DV被害者を保護するために、住民基本台帳の閲覧制限等を行う支援措置制度があります。これは、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、被害者からの申し出により必要な支援措置を講じるものです。

住民票を移動せずに居所を変更することは、生活上様々な不利がありますが、上記の支援措置を行うことによって、原則住民票の移動は可能となります。ただし、DV加害者からの追跡を完全に防げるものではないことも理解しておかなければなりません。

### 【コラム】～ DV証明書の発行について ～

DV証明書は、DV被害の相談を受けたことを公的に証明するもので、配偶者暴力相談支援センターや警察署が発行します。

住民基本台帳の閲覧制限を求めたり、社会保険の扶養家族から外れる手続きをする際などに必要となります。

また、加害者の追跡を逃れたり、避難先で様々な公的な支援を受ける場合にも必要となることがあります。

### ③母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備する。

- ・安全確保を第一とした支援を行うため、職員による夜間の安全管理体制を整える。
- ・子どもの安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行う。
- ・夫等から子どもとの面会交流を求められた場合は、家庭問題情報センター（FPIC）等の利用も含めて、母親と子どもの安全と安心を最優先にした支援を行う。

#### キーワード

- ・防犯体制
- ・夜間の安全管理体制

#### 解 説

母親と子どもの安全確保は大切な支援です。とりわけ、DV等の暴力被害から避難してきた母親と子どもの場合、安全確保が最優先となります。そのためには、福祉事務所等と連携して、加害者の動向に関する情報を収集するとともに、状況に応じた適切な支援を行います。

母親と子どもの安全を確保するためには、職員による常直や管理宿直などの24時間体制による見守りが必要です。また、いつ訪れるかわからない不安に対応するため、夜間や休日でも相談等に応じられる体制を整えます。職員が寄り添う暮らしのなかで少しずつ不安が軽減され、安心感が醸成できるよう取り組みます。

防犯対策としては、センサーライトや防犯カメラ等の機械警備を設置し、警備会社による巡回警備等を取り入れるなど、母親や子どもだけでなく職員の安心を担保することも必要です。

DV加害者の追跡により居場所を発見される恐れから、外部との接触について不安を感じている母親と子どもには、施設が行う外部との接触の制限や対応について十分説明するとともに、外部とどうかかわりをしたら良いのか、買い物や手続き等はどうしたら良いのかなどを具体的にアドバイスします。また、怯えが見られる母親や子どもには、呼称を変えて生活するなどの配慮や、外部との連絡や日常生活で外出が必要となる場合は職員が代行するなど、不安を取り除くためにきめ細やかな対応を行います。

DV加害者の追跡行動は、警察への捜索願だけでなく、保育所、小中学校等にまで及ぶことがあります。そのため、保育所、小中学校に対して、子どもの情報が漏れないよう十分注意を促すとともに、福祉事務所等の関係機関と連携して対応します。義務教



育においては、住民票の移動を伴わない区域外就学扱いとし、学校間による連絡は極力行わず、教育委員会間でのやりとりのみとするなどの細心の配慮が必要です。

弁護士を通じ夫等から子どもとの面会交流を求められると、母親の不安は非常に大きくなります。子どもの意思が確認できる年齢の場合、子どもの意思確認が必要です。面会交流の請求は母親としては非常に心を揺さぶられるでき事です。そうした母親の不安を少しでも減らせるよう母親と寄り添い、弁護士とも相談しながら、家庭課題情報センター（F P I C）等の利用も含めて、母親と子どもの気持ちと安全と安心を優先した支援を行います。

### 【コラム】～ 公益社団法人 家庭課題情報センター(F P I C)について

家庭課題情報センター（Family Problems Information Center：FPIC）は、『家庭紛争の調整や非行少年の指導に長年携わってきた元家庭裁判所調査官たちが、その豊富な経験と人間関係の専門知識、技法を広く活用し、健全な家庭生活の実現に貢献することを目的として設立された法務省所管の公益法人』です。

また、『各地に相談室を設置して、夫婦仲の調整や離婚などの夫婦の課題、離婚後の子をめぐる課題、いじめなど子育ての悩み、ひきこもりなど成人した子の悩み、老親をめぐる兄弟間の悩み、職場の人間関係や男女関係のトラブルあるいは生き方や性格の悩みなど、人間関係、子育てやこころの課題についての相談に応じて』います。

そのなかに、厚生労働省の委託事業である『養育費相談支援センター』があります。そこでは、養育費と面会交流に関する相談を行っています。

#### 養育費相談支援センター

養育費に関する電話・メールによる相談

【電話相談】 平日：10：00～20：00 土・祝日：10：00～18：00

03-3980-4108 0120-965-419

【メール相談】 info@youikuhi.or.jp

#### ④心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援する。

- ・ DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行う。
- ・ DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と母親と子どもの幸せな未来について職員と一緒に考え支援することを伝える。
- ・ 心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行う。

#### キーワード

- ・ 暴力の否定
- ・ 心理療法
- ・ 自己肯定感の回復

#### 解説

DV等の暴力による心身への影響は計り知れないものがあります。また、その影響は非常に個人差がありさまざまな形で現れます。暴力被害から逃れてきた母親には、まず、自らの意思で暴力を拒否し、逃れられたことを評価し、今までの行動を共感し、肯定することが大切です。DVは犯罪行為であり重大な人権侵害行為であること、被害者は悪くないこと等をしっかり伝え、加害者によってコントロールされていたことによって植えつけられた誤った価値観や考え方を変えていけるよう正しい情報を提供します。

DV被害によって、自分が存在する意味や価値を見失い不安定になっている母親が多くみられます。自己評価が低く、自信や自尊心も揺らぎ、劣等感、無力感などに苛まれた母親に対して、自分が存在する意味と価値を実感できるように、根気強く自身のあり方や生活のことを共に考えていきます。時間がかかるかもしれませんが、そうした支援を通して、母親自身のもつ潜在的な力を引き出せるようになれば、回復への過程をたどっていけるようになります。

DV被害の影響は、母親や子どもの行動や対人関係に変化をもたらし、PTSD(心的外傷後ストレス障害)など様々な心の病気を誘発する可能性があります。そのため、職員のかかわりだけでは不十分なことも多く、心理的ケア(施設内外で実施)や医療の専門家による治療が必要になる場合もあります。その場合には状況を見ながらもできるだけ早く専門的支援に繋ぐよう支援します。

心理的ケアや医療を活用する場合、母親のダメージの具合や不安感、精神的状況、希望等にあわせて、職員がケアの送迎をしたり、診察に付き添ったり、医師やカウンセラーと情報交換を行ったりしながら、より適切な支援を行っていきます。また、同じ悩み

を持つ自助グループや外部支援団体などの情報を提供して参加を促すなど、様々な角度からDV被害からの回復に向けた支援を行います。

#### 【コラム】～ 母子生活支援施設における心理療法について ～

施設内における心理療法は、主に心理療法担当職員によって行われます。これは、虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係等の修正等を図ることにより、母親や子どもの自立を支援することを目的とするものです。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、「心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。」とされています。

また、母親や子どもの状況や希望に応じて、施設内での心理療法と外部の医療機関での心理療法等を使い分けることも必要です。

DV被害から避難するために、たくさんのものを犠牲にして施設に入所した母親や子どもが数多くいます。これまで過ごしていた生活の場を、不本意な形で後にしてきたことによって、喪失感に苛まれ、罪悪感を抱いてしまうこともあります。こうした感情をそのままにしておくと、心が破たんして、うつなどの心の病気になってしまうことがあります。そのため、心理療法を行うことによって、正直な感情を表出し、喪失体験からの回復に結び付けていくことが非常に大切です。

## (6) 子どもの虐待状況への対応

①被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援する。

- ・子どもと個別にかかわる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作る。
- ・子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともにそれが保障できる支援を提供する。
- ・自分の存在がかけがえのない大切な存在であることを伝えながら、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行う。
- ・暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルを職員が示す。
- ・医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行う。

### キーワード

- ・子どもの権利条約
- ・個別のかかわり
- ・自己肯定感

### 解 説

子どもは虐待経験などが原因で自己肯定感を喪失して、不登校・引きこもりなどの非社会的行動をとったり、いじめ・暴力・万引き・恐喝などの反社会的行動をとる場合があります。しかし、職員はそのような表出された事象に目を奪われず、子どもの話をしっかりと聴くことが重要です。また、暴力をふるわない大人がいることが実感できるような関係づくりに努め、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援を展開する必要があります。

子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともに、それを保障するための支援を提供することも重要です。これらの支援を行うために、子どもの虹情報研修センター等の児童虐待に関する職員研修を受講する等、支援者である職員の被虐待児に対する支援の専門性を高めることは必須です。

### 【コラム】 児童虐待について

児童虐待とは、親や親にかわる養育者などが、子どもに対して行う次のような行為を意味します。

#### ①身体的虐待

殴る、蹴る、抓る、縛る、異物を飲ませる、戸外に締め出す、水に漬ける、火を押し付ける、首を締めるなど、生命や健康に危険のある行為

#### ②性的虐待

性的ないたずら、性関係の強要、ポルノの被写体とするなど、わいせつな行為をすること、させること

#### ③ネグレクト（養育放棄）

食べ物やミルクを与えない、衣服を替えない、学校に行かせない、医者にみせない、車内や家に置き去りにするなど、養育を放棄する行為

#### ④心理的虐待

言葉による脅しや強迫、子どもを無視する、兄弟間で差別する、子どもの前で行われるDVなど心理的に悪い影響を与える行為

### 【コラム】自尊心や自己肯定感の向上を図る支援の例

- ①子どもと個別に関わる機会を作り、共感的に子どもの言うことを聞き、言いたい気持ちを引き出します。自分の思いや気持ちをゆっくり安心して話せる時間は子どもにとって必要です。
- ②職員等大人は、それぞれの子どもの存在がかけがえのない大切な存在であることを伝えます。年齢に応じた声掛けが必要ですが、どんな年齢であっても、その子どもが具体的にイメージしやすい声掛けを心掛けたいものです。
- ③日頃から個々の子どもに関心を寄せ、観察し、良いところを褒めます。
- ④子どもの自尊心を大切にしながら、自立支援計画を子どもと一緒に作ります。その際、子どもが達成可能だと思える目標を設定したり、できると思えることを計画することが重要です。また、子どもを援ける職員の考えも伝える必要があります。自己肯定感を高めることを目的に、一年間でどのような成長や成果があったかを子どもと共に振り返ることも重要です。
- ⑤学習支援等で、「やればできる」という体験を醸成することも一つの手法です。学力の遅れがある場合には、個別に丁寧にかかわることも大切です。学力の向上に主眼を置くよりも、かかわりを持つことや話を聴くことに主眼を置くことも大切です。
- ⑥母親が学校や警察に呼び出されるようなことがあったとき、行動として表出していることを咎めるのではなく、その行動に至った経緯を酌んだり、行動を改める道筋をともに考えます。
- ⑦心理専門職員によるカウンセリング等の専門的ケアも有効です。この際、決まった曜日や時間枠を設けて専門的ケアの時間を保障することも重要です。そのことで自分の存在感や大切にされている感覚を感じる一助にもなります。

## ②子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行う。

- ・児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応する。
- ・被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定、児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用する。
- ・必要に応じて、福祉事務所や保育所、学校、病院等と情報交換や連携を図り対応する。

### キーワード

- ・児童相談所
- ・関係機関連携
- ・虐待通告

### 解 説

子どもが母親とともに暮らせるように支援することは、子どもの権利擁護のために大切な取組です。そこで、母親と子どもが共に生活できる母子室と学習室や相談室といった支援を行う部屋を具備している母子生活支援施設の機能を最大限に活用して、子どもの権利擁護に資する支援を行う必要があります。なお、母子室は通常プライバシーが尊重されているため、室内でどのような母子関係が展開されているか見えにくいものです。また、施設外の様子も観察できないことが多いため、必要に応じて関係機関との連携が必要となります。

関係機関との連携で最も大切なのは、日常的な情報交換です。施設の支援の意図や目的・目標・計画など、日常的にどのような支援をしているのかを関係機関に理解してもらおうと共に、他機関のもつ機能や現在行われている支援の意図や目的・目標・計画などを理解することが重要です。さらに、世帯の状況に変化が生じた場合、当該母子の状況、状態について共通理解をもつことが大切です。

### 【コラム】関係機関との連携例

1. 定期的に、福祉事務所・児童相談所・保育所・小中学校などと連絡会を持ち、それぞれの機関の状況や、対象となる母子の状況、今後の支援方針をすり合わせておきます。
2. 児童相談所・保育所・学校・福祉事務所などの関係機関と、ケースカンファレンスの形をとって意見交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立場から支援を行っていくことが有効です。
3. 保育所や学校には、施設での生活の様子を伝え、保育所や学校では見えにくい子どもの様子を担任がわかるようにします。また、施設での生活では見ることができない保育所や学校での生活態度を伝えてもらい、子どもを多面的に捉えます。また、これらの情報交換等を通じ、担任教諭等と連携して、「課題」の解決に向けた取組を行います。
4. 子どもの抱える「課題」が身体的に表れることがあります。また、保健室が子どもにとっての「やすらぎの場」になることもあります。そのため、養護教諭との連携も有効です。



## (7) 家族関係への支援

子どもにとっての最善の利益、母親の権利を十分考慮しながら、それぞれのニーズに応じた細やかな支援が求められます。

### ①母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行う。

- ・母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じる。
- ・子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じる。
- ・母親と子どもの感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計等が異なる場合、それぞれの考えを尊重して相談に応じ、調整を行う。
- ・きょうだいの間に感情の行き違いや意見の相違がある場合は、相談に応じ調整を行う。
- ・必要に応じて父親や他の親族等の関係調整を行う。

### キーワード

- ・母親と子どもの考えの尊重
- ・親子間調整

### 解 説

母親と子どもが抱えている悩みや不安は、それぞれ異なります。母親と子どもの家族関係の悩みや不安を、それぞれ個別に受け止め、相談に応じることが必要です。母親と子どもとの間に感情の行き違いや意見や希望、将来設計等に相違があった場合には、それぞれの考えを尊重して相談に応じ、調整を図ることが必要となります。これは、きょうだいの間の感情の行き違いや意見の相違がある場合にも同様です。このような場合、双方の相談に応じて、調整を図ることが必要で、一方の意見や言い分だけを鵜呑みにすることは避けなければなりません。母親と子どもの状況によっては、父親や他の親族との関係調整を行うことが必要となることもあります。

## (8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

母親や子どもに障害や精神疾患のある場合や、外国人で文化的差異等のために日本の生活に馴染めない場合など、特別な配慮が必要な母親や子どもは社会や集団から排除されやすい立場にあります。したがって、こうした母親や子どもが主体的な意思に基づいた生活実現にむけて自己決定するために、それぞれの日常の生活の様子を見守りながら、状況に応じた支援を行うことが求められます。

①障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携する。

- ・様々な障害のある母親には、主体性を尊重し、それぞれの状況に応じた自己決定ができるよう支援する。
- ・福祉事務所や医療機関と連携し、利用可能な福祉サービス等を活用できる支援を行う。
- ・精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行う。
- ・障害や精神疾患のある場合や外国人の母親や子どもへは、公的機関や就労先への各種手続きや保育所や学校等との連絡等、他機関とも連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行う。

### キーワード

- ・主体性の尊重
- ・関係機関連携

### 解説

母親の心身に疾病や障がいがある場合、子どもの養育が困難な状態に陥ることがあります。そのような世帯では、常日頃から母親や子どもを見守る等して、母親の状況把握に努め、日常的に状態や病状の悪化を招かぬように配慮することが必要です。また、状態や病状が悪化した場合には、居室を訪問して状況を確認したり、母親の通院等に付き添ったり、母親に代わって食事等の子どもの世話をしたりする必要があります。

悪い状態が長期にわたる場合には、親子分離を検討しなければならないこともあります。母親がこのような状況にある場合には、子どもに対して、年齢や理解力に応じた分かり易い説明を行い、子どもの不安を軽減する必要があります。また、母親への丁寧な説明も欠かせません。このような事態に対応するために困ったことや心配事をすぐに相談できる関係を作っておくことが大切です。また、母親の状態、通院、服薬状況等を確

認しながら、医療機関や福祉事務所と連携を図り、できるだけ早く専門機関へつなげることも必要です。

母親に精神疾患がある場合等、施設内外の他の母親たちの理解を得がたいこともあります。病気の症状によって社会生活に支障が現れることもあることから、精神疾患のある利用者は孤立を深めたり、批判を受けることもあります。施設での生活でこのようなことが無いよう、職員は利用者の守秘義務を守りながら、利用者間の関係の調整をはかる必要があります。職員は、日頃から一人一人を大切に支援していく姿勢が必要であることは勿論のこと、精神疾患に関する知識を身につけ、本人の同意を受けた上で、医療機関や福祉事務所と連携を図ることが重要です。特に、子どもが精神的な疾患や障がいを持っている場合には、母親の同意は欠かせません。

母親に知的障害がある場合、子どもの養育場面だけではなく、母親本人が半断し決定しなければならない生活の様々な場面で、一緒に考えて自己決定するなどの支援が必要です。支援の目的は、どのような生活を望み、その生活の実現に向けてどのようにすれば良いのか、ともに考えて自己決定できることにあります。ステップを踏んで共に歩んでいけるような支援を工夫することが重要です。また、励ましと、肯定的評価をすることで、意欲を高める配慮が必要です。その際、支援する側が一方的な決定を押しつけないように常に意識することが重要です。

母親に様々な障がいのある場合、ハンディキャップによって支障のある部分について、支援を行うよう配慮し、母親の精神的に負担を軽減するよう支援を行うことが大切です。病状の悪化や障害の重度化が見られたら、適切に医療機関、関係機関につなぎ、早期回復や対応を検討します。様々な手段で障害の軽減が図られるように支援することも身近の職員の役割といえます。また、子どもにとって、母親の障がいはどう向き合うかについて職員の支援が必要となることがあります。その場合には子どもの気持ちに寄り添うことが何よりも重要です。子どもに障がいがある場合には、子ども自身に寄り添うことは勿論のこと、母親がその障がいと向き合えるよう、母親にも寄り添うことが必要となります。

子どもの障がいに関しては、児童相談所、福祉事務所、医療機関、療育提供施設、保育園、小学校、中学校、特別支援学校等と常に連絡を取り合い、情報や支援の方向性を共有することが重要です。生活の中からできる限り障がいの重度化を予防する意識が必要です。

母親や子どもの障がいに関しては、療育や就労支援などさまざまな福祉サービスを活用することができます。さらに年金の受給や各種手当の受給や福祉サービスの活用によって、経済的に自立することが可能な場合もありますので、年金や手当の制度、障害者総合支援法等関連制度の仕組みについても正しい知識を備え、関係機関と連携して支援していくことが必要です。

## (9) 主体性を尊重した日常生活

母子生活支援施設の入所は、当該母子世帯の利用意志に基づいて行われるものです。したがって、施設での生活は、施設によって規制されるのではなく、それぞれの世帯が、主体性をもって営むことが原則となります。また、主体性の尊重は、人権の尊重と直接関連しています。主体性を尊重する支援は、母親と子どもが自己決定する能力を引き出します。このことは母親や子どもがいずれ母子生活支援施設を退所して、地域で生活を営むうえでも重要な能力となります。

### ①日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行う。

- ・母親と子どもの状況を考慮しながら、その主体性が尊重されるよう支援を行う。

#### キーワード

- ・主体性の尊重
- ・自己決定
- ・エンパワーメント

#### 解 説

母親と子どもが、自分の意志で課題と向き合い解決できるよう支え、さらに自身が希望する生き方、将来の希望や夢など自己実現に向けた途を歩めるよう寄り添うことが自立に向けた大切な支援です。そのためにも、日常生活への支援においては、母親と子どもの主体性を尊重して行うことを基本とします。そのようなことを実現するためにも、母親や子どもの自尊心を大切にしたい支援を行い、自己肯定感が高まるような支援を心掛けます。また、母親や子どもの持っている強みに注目し、その主体性を尊重して、自立性、責任感が高まるような支援を行うように努めます。母親や子どもの将来の夢や希望を聴き、自己実現に向けた支援を展開します。人は本来回復する力を持っているという視点に基づいた支援を行い、母親と子どものエンパワーメントを重視して支援を行います。

主体性の尊重においては、母親や子どもの権利擁護の視点を欠かすことが出来ませんので、権利擁護の章やコラムも参照してください。

②行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施する。

- ・母親や子どもの意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的をわかりやすく示し、選択（自己決定）により積極的に参加できるように支援する。

#### キーワード

- ・余暇
- ・楽しみ
- ・内容や目的の説明
- ・選択

#### 解 説

行事などのプログラムは、母親や子どもが施設での生活を楽しみ、趣味などを通して精神的な安定や自立への意欲を高めていくために実施されるものです。また、行事には、母親や子どもが、職員や他の入所者との親睦を深めたり、日頃のストレスを解消したりする効果も期待できます。さらに、忙しい母ができにくいところや楽しみの体験が希薄になりやすいところを補うことにもつながります。

行事の目的や意味づけ、内容や参加することのメリット等を明確にして、母親や子どもにわかりやすく説明をし、参加の可否を母親と子どもに選択してもらうことが重要です。参加を強制したり、参加しなければならない雰囲気を作ったりすることがあってはなりません。参加はあくまで母親と子どもが選択するものであることを周知する必要があります。また、計画的に行事を実施することが求められます。行事にも目的や意味づけにそった計画書が必要です。

母親や子どもがいろいろな経験を重ねることで自信が付くような配慮が必要です。何よりも母親や子どもたちが「やりたい」「参加したい」という気持ちもてるよう配慮します。そのために、母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムであることが求められます。

### 【コラム】行事における具体的な配慮

1. 行事には、母子遠足、ひなまつりや七夕といった四季折々の行事や、キャンプ、一泊旅行、野球・観劇等があげられますが、これらの行事の準備を、職員と母親や子どもで行い共に楽しむ事でお互いを理解し、人間関係を深めていくことができます。そのことは個々の母親と子どもの支援の基礎ともなります。
2. 行事などのプログラムは、母親や子どもが施設での生活を楽しみ、趣味などを通して精神的な安定や自立への意欲を高める一助になり得ます。そこで、母親や子どもそれぞれの要望を反映したプログラムを用意したり、参加しやすい雰囲気づくりをしたりすることが求められます。
3. 参加については、母親や子どもが自由に選択できることが基本になります。また、母親や子どもが主体的に行事参加を選択できるような取組が求められます。
4. 母親や子どもの中には、行事の企画立案から参画したい人や準備から参加したい人、後片付けを手伝いたい人等、様々な関わりを希望することがあります。そうした希望に沿った参加ができるよう工夫することも大切です。
5. 例えば、節分の際の恵方巻や豆まき等、行事によっては退所後にその世帯のみで、入所中の行事を参考にして楽しむことが出来ることもあります。行事を企画する際には、集団で出来ることと、家族だけでも出来ることをちりばめてみるといった工夫をすることも大切です。
6. 母子生活支援施設の利用者の利用期間はそれぞれ異なり、入所者の構成やそれぞれの世帯の背景、利用者間の関係性も異なります。したがって、「例年通り」ではなく、絶えず、その時々の利用者に合わせた行事を計画することが大切です。

## (10) 就労支援

母子生活支援施設を利用している母親の中には、低学歴であり就労の機会が狭められていたり、子どもが幼くて保育所に通園していても正規雇用を敬遠される人もいます。DV被害によって入所している場合には、生活が整ったり離婚できるまで裁判や諸手続等さまざまな理由で落ち着いて就労できない人もいます。そこで、就労支援においては、母親の状況に応じて、相談援助を行ったり、能力開発を行ったり、それらの支援機関を紹介したりします。また、このような現状があることを社会に訴えて母子家庭の母親の就労環境を改善していくよう働きかけることも重要です。

### ①母親の職業能力開発や就労支援を適切に行う。

- ・資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行う。
- ・公共職業安定所だけでなく、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関を活用し、また必要に応じて、職場開拓を行い、求人案内の情報提供や同行支援を行う。
- ・就労に対する迷いや不安に関して適切な傾聴や、必要に応じた助言等の支援を行う。また、就労後の相談体制を整備する。
- ・母親が安心して就労できるように施設内保育や学童保育などの保育支援を行う。

### キーワード

- ・就労を開始する時期
- ・職業能力開発
- ・保育環境の保障

### 解 説

就労は単に経済的自立のためではなく、社会とのつながりや達成感や自信につながる側面もあります。しかし、世帯によって子どもの年齢や入所理由が異なるので、就労の開始時期や支援内容は異なります。それぞれの世帯に応じたきめ細かく、かつ幅広い支援が望まれます。たとえば、求職活動や職業能力の開発にあたっては、母親の適性や経験・希望に配慮する必要があります。施設内外の就労支援のための講座・勉強会等に参加できるように支援したり、資格取得や能力開発をしたりするための情報提供を行うことも重要です。

就労支援機関としては、公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関があります。これらの機関を活用したり、必要に応じて職場開拓を行ったり、求人案内の情報提供を行ったりすることが重要です。これらの

就労支援機関に行くことに不安を訴える母親には、同行支援を行ったり、職場や公共職業安定所等との連携や調整を図ったりすることも有効です。

また、母親が安心して就労できるように、施設内保育や学童保育などを保障することも必要です。これら保育は、残業で帰りが遅くなる時や、休日出勤、病後児保育などにも対応できることが望めます。さらに、就労に対する不安に対して、母親の気持ちに寄り添って相談助言等を行うことも重要です。

### 【コラム】 就労を開始する時期

DV被害世帯の場合、離婚が成立するまでは夫への恐怖や不安によって心身の状態が不安定になったり、弁護士との打ち合わせや裁判所への出廷等があり、就労していても休まなければならない日が多くなる場合があります。また、幼児のいる世帯では環境の変化により子どもが体調を崩しやすい状況が予想されます。

母親が安心して働きに出られる条件が整わなければ、たとえ就労につながっても継続的な就労が望めません。就労開始時期は、そうした状況を母親自身が勘案して自己決定できるように支援したり、その自己決定を支持することが必要です。

### 【コラム】 求職への準備

求職活動に慣れていない母親には、母子家庭等就業自立支援センターや福祉事務所の就労支援員等と協働して、求職の方法を具体的に助言することや、ハローワーク等を活用して、求人カードを一緒に見て参考意見を述べたり、求人情報を収集して適宜提供したりするなどの支援を行います。また、模擬面接等をして、母親が自信をもって就職活動に臨めるような準備を行うことも効果的です。



### 【コラム】就労支援制度の活用

求職者の支援制度に関しては、地域や自治体によって多少異なりますが、概ね以下のようなものがあります。

(1) 無料の職業訓練（求職者支援訓練）

(2) 本人収入、世帯収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合に 職業訓練の受講を容易にするための給付金が支給されます

(3) ハローワークにおける就職支援

さらに、障害者に対する就労支援制度もあります。

支援者は、これらの支援制度を熟知して、母親にあった支援制度についてきめ細かく情報提供できる必要があります。

②就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行う。

- ・ 職場環境、人間関係に関する相談や助言など個々に対応した幅広い支援を行う。
- ・ 母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行う。
- ・ 活用可能な就労支援制度を利用できるよう支援する。
- ・ 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行う。

#### キーワード

- ・ 精神的な安定
- ・ 自立への意欲
- ・ 自信がつく配慮

#### 解 説

就労の継続にあたっては、職場でのストレスや人間関係、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどの相談に応じ、適切に助言を行う等、悩みの解消に努めることが必要です。また、就労に対する苦勞を労うことはもとより、働く母親の姿は子どもの育ちにおいても良い影響を及ぼすことを伝えて励ますことも効果的です。さらに、母親の希望に応じて就労継続のため職場との関係調整を図ることも、非常に重要な支援です。

## (11) 支援の継続性とアフターケア

①施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行う。

- ・子どもの発達や生活の記録、アルバムの作成などを行い支援の継続性に活用する。
- ・移行前の支援として、引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定める
- ・施設の変更後も、母親や子どもが相談できるように窓口や担当者等の取り決めを行う。
- ・変更による受入の際には、前任の担当者から育ちの記録等の文書を使い適切に引き継ぎを行う。

### キーワード

- ・継続性に配慮
- ・引き継ぎ

### 解 説

「施設変更」とは、児童養護施設や乳児院、里親等社会的養護に関する施設から子どもを引き取り、母子生活支援施設で母子での家族再構築を図ることや、DV加害者に居所が知られて別の母子生活支援施設から転居すること等です。

母子分離や再統合などの施設の変更を行うに当たり、移行前の施設と移行後の施設が連携して継続性に配慮した支援をすることが望まれます。切れ目のない支援を行うためには、移行前の担当者から移行後の担当者に適切に利用者の現状や支援の要点を引き継ぎます。そのためには、お互いに日頃から連絡会や合同研修会に参画し、他の社会的養護の施設の理解に努める必要があります。

具体的には、子どもの発達や生活の記録、アルバムの作成などを行って、形あるものとして、移行前の担当者から引き継ぐ方法があります。また、これらは本人の振り返りに活用することもできます。また、施設の変更の際にそれまでの支援計画や支援過程のあらましを引き継げるようにしておくことが大切です。また、施設の変更によって退所した後も、母親や子どもが相談しやすい人に相談できるように、窓口や担当者等の取り決めをしておくことも大切です。こうした支援を行うためには、母親や子どもが新しい生活をスムーズに始められるように充分配慮した上で、引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定めておくことが必要でしょう。

### 【コラム】 「育てノート」「育ちアルバム」の紹介

国立武蔵野学院が事務局となり、社会的養護関係種別協議会や当事者・学識が参画している「社会的養護における『育ち』『育て』研究会」が提示している「育てノート」は、子ども一人一人のライフヒストリーを記録し、たとえ養育者が変わっても子どもの養育に途切れの無いような配慮が必要だと示しています。

また同じ研究会が提示している「育ちアルバム」は、職員が母親や子どもと一緒にアルバムを作成し、子どもに愛されている・大切にされているという思いを伝えながら、ビジュアルにライフヒストリーを協働で作るものです。

詳しくは国立武蔵野学院のホームページを参照してください。

国立武蔵野学院ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/index.html>

## ②母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行う。

- ・退所後のアフターケアが効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成する。
- ・退所した地域で健康で安心して暮らすために、必要に応じて退所先の行政、医療福祉、ボランティア・NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切なサービスが受けられるように支援する。母子自立支援員や民生委員児童委員等との連携も必要である。
- ・退所後も母親と子どもが電話や来所によって、施設に相談できることを説明し、個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談や同行等必要な支援を提供する。
- ・退所後も、学童保育や学習支援、施設行事への招待等の支援を行う。

### キーワード

- ・地域でのネットワークの形成
- ・施設行事へ招待
- ・退所先への訪問

### 解 説

退所後の支援については、個々の状況やニーズを把握した上で、母親と子どもそれぞれの意向を十分に酌みながら、具体的に支援を行う必要があります。そして、退所した地域で安定した生活が送れるように取り組むことが必要です。

そのためには、退所後の支援が効果的に行われるように、予め退所前後の支援計画を作成します。また退所した地域で健康で安心して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関、医療福祉、ボランティア・NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしておくことが求められます。さらに、退所した地域を担当する母子自立支援員や民生委員、児童委員等と予め連絡・調整します。退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明することも重要です。また、個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談や同行等必要な支援を提供することが望まれます。退所する地域が近隣で退所後も容易に来所することが可能であれば、学童保育や学習支援、施設行事への招待等を行うことも有効です。

また、必要に応じて退所先への訪問を行って、退所後の生活の様子を確認しモニタリングしたり、相談に乗ったりすることも重要です。

## 2 自立支援計画、記録

自立支援計画は、基本的にソーシャルワークを基盤とした考え方に基づいて展開されることが求められます。ソーシャルワークでは、課題やニーズを発見し、アセスメントで課題やニーズ、利用者やその環境の状況を把握し、それに基づいて支援の計画を立て、その計画を実行し、課題解決やニーズ充足がなされたかを評価し、課題解決やニーズ充足ができたと評価された場合は支援を終結するという一連の過程を展開します。職員は絶えず支援の中で、この過程を意識し、その過程にそって支援を提供していくことが重要です。このことによって、職員は常に「自分が行っている支援の意味」を意識し、「今自分が支援において何をしているのか」を明確に理解して支援にあたれる事が出来ます。

「自立」についての考え方は非常に重層的で、複雑です。人によって「自立」のあり方は異なります。従来、母子生活支援施設における「自立」のイメージは、就労による経済的自立や、生活面で支援を必要とせずに生活していくことといったものでした。しかし、現在では、人それぞれの自立のあり方があると考えられています。自立とは、この現実において「自己決定や自己選択によって、自分らしく生き生きと生活できること」を指すと考えられます。このような自立を果たすためには、就労して経済的自立をすることも1つの重要な要素になります。しかし、母子生活支援施設の利用者のなかにはこのような就労や経済的自立が、現実には大変困難な方が多くおられます。職員は利用者ひとり一人に寄り添い、その人なりの自立の形を共に考え、自立への過程を支援することが求められます。

## (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

①母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示する。

- ・母親と子どもそれぞれ個別にアセスメントを行う。
- ・心身の状況や、生活状況、親族の状況、課題解決能力等の必要な情報を把握し、統一した様式に則って記録する。
- ・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を適切に把握する。
- ・アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行う。

### キーワード

- ・アセスメント
- ・自立支援計画
- ・実施手順

### 解 説

母子生活支援施設での自立支援は、まず母親と子どものアセスメントから始まります。母親と子どもの現在の状況を把握することがアセスメントの一つの目的です。母親と子どもの状態を視覚化して簡潔に正確に表すためのツールである、エコマップ、ジェノグラム等を作成する事も大切です。

アセスメントでは特に利用者の抱えているニーズ・課題の確定がもう一つの目的となります。アセスメントにおいては、多面的な理解をもとに、利用者の抱えるニーズ・課題をいくつか抽出し、確定します。ニーズ・課題は1つではなく、様々な局面において、複数あらわれる場合が一般的です。また1つのニーズ・課題によって引き起こされてくるニーズ・課題もあります。アセスメントでは、これらのニーズ・課題を考えられる限り、見出し、提示する必要があります。またニーズ・課題を巡る状況を明確化し、出来るだけ簡潔に示すことが重要です。アセスメントでは母親と子どもの気持ちや考えを良く聴く必要があります。その際に、支援者の考えを押し付けるのではなく、素直な母親と子どもの気持ち、考えを言えるように配慮する必要があります。

アセスメントでニーズが確定出来れば、ニーズが充足された状態を確認します。その状態が支援の「ゴール(目標)」となります。このときに母親や子どもとそのゴールを共に確認することができれば、なお良い結果に結びつきます。そしてそのゴールにどう到達するのかを、できる限り細かく具体的に考えます。その際4W1H —いつ(までに)、誰が(誰と)、どこで、何を、どのようにするかを明確に決めることが有効です。

支援の中身は、就労支援であったり、精神的な安定のための心理士による面接であったり、養育を安定させるための面接や支援であったり、生活の改善を図るための話し合いや関係調整であったり、他機関や社会資源の活用であったり、日常生活の家事や保育など様々です。プランニングしたものは文章化していつでも確認できるよう工夫する必要があります。これが「自立支援計画」です。

あとはこの計画を決められたとおりに実施します。その際、この支援がうまくいっているかを、確実にモニタリングする工夫をすることも重要です。そして、計画の際にあらかじめ決めた期間が終了するとき、または目標が達成できたと考えられるときに評価を行います。この評価で目標がある程度達成できた、即ち自立が実現できた（できるであろう）と判断されたときに、終結を決定します。終結は「退所」という形で訪れることもあり、また、障害のある母親などの場合、施設のなかでの「安定した生活における子どもの育ち」という形で現れることもあります。いずれにしても、終結後のフォローアップも重要となります。このような一連の一貫した支援の流れが、自立支援です。

#### 【コラム】 アセスメントの実施

アセスメントでは情報収集とアセスメント記録の作成を行います。ここで収集する情報は、①利用者について、②利用者の生活状況、環境について、③ニーズや課題状況についての情報です。情報は、利用者から、利用者以外の関わりのある人から、他機関、他施設から、既存の資料や客観的情報から得ます。その際プライバシーの保護や秘密の保持には細心の注意を払う必要があります。さらに、収集した情報に基づき、アセスメント記録を作成します。

##### アセスメント記録の主な項目（例）

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ① 名前、生年月日、住所等の基本的情報 | ⑧ 情緒的機能        |
| ② 援助を受ける理由          | ⑨ 課題解決や対処の能力   |
| ③ ニーズ・課題の提示         | ⑩ 職業と経済的状況     |
| ④ 家族背景              | ⑪ 社会的移動の状況     |
| ⑤ 重要な他者との対人関係の在り方   | ⑫ 栄養状況と住居の状況   |
| ⑥ 身体的機能と健康状態        | ⑬ 印象と総合的アセスメント |
| ⑦ 知的機能と教育的背景        | ⑭ その他          |



## 【コラム】 自立支援計画の策定

- ・自立支援計画の立案はソーシャルワーカー業務の中核をなすものです。母親自身に自立支援計画を出させて、その内容をチェックして進行管理を行うような自立支援の方法は適切ではありません。専門性を持ってアセスメントを行い、自立支援計画を作成することが求められます。
- ・支援計画が予定通りに進まない場合にも、利用者に責任はありません。専門性を持ってなぜうまく計画が進まなかったのかを分析するために再アセスメントを行い、実施可能で達成可能な支援計画になるように計画の立て直しを行ってください。
- ・精神疾患のある方や知的障害のある人、子どもへの不適切な関わりのある母親に対しては、支援計画の内容を母親と確認することが困難なことがあります。また乳幼児や思春期の子どもについても、確認や同意を得ることが困難なことがあります。形にとらわれるのではなく、専門職として利用者の意向をできる限りくみ、利用者にとって最善となる支援計画を立てることが大切です。

### 自立支援の流れ（例）

#### 準備

- ① ニーズや課題の発見
- ② 初回面接の準備（わかる範囲での情報処理、検討を行う）
- ③ 緊急性の把握（緊急の場合は、他機関等への連絡など即対応）
- ④ 援助・支援方法の予備的検討



#### 開始

- ① 利用者との波長合わせ
  - ② 利用者の話への傾聴と主訴等の把握
  - ③ 利用者自身についての事やおかれている状況・課題をできるかぎり理解する
- ④ 機関・施設で提供できる援助・支援について説明し、ここで援助・支援を受けける事について共に考える
- ⑤ 援助契約（利用契約）



#### アセスメント

- ① 利用者に関する情報収集
  - ② 利用者の生活状況・環境に関する情報収集
  - ③ 利用者のニーズ・課題状況に関する情報収集
  - ④ ①～③の情報を踏まえてアセスメント（アセスメント記録の作成）
  - ⑤ 利用者のおかれている状況を視覚化して表す（エコマップ、ジェノグラム、社会的支援マップ等）
- ⑥ 利用者の抱えるニーズ・課題の確定



### 援助計画（プランニング）

- ① 確定したニーズ・課題の再確認と解決すべき優先順位づけ
- ② 優先順位づけしたニーズ・課題に基づいて援助・支援目標の設定
- ③ 目標ごとに具体的な援助・支援計画を立てる（4W1H）
- ④ 契約（利用者との合意）



### 計画の実施（活動）

- ① 援助・支援計画に沿って援助・支援の実施
- ② 利用者自身に焦点を当て、能力や人格に働きかけながらニーズの充足や課題解決を図る
- ③ 利用者の環境に焦点を当て、対人関係を含んだ社会的環境の調整や社会資源の活用しながらニーズの充足や課題解決を図る
- ④ モニタリング（利用者の状況や支援の状況の見守り）



### 評価と終結

- ① 様々な評価方法や尺度を用いて、援助・支援の有効性と効率性を検討
- ② スーパーバイザーや同僚等から援助・支援自体の評価を受ける
- ③ 評価に基づいて、終結を決定
- ④ 終結に向けて計画を立て、準備する
- ⑤ 計画に基づいて、終結への取組を行う
- ⑥ 必要に応じて、フォローアップ。ケースによって、終結後の援助・支援を行う他機関・他施設等と連携

## ②アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる

- ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
- ・自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
- ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
- ・支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として説明する。
- ・策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。

### キーワード

- ・リスクアセスメント
- ・課題の早期発見
- ・子どもの自立支援計画

### 解 説

母子生活支援施設は母親に対して支援を提供すると同様に、子ども一人一人に支援を提供していくことが求められます。子どもたちが安心して育っていける、安定した環境を母親と共に考え作り出していくことが必要であり、このような環境を作り出し、維持し、やがては子どもの自立を促進していくことが母子生活支援施設の支援のもう一方の重要な役割だと考えられます。

子どもは乳児期から思春期まで成長段階に応じて必要な環境や支援が大きく変化します。特に児童虐待での死亡事例のほとんどが乳幼児期に集中しており、乳幼児期の子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることはとても重要です。関わりながらの行動観察、保護者からの聞き取り、関係機関からの情報収集を行い、乳幼児期の疾患や障害の有無、妊娠期や出産時の状況、出産後の生育歴、家庭環境の情報を収集し、養育に対するリスクアセスメントを行い、必要な支援につなげていくことが大切です。

学童期においても、母親との話し合いや関係機関からの情報収集、子どもとの遊びや学習、面談などを通じて、子どもの心身の状況や生活状況、母親の状況などの家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集し、子どもにどのような発達・養育上のニーズがあるかを明らかにすると共に、ニーズに応じた適切な支援を展開することが求められます。

中学生・高校生では、それまでの生活環境や人間関係の影響が様々な形で現れる事があります。それは暴力であったり、不登校であったり、様々な非社会的行動である事もあります。このような児童に対しては、行動をとがめたり注意することでは課題解決に

至りません。自尊感情を培い自己肯定感を高める関わりが大切であり、子どものニーズに応じた専門的な支援の展開が求められます。

以上のように、子どもの発達段階に応じて、また子どもの置かれている状況によってそれぞれニーズやリスクは異なります。このことを十分理解したうえで、自立支援計画を作成し、職員全員で共有し、支援する必要があります。

### 【コラム】 子どものアセスメントシート（例）

<乳幼児> ケンプアセスメント

ケース名            第1回            作成年月日            記入者名

○支援が必要な家族のふるい分け項目（該当する項目は○囲み）

- 1 結婚していない、別居、未婚である
- 2 母の年齢が19歳以下
- 3 母に決まった仕事がない
- 4 経済的に困っている
- 5 高校を卒業していない
- 6 緊急時に連絡する人がいない（家族や身近に支援がない）
- 7 過去、現在、タバコ・お酒・（薬物）に依存
- 8 最初の妊婦健診が妊娠6ヶ月（20週）以降だった。
- 9 今までに2回以上中絶したことがある
- 10 日本語が理解できない外国人である
- 11 心療内科や精神科で薬をもらったことがある（既往歴）
- 12 望んだ妊娠ではない
- 13 夫婦関係の課題（DV）
- 14 ここ1年、うつ状態が2週間以上続いたことがある  
（不眠、イライラ、涙ぐみやすい、何もやる気がしない、食欲不振、精神症状等）
- 15 その他（ステップファミリー、多胎児など）

（以下は記入項目）

- 1 「親の生育歴からくる子育てへの影響の可能性」  
（リスク）  
（強み）
- 2 「飲酒・喫煙・薬物への依存の状況」
- 3 「親として児童相談所等とかわった経験」
- 4 「関係機関と社会資源の状況と課題」

- 5 「母子が抱える環境のストレスの状況」  
(リスク)  
(強み)
- 6 「母の怒りのコントロール」 (子への影響の有無)  
(リスク)  
(強み)
- 7 「乳幼児の発達段階の知識と幻想」  
(リスク)  
(強み)
- 8 「体罰に対する認識」  
(リスク)  
(強み)
- 9 「子どもの行動のとらえ方」 (泣く、寝る、ぐずるなど・肯定または否定)
- 10 「母と子の関係」  
(リスク)  
(強み)
- 11 「母の子への願い」
- 12 「総合的アセスメント」 (養育リスクの高低と強みのあり方を含む)
- 13 「現在の課題(必要な支援)」

参考 ヘネシー澄子 ヘルシースタート (ケンプアセスメント)

<こども> アセスメントシート (例)

「ケース名」 第回 作成年月日 記入者名

- 1 「本人の意向」
- 2 「母親の意向」
- 3 「学校・児童相談所などの意向」
- 4 「生活上の課題」
  - ① :
  - ② :
  - ③ :

- 5 「前回からの変化」
- 6 「親との関係」
- 7 「性格的な傾向」
- 8 「学習面での傾向」 (知的機能について)
- 9 「対人関係」 (友人関係など)
- 10 「学校 (保育園) との適応」
- 11 「生活習慣」
- 12 「身体的・心理的機能と健康状態」
- 13 「その他」
- 14 「印象と総合的アセスメント」

③自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。

- ・自立支援計画の見直しは、母親や子どもとともに生活を振り返り、母親や子どもの意向を踏まえて、それらを反映させつつ、最善の利益を考慮して行う。
- ・自立支援計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
- ・アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなどを必要に応じて行う。

#### キーワード

・支援の振り返り ・自立支援計画の評価 ・自立支援計画の見直し ・エコマップ

#### 解 説

自立支援計画では設定された期間が終わる、あるいは目標がある程度達成されたと判断された時点で評価を行います。

評価はできれば、母親や子どもとともに、また、ケースカンファレンス等で複数の人によって行われることが望ましく、管理職やスーパーバイザー（基幹的職員）、同僚にケースへの取組についての評価を仰ぐことも有効です。

入所型の施設である母子生活支援施設では、動きがみられる時点で、あるいは定期的に時期を決めて自立支援計画の進捗状況の評価と支援の実施状況を振り返り、再度アセスメントを行い、自立支援計画を立て直すことが必要です。その際、何が支援に有効で支援を促進させ、何が支援を阻害したか、支援の効率性はどうか等の分析、検証を行い、新たな自立支援計画に反映させることが求められます。言うまでもありませんが、新たな自立支援計画は、従前の自立支援計画とできる限り連続性をもっている必要があります。自立支援計画は、支援の過程で何度も見直す必要があります。見直しや再アセスメントの前には、できる限り、母親と子どもと共に話し合うことが望まれます。また、職員は見直しの時点で今までのあり方を振り返り、自己評価し、専門性の向上に努めなければなりません。

評価において、ある程度の目標の達成が行われていると判断された場合には、そのニーズに関して支援を終結するかあるいは終結に向けての準備を始める必要があります。

母親と子どもが抱えているニーズがほとんど充足された（支援が終結した）場合は、退所になると考えられます。退所は母親や子どもが合意し、不安があまりない形で行わ

れることが重要です。退所に向けては丁寧に、計画的に、母親や子どもの意志を尊重しながら支援していく必要があります。いたずらに依存を助長するようなことや、ニーズが解決に至っていない状態での退所はできるだけ避けなければなりません。また退所後も、必要であればフォローアップを行います。

### 【コラム】 自立支援計画見直しの流れ (例)

自立支援計画作成手順を決めておく必要があります。以下はアセスメント→支援計画→評価の手順を簡単に示した例です。

#### ①アセスメント

○初回は入所1か月以内を目標に作成

その後は、半年に1回以上を目安に見直し(再アセスメント)を行う

- ・状況の把握、ニーズの確定  
解決されるべきニーズの選定(優先順位もつける・ニーズの相互関連状況)  
エコマップ等を作成し添付する

○再アセスメントは前回のアセスメント時以降の変化の記録

- エコマップ等の再作成  
計画の確認や見直しのために行う

#### ②支援計画

○初回は入所1か月以内を目処に作成

その後は、半年に1回以上を目安に見直しを行う

- ・目標の設定(支援の結果どうなるのが望ましいのか)  
・具体的な目標達成のための方法(計画)の策定

#### ③評価

○再アセスメントに合わせて、それまでの支援の評価(目標達成の度合いをチェック)を行う

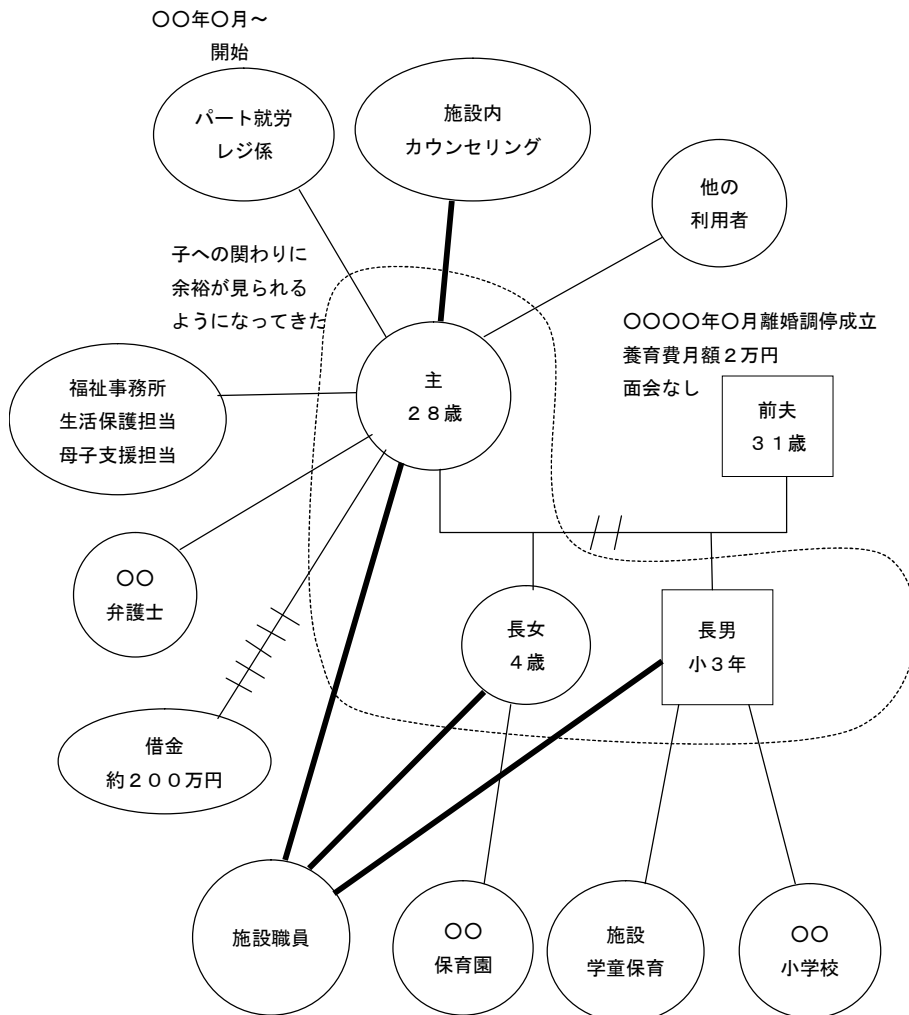
- ・目標が達成できていない場合には再び計画を立て直す  
新たな目標の設定と計画…モニタリング  
契約(支援内容の合意と確認)



## 【コラム】 エコマップ作成例

「エコマップ」は、アメリカのハートマンによって開発された生態地図です。社会福祉の領域では福祉的なニーズ、課題を持った人に対してどのような社会資源があるかをマップにしてその相関関係（家族、社会福祉機関、仕事、親戚、保険ケア等）をあらわします。

山ノ内花子（野木花子）第〇回 〇〇〇〇年〇〇月〇日 記入者名 〇〇



## (2) 母親と子どもの支援に関する適切な記録

### ①母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録する。

- ・入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやり取り等を含めて適切に記録する。
- ・記録内容について職員間でばらつきが生じないように工夫する。

#### キーワード

- ・自立支援計画にそった支援の記録
- ・日誌
- ・支援記録

#### 解 説

施設が記録すべき内容としては、子どもの成長の記録・生活の記録・行事等の記録・支援の記録、その他スーパービジョンや会議録等があります。記録内容に応じて、記録方法を工夫することが必要です。それぞれの記録の意味や目的にそった、記録の形式を定め職員間でばらつきが出ないようにする必要があります。

職員が行う日常の支援については、自立支援計画の内容を反映して展開することが求められます。記録においても支援計画にそった援助の記録としてこの一連の流れが確認できるような記録となるように工夫することが必要です。

記録の書き方には、様々な記録方法があります。施設職員によるばらつきを無くし、効率的で読みやすい記録方法を定めることが大切です。特に、母親と子どもの行動や他機関の職員の言動などの客観的事実の経緯、母親と子どもが述べたこと、職員の言動、職員の考えなどが混在せず、誰が見てもわかりやすい、4W1H（いつ、誰が（誰と）、どこで、何を、どうしたのか）が明確な記録を書くよう心掛ける必要があります。

**【コラム】 自立支援計画を反映させる記録（例）**

日常支援において自立支援計画を常に意識し、計画に沿った支援の提供が出来ているかを確認する事が大切です。日々記録する日誌に「アセスメント（課題）」が示され、その日行った支援がどの様に課題解決に結びついていくかを意識して記録するようにした記録の例です。（「相談内容」以下は、記録様式の参考例）

〇〇〇〇年〇月〇日 氏名〇〇〇〇 「母子支援員日誌」 職員名  
.....

アセスメント(課題) 該当する課題を選択

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① (アセスメント課題1) | ② (アセスメント課題2) |
| ③ (アセスメント課題3) | ④ (アセスメント課題4) |
- .....

「相談内容」(時間)  
(該当課題)(誰と)(面談・内線・外線・立ち話・その他)

- 1：(利用者)  
(職員)
- 2：(利用者)  
(職員)
- 3：(利用者)  
(職員)

「相談結果」  
「気になる様子・言動(服装・表情・行動・言葉の強さ・印象的な言葉)」  
「支援者の思い・次への課題」  
今後必要な支援内容：  
職員間で統一が必要な対応：  
「その他」

②母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。

- ・ 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
- ・ 守秘義務の遵守を職員に周知する。

#### キーワード

- ・ 個人情報保護
- ・ 守秘義務
- ・ 開示請求

#### 解 説

個人情報保護規程又は守秘義務規定などの規定が施設内で整備され、職員全員に周知されていることが必要になります。その上でさらに記録の保管場所や事務所等からの持ち出しの禁止、机の上等への放置の禁止等、日常的な取扱方法についてのルールを定める事が必要です。また、これらのルールを組織的に履行するためには責任者を定めて、研修会や啓発活動を行い職員の理解を促し意識の向上を図るとともに、その内容と遵守状況について、定期的に職員間で確認を行うなどの取組が必要です。

情報開示は利用者の正当な知る権利です。開示請求があった場合には、施設の業務や他の利用者の個人情報に配慮した上で、開示する必要があります。開示方法について事前に取り決めておく事も必要です。

#### 【コラム】 開示請求に対する対応準備

入所時の課題・本人の意向・課題に対する支援計画とその実施状況等は、請求があれば開示すべき資料です。また開示請求の対象となる事を想定し、記録については丁寧な言葉遣いを心がけ、主観的な表現を避け客観的事実を記録するように心がける等の配慮が必要です。

社会福祉法人 個人情報保護規程（モデル例）、守秘義務規定（モデル例）は全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ会員専用ページに例示されています。

(<http://www.keieikyo.gr.jp/index.shtml>)

③母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。

- ・全職員が共通した理解の下に業務を遂行できるよう情報共有の体制を構築する。
- ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
- ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

#### キーワード

- ・情報の共有
- ・統一した対応

#### 解説

日常の業務において、職員間で母親と子どもに関する情報が共有され、同じ方向に向けた、統一した支援を提供できる体制を構築することが大切です。自立支援計画の新規作成や変更を行った際には、作成や変更が行われた計画の内容を職員全員が確認し、理解していることが必要であり、作成・変更後内容を全職員が確認するルール作りが求められます。また、緊急時や支援において重大な出来事があった場合にも全職員がすぐにそれを共有できるような工夫が必要です。

各日誌やその他の記録についても、各職員が退勤後の施設の様子などを日誌等で確認した上で、日々の業務に当たる必要があります。職員の人数などによりますが、紙面での記録だけでは複数の職員が日誌等を確認し業務を行う上で非効率です。守秘義務に十分な配慮をした上でコンピューターネットワークを活用したシステムの導入を図り、業務の効率化を図ることは有効な手段です。その際にはネットワークの安全性を十分に検証し導入する必要があります。

#### 【コラム】 自立支援計画の確認について

- ・新規作成や見直しを行った自立支援計画は、職員閲覧後に利用者ごとのファイルごと直しなどの工夫をします。
- ・出勤した職員は、自分が退勤後に書かれた日誌や記録を確認してからその日の業務に当たる等のルールを明確にしておきます。
- ・コンピューターネットワークを活用した自立支援計画や業務日誌の支援ソフトを導入するだけではなく、施設の業務内容や流れを整理し、ソフトの開発やカスタマイズを行う事は、とても重要です。

④日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行う

- ・母子支援員日誌、少年指導員日誌、学童保育日誌、保育日誌、宿直日誌、日直日誌等を整備する

### キーワード

- ・目的にそった記録様式
- ・記録を活用した振り返り

### 解 説

日々の業務の日誌や記録には母子支援員日誌、少年指導員日誌、学童保育日誌、保育日誌、宿直日誌、日直日誌、行事の記録、スーパービジョンの記録、会議録等があります。それぞれの記録の目的にそった記録内容や様式を定め、適切に記録し活用する必要があります。また、記録のための記録にならないようにし、できるだけ支援に役立つような効率的な記録になるよう工夫する必要があります。

日々の記録を活用して、月ごとに振り返りを行うなどの取組を行うシステムを作り、日々の援助の方向性の確認や援助方法について検証を行い、進行を確認し、修正を加える取組も重要です。

#### 【コラム】 日々の業務記録 (例)

それぞれの日誌に記載すべき事項の例です。それぞれの日誌の意義や目的を整理し、記述しやすく見やすい書式を工夫することが大切です。

##### 母子支援員日誌

自立支援計画にそった援助の記録（面談・同行・介助・代行・その他の出来事や申し送り事項）

##### 少年指導員日誌

子どもの自立支援計画にそった援助の記録（話し合い・個別対応・同行・代弁・その他の出来事や申し送り事項）

##### 学童保育日誌

学童保育の実施記録（取組プログラム・参加児童・食事やおやつなどの記録・学習会の記録・その他の出来事や申し送り事項）

##### 保育日誌

保育内容の記録（保育の目的「通常保育・病後児保育・補完保育・リフレッシュ保育」・保育内容・参加児童・保育時間・食事やおやつなどの記録・その他の出来

事や申し送り事項)

#### **宿直日誌**

宿直職員の夜間から朝にかけての記録（体調不良者児・気になる母親や子どもの帰宅時間や夜間外出の記録・その他の出来事や申し送り事項）

#### **日直日誌等**

祝祭日の日直職員の記録（体調不良者児・気になる母親や子どもの外出や帰宅時間の記録・その他の出来事や申し送り事項）

#### **行事の記録**

- ・その行事の狙いや目的
- ・行事の内容
- ・利用者の参加状況
- ・実施後の振り返り
- ・予算や決算

#### **スーパービジョンの記録**

- ・提出課題
- ・気づきや確認事項
- ・スーパービジョン
- ・スーパービジョン後の支援の実施記録

#### **職員会議録**

- ・職員会議や連絡会議の会議録

#### **母親自治会記録**

- ・母親自治会での連絡事項や相談内容の記録

#### **子ども自治会記録**

- ・子ども自治会での連絡事項や相談内容の記録

#### **その他**

- ・必要に応じて（書留郵便や小包等の受け渡し記録・現金などの預かり記録・領収証）

#### **ポイント**

保育（リフレッシュ保育・補完保育・病後児保育）や学童保育・行事参加などの支援を利用者からの申し込みによって行う場合には申込書等を作成し受託内容（時間や依頼内容、薬の有無等）を明確にする記録を準備する事も大切です。

### 3 権利擁護

#### (1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

①母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行う。

- ・母親と子どもへの支援は、感情的でない受容的な態度で行い、その人格を尊重することを基本とする。
- ・施設長や職員が母親や子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立する。
- ・母親と子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させる。

#### キーワード

・QOL      ・人権感覚      ・理念      ・基本方針

#### 解 説

支援の実施では、母親と子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、母親と子どものQOL（生活の質 Quality Of Life）の向上を目指した積極的な取組が求められています。支援の内容の違いによって、母子生活支援施設で母親と子どもを尊重する具体的な留意点は異なりますが、母子生活支援施設で母親と子どもを権利の主体として位置づけ、感情的でない受容的な態度で、常に母親と子どもの最善の利益に配慮した支援を行うという基本姿勢に基づくものでなければなりません。

取組の具体例としては、施設長や職員が母親や子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立させていたり、母親と子どもを尊重した姿勢を、個々の支援の標準的な実施方法等に反映させていたりすることが挙げられます。また、理念や基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示していたり、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施していたり、被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底して、日頃より母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つように取り組むことが必要不可欠です。



②社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践する。

- ・人権に配慮した支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
- ・施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
- ・職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たる。
- ・母親や子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導く。
- ・受容的・支持的なかかわりを基本としながら母親と子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に母親と子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。

#### キーワード

- ・受容的、支持的なかかわり
- ・傾聴
- ・共通理解
- ・信頼関係
- ・説明責任

#### 解 説

施設における支援では、母親と子どもの個性を受容しその権利を尊重して、常に母親と子どもの最善の利益を目指した支援を遂行することが求められます。

具体的な取組としては、まず、母親と子どもの個性を尊重し、母親と子どもの希望や意見に可能な限り応えられるように、面接や日常生活の場面で、まずは傾聴に励むことが挙げられます。また、人権に配慮した支援を行うために、職員一人一人の職業倫理並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つよう、実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、実践の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていることが求められます。職員どうしの信頼関係の構築に努め、職員と母親と子どもとの信頼関係を形成する中で、常に自己研鑽に努め、意欲を持って支援に当たることが必要です。

母親と子どもの表面的な意向に沿うことが、結果として母親と子どもの利益につながらないこともあることを踏まえつつ、受容的・支持的な関わりを基本としながらも母親と子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に母親と子どもの利益や権利侵害の防止に考慮して、真摯に向き合うことが重要です。また、母親や子どもの希望に応え

られない事柄については、その理由をその都度母親や子どもに丁寧に説明して、理解を  
求めることが大切です。

③母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。

・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

#### キーワード

- ・周知徹底
- ・設備面での配慮

#### 解 説

ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。母親と子どものプライバシー保護については母親と子どもの意志の尊重が基本であり、母親と子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。また、母親と子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

具体的な取組を行うためには、職員に対して、母親と子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させるために、支援に応じた留意点に関する規程やマニュアル等を整備して周知徹底することが必要です。周知徹底においては、単に職員に規程やマニュアル等を配布するだけでなく、支援の場面ごとに作成されている手順書を作成することが重要です。プライバシー保護に関する留意事項が記載されている手順書をもとに、研修等を通して日頃の支援業務においてプライバシーの保護を徹底することが重要です。また、母子室や面接室におけるプライバシー保護については、設備面での配慮や工夫も重要です。

#### ④母親と子どもの思想や信教の自由を保障する。

- ・子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。
- ・母親の思想・信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

#### キーワード

- ・思想信教の自由
- ・児童の権利条約

#### 解 説

母親と子ども個人の思想や信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。児童の権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。これは母親においても同様です。

特定の宗教法人が運営する施設であっても、施設において宗教的活動を強要してはいけません。また、個別的な宗教活動は尊重しなければなりません。母親と子どもの思想や信教の自由については、公共の福祉に反しない限り最大限に配慮し保障しなければなりません。また、母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないように配慮することが重要です。

#### 【コラム】 信仰を強制しない配慮

信仰を強制しない配慮には以下のようなものがあります。

- ・宗教行事等への参加が強要されない。
- ・行事においては、宗教色が無く、誰もが参加しやすいように工夫されている。  
例)「クリスマス会」を「お楽しみ会」などの名称に変更し、内容も工夫する。
- ・入所見学等において、信仰の自由を説明する。
- ・他の利用者から特定の宗教への勧誘があっても、そうした勧誘に従わなくても良いことを伝える。

## (2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

①母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行う。

- ・ 日常的な会話のなかで発せられる母親や子どもの意向をくみ取り、また母親や子どもに対して意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。
- ・ 改善課題については、母親や子どもの参画のもとで検討会議等を設置し、改善に向けて具体的に取り組む。

### キーワード

- ・ 受容的態度 ・ 人権感覚 ・ 標準的实施方法

### 解 説

施設では、「自立支援計画」の作成に際して、面接をし、丁寧に母親と子どもの意志を確認することが求められています。それだけでなく、施設として母親と子どもの意向を把握する聞き取りや意向調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組を行う必要があります。職員は日常的な会話や生活場面面接の中で発せられる母親と子どもの意向をくみ取り、また、施設として、母親と子どもの意向調査、個別の聞き取りを行い、改善課題の発見に努めることが大切です。

母親と子どもの意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。職員に対する母親と子どもの意向への配慮に関する調査を実施し、その結果を活用し、具体的な支援の改善に結びつける必要があります。そのために組織として利用者と職員の意向を尊重する仕組みを整備する必要があります。調査等に関しては実施・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。

このような仕組みが機能することで、職員の母親と子どもの意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の課題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、重要なことです。

### 【コラム】 言葉や行動の中に隠された思い

- ・利用者さんの中には、色々な思いや気持ちを持ちながら、本当の思いをなかなか表す事の出来ない方がおられます。うまく思いが伝えられない事で、支援を拒まれ、施設生活を拒否される方もおられます。しっかりと寄り添い支えるという事の本質を理解する事が大切です。
- ・こちらの意向に去った返答を促すような言葉がけは、決して良い援助には結びつきません。母親や子どもの本当の気持ちを引き出せる関わりが、求められます。

②母親や子ども自身が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組む。

- ・子どもの活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援を行う。
- ・母親が、自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援する。
- ・母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行う。

#### キーワード

- ・自治会活動
- ・生活改善
- ・自律性

#### 解 説

母子生活支援施設では、母親と子どもの安定した日常生活への支援と同時に、母親と子どもの自主性を尊重した生活改善への活動の推進が求められます。このような活動は、母親と子どもが自らの権利を学び、生活を自らの手で改善する力を育むための支援となります。

施設内の自治会等における母親と子どもの意見表明の機会の確保や、母親と子ども自身による主体的な取組を支える体制作りを進めなければなりません。これらの活動の推進においては、職員の支持的な関わり方が大切です。

施設内の自治会等における母親と子どもの意見表明の機会確保や、母親と子どもの主体的な取組を支える体制作りを進めなければなりません。

## 【コラム】 自治活動の難しさ

母子生活支援施設における支援の基本構造には、利用者である母親や子どもと、支援者である職員との支援関係があります。また、施設の構造上、他の利用者と生活の場を共用することから、利用者間の関係性も生じます。そこで、利用者間で助け合い、交友関係を構築することもあれば、時として利用者間でトラブルが発生することもあります。こうした場合、職員は双方の話を聴きながら、利用者の権利擁護と利益保護の観点から関係調整を図ります。しかし、このような関係調整は、施設退所後の地域生活には存在しません。

そこで、母親と子どもが母子生活支援施設を利用している間に、安心して意見表明できる「場」として、例えば「母の会」や「子ども会」といった場を設け、自治活動を体験することが重要です。

自治活動においては、声の大きい人の意見が通ったり、無理強いをさせられてDV被害のフラッシュバックを起こしてしまうこともあり得ます。そこで、職員はこうした活動に対して、利用者が自由闊達に意見交換が出来たり、楽しく活動ができるように、支持的に支援していくことが肝要です。その際、こうした活動への参加を強要するのではなく、自然と参加したくなくなような工夫をすることが重要です。また、こうした工夫を施しても参加しないとか、参加できない人がいることを許容できる雰囲気も大切です。



③施設が行う援助について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。

- ・ 支援内容について理解できるよう、わかりやすい説明等を工夫し、自己決定により主体的に活用できるように働きかける。
- ・ 常に母親と子どものニーズの把握をし、必要な情報やニーズに応じた支援メニューが提供できるよう努める。

#### キーワード

- ・ 主体的な選択
- ・ 自己決定

#### 解 説

適切な情報提供は、母親と子どもの知る権利を守り、主体性を尊重する支援（エンパワメント）につながります。

情報提供は、母親と子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから、提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。

また、母親と子どもそれぞれが主体的に選択していけるためには、職員はニーズに応じた支援メニューの提供に努めながら、自己決定のプロセスを保障していくことが大切です。

#### 【コラム】自己決定のための支援

自己決定を行うためには、情報の提供と、自己決定を支える環境の提供が必要です。

情報の提供に関しては、母親や子どもが理解し易いものである必要があります。例えば、外国人の母親であれば、通訳を付けたり、母親の母国の文化や風習等に配慮することが必要です。また、機械的にマニュアルやメモを読み上げるのではなく、提供した情報が正しく伝わっているかを確認しながら、受容的な雰囲気、母親と子どもの理解の状況を確認しつつ行う必要があります。特に子どもに関しては、年齢に合わせた分かり易い言葉で伝えることが重要です。

自己決定を支える環境とは、安心して判断し決定できる場です。例えば、DV被害を受けたり、虐待を受けてきた母親や子どもの中には、「自分は何もできない」とか、「こんなことを言ってもいいのだろうか」といった否定的な感情で、自己表現すらできない人がいます。そこで、「自分の意見を言ってもいい」「自分で決めて良い」といった肯定的な対応が必要です。また、自己決定を行う場において、「何を言っても怒られない」とか「何を言ってもおかしくない」といった、何でも言える環境を保障することが重要です。

### (3) 入所時の説明等

①母親と子どもに対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。

- ・母親と子どもが情報を入手しやすいようパンフレットを福祉事務所に置くなどの取組を行う。
- ・施設の支援内容や生活の流れなどをわかりやすく紹介した印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど施設の機能、役割を正しく理解できるような工夫を行う。

#### キーワード

・パンフレット    ・生活のしおり    ・施設見学    ・苦情処理

#### 解 説

母子生活支援施設の利用は通常、福祉事務所からの紹介という形で行われます。入所が必要な世帯に迅速に正しい情報が提供され、施設利用に円滑につながる事は、入所前の不安を軽減し、入所後の自立支援につながる上で大変重要な要素となります。所管する福祉事務所だけではなく、近隣の市町村やこれまでに広域措置が実施された地域の福祉事務所、都道府県の所管課などにパンフレットを配布し積極的に情報提供を行うことが大切です。

ホームページなどのネット媒体による情報提供も有効ですが、DV加害者等不特定多数の目に触れることを考慮した内容にするなど、配慮が必要となります。

入所の照会が福祉事務所からあった場合には、施設の支援内容や生活の流れなどをわかりやすく紹介した印刷物（以下：生活のしおり）により、入所後の生活をより具体的にイメージでき、利用につながるように、事前の情報提供に努める必要があります。また、希望がある場合には、入所前の施設見学を受け入れ、具体的に入所後の生活をイメージしてもらうことも大切です。

生活のしおりでは、施設が提供する支援内容について、出来る限り明示すると共に、利用しやすいように工夫する必要があります。支援メニューには利用者全員が利用できる支援メニューと、個別ニーズに対応して提供する支援メニューがあります。記載方法などを工夫して必要な人が的確な支援を利用できるようにする必要があります。また、入所後に「こんな事は聞いていなかった」、「こんなつもりはなかった」などの誤解が生じないように丁寧な情報の提供を心がけることが大切です。

生活のしおり等では、利用案内に併せて、利用者の意見を聞くシステムや苦情解決委員等について明記するとともに、利用者の権利擁護や個人情報の取り扱いについても記載する事が求められます。

### 【コラム】 パンフレットと生活のしおりの内容 (例)

施設で準備すべきパンフレットや生活のしおりに記載すべき内容を例示します。施設が伝えたい事を列記するのでは無く、利用される方が知りたい情報は何かを考えて作成する事が大切です。

#### パンフレット

- ① 法人や施設の基本理念、倫理綱領
- ② 施設の見取り図
- ③ 居室の見取り図（配置や面積のわかりやすいもの）
- ④ 利用できる支援のメニュー

#### 生活のしおり

- ① 支援方針と支援メニュー
- ② ルール等の決まり事
- ③ 年間行事予定表
- ④ 利用案内
  - ・学童保育
  - ・乳幼児保育
  - ・その他（クラブ活動やカルチャー教室）
- ⑤ 集金や預かり金の規定
- ⑥ その他（近隣の地図や病院・学校などの住所や電話番号）
- ⑦ 個人情報の取り扱いについて
- ⑧ 苦情処理の案内

②入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて、母親と子どもにわかりやすく説明する。

- ・様々な支援の利用方法や施設のルール、個人情報の取り扱いや設備の使用法など、施設で生活を行う上で必要な情報をわかりやすく説明し、母親と子どもが安心感を得られるように配慮する。
- ・丁寧な説明をすることで、母親と子どもの不安を解消し、これからの生活に展望が持てるよう配慮する。

### キーワード

- ・施設のルール
- ・外国語への対応
- ・個人情報の取扱い

### 解 説

入所時に、母親と子どもにわかりやすく説明を行うことは、入所後の生活に対する不安を軽減すると共に、安定した生活を始める支援につながります。また、説明に際してはどの母親と子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。説明を理解することに困難が予想される母親や子どもに対しては、担当者を決めて温かみがあり安心感を与えるような雰囲気の中でより丁寧に説明することが必要となります。

説明文だけではなく、さし絵や図などが入った、見やすく理解しやすい資料を準備することも大切です。また、ふりがなを付けたり外国語の説明資料を準備するなど、様々なニーズに対応した準備を行っておくことも大切です。

#### 【コラム】 生活のしおりの注意点

生活のしおりは、母親と子どもが施設で快適に生活するためのしおりとなる事が大切です。以下の点に注意が必要です。

- ・生活のしおりの説明を受けたことに対する署名をもらうことは可能ですが、誓約書や保証人・身元引受人を求める行為は、行政機関からの委託（措置）を受けて入所受け入れをしている施設として適切ではありません。
- ・生活のしおりは、施設で母親と子どもが快適に過ごすためのツールとして作成することが大切です。ルールや決まり事の説明に終始し、施設の枠組みを守るためのものになってしまわないように注意しましょう。

#### (4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境

①母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行う。

- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
- ・母親や子どもに十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にし、内容をわかりやすい場所に掲示する。

#### キーワード

- ・意見を述べやすい環境
- ・相談窓口や相手が選択できる

#### 解 説

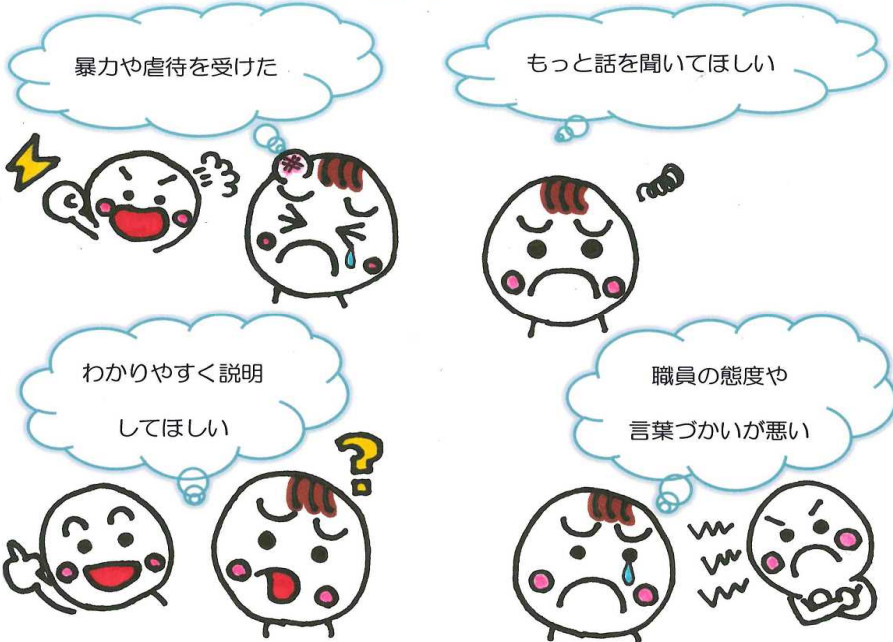
母親と子どもが相談したり意見を述べたりしやすいような方法を構築することが必要です。日常的に接する職員以外に、利用者自身が相談相手や相談方法を選択できる環境の整備が大切です。また、職員には直接相談しにくい内容の相談や外部の専門相談などについても、活用できる方策が必要です。

また、取組を実効あるものにしていくためには、母親と子どもに十分に周知されている必要があります。そのためには、入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示して周知することが求められます。また、日常的に言葉かけを積極的に行いながら、相談しやすい環境整備を進めることが大切です。

【コラム】 母親と子どもに対する周知（例）

母親や子どもが、意見や苦情を述べやすくするため、ポスターの掲示などにより周知を図る必要があります。（ポスターの例）

施設でのくらしや支援について  
あなたの意見を聞かせてください。



※詳細はしおりにも記載しております

要望等解決受付担当/名前.....

要望等解決責任者 /名前.....

要望等解決委員...../名前..... TEL.....

名前..... TEL.....

名前..... TEL.....

※上記以外に福祉事務所母子係にご相談いただくことが出来ます  
社会福祉法人 ○○会 △△施設 □□□  
TEL(123)456-7890 FAX(123)456-7891  
〒123-4567 ○○市△△区□□町 123  
メール abcdef@gh.ijk.jp

②苦情解決の仕組みを確立し、母親と子どもに周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。

- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
- ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。

#### キーワード

- ・苦情解決責任者
- ・苦情受け付け担当者
- ・第三者委員
- ・運営適正化委員会

#### 解 説

社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。これらの背景を踏まえて、苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能している事が大切です。また、苦情解決については、提供する支援の内容に関する妥当性の評価や改善の方法を検討するための有効な手段として、組織的に位置付ける事も必要です。つまり、利用者保護の視点と同時に、支援の質の向上に向けた取組の一環として、苦情解決を積極的に捉える事が大切です。

苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知すると共に、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われる事、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録する事、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックする事、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表している事等が苦情解決の手順として大切なポイントです。

苦情解決の体制を整備し、解決手順・結果公表等を具体的に示しておくことが必要です。

## 【コラム】 苦情解決体制

苦情相談窓口には、施設での苦情窓口・第三者委員・運営適正化委員会の三つがあります。施設では、苦情解決責任者・苦情受け付け担当者・第三者委員の設置が必要です。それぞれの役割を理解し機能させる事が大切です。

### ① 苦情解決責任者の設置

名前のとおり、苦情解決における責任者です。(施設長、理事長等)

### ② 苦情受付担当者の設置

苦情の受付、記録、苦情解決責任者への報告など。  
(当該事業所職員が担当します。)

### ③ 第三者委員の設置

基本的には苦情の受付は「苦情受け付け担当者」ですが、職員でもある苦情受付担当者には言いにくい場合もあり、事業所との関係が「第三者的」な立場にある苦情受け付け担当者を設けます。(社会福祉士、民生委員児童委員、大学教授、弁護士、事業所の評議員(理事は除く)、監事または監査役など)

第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。

### ④ 運営適正化委員会

運営適正化委員会は、福祉サービスについての苦情を適切に解決するため、社会福祉法の第83条に基づき、全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている委員会です。

委員会では、福祉サービスの苦情について、相談を受け、解決に向けて助言や調査、あっせんなどをおこないます。



③母親と子どもからの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。

- ・ 苦情や意見・提案に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- ・ 苦情や意見を、支援や施設運営の改善に反映させる。
- ・ 母親や子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

#### キーワード

- ・ 苦情に対する対応マニュアル

#### 解 説

母親と子どもからの意見や提案、苦情等への対応は、支援の質の向上のためにとっても大切な取組です。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応ができる体制を整えることが、母親と子どもからの信頼を高めることにつながります。母親と子どもからの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。

この姿勢を「対応マニュアル」等で具体化しておく事が大切です。対応マニュアルにそって対応を図ることはもとより、母親と子どもからの意見や苦情を、実施する支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。また、より効果的な仕組みとしていくために、定期的に対応マニュアルの見直しを行うことも大切です。

#### 【コラム】 対応マニュアルに記載すべき項目 (例)

苦情対応マニュアルには、以下の点を具体的に記載し、苦情があった場合にはマニュアルに沿って対応を行う必要があります。

- ① 苦情を受け付けた後の手順や、具体的な対応方法
- ② 意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法
- ③ 記録の方法
- ④ 母親と子どもへの経過と結果のフィードバック、公表の方法

## (5) 権利侵害への対応

①いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止する。

- ・就業規則等の規程に、体罰の禁止や権利侵害の防止を明記する。
- ・不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させる。
- ・施設長は、職員からの暴力や言葉による脅かしなどの不適切なかかわりが発生した場合に対応するためにマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応する。

### キーワード

・体罰の禁止 ・権利侵害の防止 ・不適切な関わり ・セクシャルハラスメント

### 解 説

いかなる場合においても、施設長および職員による体罰や人格を辱めるような懲戒、心理的虐待、セクシュアル・ハラスメントなどの権利侵害行為は許されるものではありません。職員研修等を通じて、不適切なかかわりによる権利侵害を行わないことへの意識を高めるほか、日頃から権利侵害の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、不適切なかかわりによる権利侵害が起こらないような援助技術の習得を図る等の取組が求められます。

また、不適切なかかわりによる権利侵害があった場合を想定して、施設長が職員・利用者双方に事実確認や原因の分析等を行うことや、「就業規則」等の規程に基づいて、厳正に処分（懲罰規定の整備）を行う仕組みを整備することも必要です。

### 【コラム】 権利侵害に対するセルフチェック

施設内において暴力や暴言以外にもどのような行為や言動が権利侵害になるのか、職員同士で話し合っておくことが大切です。例えば以下のような事柄は権利侵害になります。

- ・利用者は無断での居室内への立ち入り
- ・郵便物のチェック
- ・居室出入り口が防犯カメラの映写範囲
- ・プライバシーが確保できない場所への電話機の設置
- ・罰当番や罰則
- ・その他

児童養護施設等については厚生労働省より「措置児童等虐待対応ガイドライン」が示されています。その中で「母子生活支援施設については、法律上は対象事業者・施設に含まれていませんが、対応事業者・施設の対応に準じ、今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするものとします。」とされています。

厚生労働省「措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）」

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo04-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo04-01.pdf)

②いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底する。

- ・母親や子どもに対して、不適切な行為の禁止を周知する。
- ・不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
- ・不適切なかかわりを伴わない人とのかかわりについて、母親や子ども達に伝え、良好な人間関係の構築を図る。

#### キーワード

- ・不適切な行為の禁止
- ・良好な人間関係の構築
- ・権利意識

#### 解 説

身体的暴力、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な行為は絶対に許されるものではありません。人とのかかわりにおける不適切な行為がどのようなものかを具体的に母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図る必要があります。

また、日頃から職員研修や会議での討議などを通じて、母親や子どもによる家族や他者への不適切な行為の防止について、対策を講じておく必要があります。

#### 【コラム】 子どもの権利と援助の視点

権利意識とは「自分や他者を大切にしたい」と思う心の有り様です。換言すれば、自尊感情や他人を思いやる気持ちだともいえます。自尊感情を培うためには、幼少期における愛着関係を基盤に、「人から尊重されている」「人から大切にされている」といった思いを育むことが必要です。他人の人権や権利への認識はこうした「自分や他者を大切にしたい」という意識のうえに成り立つものです。自尊感情が他尊感情を生むといえます。権利の侵害を受け、自尊感情を培うことが困難な者は、結果的に他者の権利を侵害し、自己否定感をさらに強化するという悪循環に陥る傾向にあります。この悪循環を断つような支援が、専門性として要求されています。

参考 新保育士養成講座 第5巻 社会的養護 (全国社会福祉協議会) 2013

③子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。

- ・ 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図る。
- ・ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。
- ・ 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行う。

#### キーワード

- ・ 子どもの権利擁護
- ・ 不適切や関わりを行う者への専門的支援

#### 解 説

母親から子どもへの体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて、母親の子どもへの不適切なかかわりの防止について対策を講じておく必要があります。母親から子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの予兆を早期に把握し、その防止・早期発見に向けた具体的な取組を行う必要があります。

## 【コラム】 子どもの権利と子ども観

生育過程において虐げられた体験を抱えざるをえなかった者は、ときに人間や社会に対する怒りを抱え、反社会的あるいは非社会的行為に及ぶことがあります。そうした怒りの裏には、「自分は悪くない」「自分には責任がない」といった思いが潜在しています。そうした怒りについて自分の言葉や価値観でもって語り、聞いてもらえたという実感を持つことは、自身の被害者性ともいえる「怒り」をともなう感情から、自己認識に向かう契機を提供してくれます。人は自らの体験とその思いを語り受け止められることで、それらを客観視でき、自らの生き方を問い直すことが出来るようになります。またそれを傾聴し、語りに丁寧にむきあうことは、聴く者と子どもとの協力関係の形成を促し、課題の外在化とそれへの対応方法をともに対等な立場で考える可能性を高めます。

この被害者性の受容が、基本的には母親や子ども達の信頼感や安心感つながります。しかしながらときに「指導」という名の下で、母親や子どもの語りを阻害していることはいないでしょうか。「きまり（義務）を守れない者には権利がない」「悪いことをしたから罰を与える」といった考え方が、さらにこうした指導を強化し、母親や子どもの語りを阻害することがある事を意識し、より専門性の高い支援を提供する必要があります。

参考 新保育士養成講座 第5巻 社会的養護 (全国社会福祉協議会) 2013

## 4 事故防止と安全対策

母子生活支援施設の利用者はDVや児童虐待の中から避難して入所してこられる方が多く、入所前の生活では常に不安や恐怖を抱えながらの生活を強いられてきた方がおられます。母子生活支援施設入所後は一日も早く安心・安全・安定した生活が送れるように支援する必要があり、しっかりとした事故防止や安全対策を行う必要があります。

全国母子生活支援施設実態調査においても約20%の施設がDV加害者やストーカーからの追跡や電話による危険を感じたと回答しており、これらの危険は現実のものであり、常に緊張感を持って安全対策を行っておく必要があります。

近年、精神的に不安定な母親による暴力事件や放火事件、母親からの児童虐待により、子どもがけがをする事件、「キレ」で暴れる高学齢児による暴力事件等が発生しており深刻な課題となっています。このような事件や事故はどこの施設でも起こりうる可能性があり、できる限りの事故防止と安全対策を行っておくことが求められます。

①事故、感染症の発生時などの緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。

- ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、定期的に見直しを行う。

#### キーワード

- ・事故発生対応マニュアル
- ・衛生管理マニュアル

#### 解 説

母親と子どもの安全を確保することは、社会的養護の質を保証する最も基本的な事項です。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。

安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。母親と子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、母親と子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。

具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上、感染症、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のある（犯罪、事故等）等、母親と子どもにかかわる全てのリスクを含みます。



## 【コラム】

安全対策マニュアルでは、一般的な事故や感染症に対するマニュアルだけではなく、母子生活支援施設特有のDV加害者からの追跡や母親による子どもに対する不適切な関わりに対する対応マニュアルの整備がとても大切です。また、対応マニュアルは見やすく緊急時にすぐに活用できるように工夫することが大切です。研修会を実施しロールプレイング等による訓練の実施が有効です。

### ・不審者を発見した場合（例）

#### 不審者を発見した場合

※事件となった場合には、監視カメラのビデオを保存する

不審者を発見※1



『どちら様ですか？何かご用ですか？』



不審者と判断



『御用の方以外は敷地内に  
立ち入らないようお願いします』



立ち去らない



- ・安全確認ができるまで子どもたちを学童室に避難させる
- ・〇〇保育園に連絡（隣接施設）
- ・110番に通報  
(〇〇交番 TEL:×××・××××)



事後 ※場合によって①②③を行う

- ①施設付近を複数職員で巡回  
※緊急用携帯を持参
- ②小学校へ連絡
- ③関係機関に情報提供

不審者ではないと判断

『御用の方以外は敷地内に  
立ち入らないようお願いします』

立ち去った場合

①施設付近を複数職員で巡回

※緊急用携帯を持参

②〇〇保育園（隣接施設）、小学校へ連絡

③〇〇交番（TEL:×××・××××）

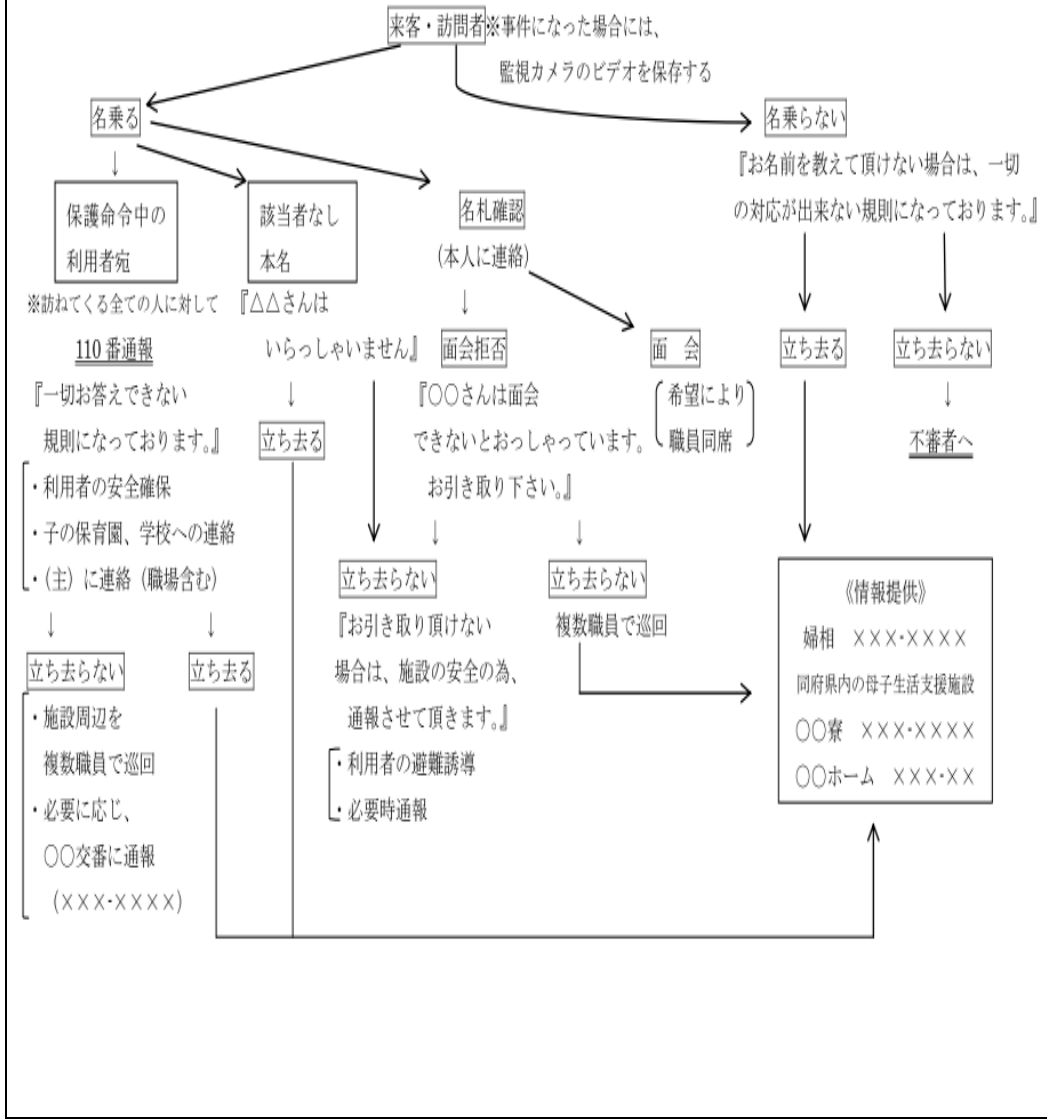
に状況報告

#### 《注意点》

※1 特に危険を感じる時、外の場合は複数職員で行く。

※2 職員より積極的に声をかけていくこと。

・ 来客・訪問者の対応 (例)



## ②災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行う。

- ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
- ・災害時等の対応体制を整える。
- ・母親と子ども及び職員の安否確認の方法を決め、全職員に周知する。
- ・食糧や備品などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。

### キーワード

- ・災害に備えた事前準備、事前対策
- ・災害発生時の体制

### 解 説

母親と子どもの安全確保には、支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。特に施設では、災害時において、母親と子どもの安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。

消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行う必要があります。例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の課題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

### 【コラム】 広域災害や被災者支援対応

災害時対応マニュアルによる施設内の安全対策にとどまることなく、広域災害や災害後の被災者支援をも含めた対応の準備も大切です。具体的には、都道府県や市町村との災害時の連絡体制や支援体制の確認。必要に応じて施設機能を活用した福祉避難所としての被災者支援等についても事前に検討し準備しておくことが良いでしょう。

③母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行うなど、安全確保のためのリスクを把握し対策を実施する。

- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
- ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
- ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、機械警備の設置や地域警察との連携を強化し、地域の関係機関との連携を図る。

#### キーワード

- ・ 事故事例の収集
- ・ 事故防止策
- ・ ヒヤリハット
- ・ 安全確保

#### 解 説

母親と子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。

施設として母親と子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施し、収集した事例を有効に活用して安全の確保に役立てる取組が求められます。

事例の収集は、母親と子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。また、要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげていく必要があります。

継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。(母親と子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

### 【コラム】 安全対策のポイント

- ・事故事例にとどまらずヒヤリハット事例の収集が大切です。事故が起きてしまうと責任追求となりがちですが、ヒヤリハットは職員の気づきの報告であり、より前向きで具体的に対応策をみんなで考える良い機会となります。
- ・安全対策として119番自動通報装置のみならず、110番ホットラインの設置を行っている施設もあります。また、「警察官立ち寄り所」の看板の設置や、「不審者を発見次第警察に通報します」などの看板の設置も、抑止力として有効な手段です。

#### ④十分な夜間管理の体制を整備する。

- ・年間を通して24時間体制で、また職員は2名体制で夜間管理を行うことが望ましい。
- ・緊急時に備えて夜間でも即応できる体制を構築する。
- ・夜間警備強化のため機械警備（防犯カメラ、センサー式照明）を設置する。
- ・不審者対策マニュアルを整備し、職員が共通理解を深める。

#### キーワード

- ・宿直体制
- ・夜間管理
- ・機械警備

#### 解 説

夜間の職員不在は、母親と子どもへの支援を行う上で不適切と言わざるを得ません。DV被害者や虐待を受けた子どもへの支援において、職員による24時間の支援体制は大変重要なことであると言えます。職員の勤務シフトを工夫して、できるだけ早朝・夜間に複数職員を配置することも重要です。

直接処遇職員ではない職員の宿直や管理宿直では、十分な支援体制とは言えません。夜間管理のほか、日曜や祝日など休日の日直についても、直接処遇職員が行う体制が重要です。

24時間365日、複数職員が勤務している態勢の構築が望まれます。

#### 【コラム】 職員配置と夜間警備体制強化加算の活用

DV被害者や被虐待児が避難してくる母子生活支援施設では、施設が安全で安心して生活出来る環境となる事大切です。ハード・ソフトの整備を行って下さい。

- ・「社会的養護の課題と将来像」に盛り込まれた将来の職員体制では、10世帯定員施設で「施設長・母子支援員2名・少年指導員2名・調理員・保育士」の7名体制となります。これは、母子生活支援施設が職員宿直による24時間帯体制をとるために必要な職員体制であり、実施された後には定員10世帯以上施設では職員による宿直を行うことが求められます。
- ・職員による宿直を行っている施設に対しては「夜間警備体制強化加算」が申請できます。これにより、職員により宿直+管理宿直員の夜間2名体制をとることが出来るようになり、夜間の相談支援体制が格段に向上します。さらに防犯カメラ等の機械警備を取り入れることによりさらに安心安全な施設とすることが出来ます。

## 5 関係機関連携・地域支援

### (1) 関係機関等との連携

①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所等の関係機関や団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。

・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。

#### キーワード

・福祉事務所      ・社会資源      ・情報の共有化

#### 解 説

この項目（次項含む）では関係機関として筆頭に児童相談所を挙げていますが、母子生活支援施設の場合は福祉事務所と読み替えていただいてもかまいません。

施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、母親と子どもへの支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、保育所、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。

また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られていることも必要です。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等を必要に応じて職員が活用できるようにすると共に、各種会議で説明を行う等職員に周知することが求められます。

#### 【コラム】 関係機関の連携に必要な資料

個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料の作成が必要です。

各種の連携（連絡）会議ごとに記録を残しましょう。また、電話等での情報交換も、報告のみで終わらせずに、必ず文書に残しましょう。

②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行う。

- ・母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立する。
- ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題にケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
- ・要保護児童対策地域協議会、配偶者暴力対策地域協議会に参画し、地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有化を図る。

#### キーワード

- ・ネットワーク
- ・情報の管理
- ・情報の共有化

#### 解 説

母親と子どもに対してより良い支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、課題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。

定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的に自立支援計画会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられます。

また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に課題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。

ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。

#### 【コラム】 連携を図るための会議等（例示）

自立支援計画策定会議・自立支援計画評価会議小中学校連絡会議  
保育所連携会議・要保護児童対策地域協議会・配偶者暴力対策地域協議会  
施設後援会・町内会

会議に参加するだけでなく、連携の場を創出し主催していく等、積極的な姿勢が重要です。とりわけ日常的な関係の構築が、いざという時に問われることとなります。



## (2) 地域社会への参加・交流の促進

①母親や子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。

- ・母親と子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要に応じて職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
- ・町内会、子ども会、老人クラブなどの地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。

### キーワード

- ・地域との交流

### 解 説

DV被害者を保護し安全確保を図る上で、地域に開かれた施設となるには難しい局面があるのは否めません。しかし、施設の社会化ができないということはありません。地域交流を進めている施設は、全国母子生活支援施設実態調査を見る限り、少なくないのです。このような施設は、進め方（手法）の工夫等で取り組んでいます。

母親と子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

同時に、母親と子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、母親と子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。

施設長や職員が地域団体等の役員をしたり、災害時の相互支援の協定を町内会と結ぶ方法もあります。

地域交流やそれに類する活動は、事業報告書に記載するようにしましょう。

## ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。

- ・地域に向けて、施設の理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。
- ・施設の集会室や学習室等のスペースを開放するための規程を設け、施設として入手できる情報等を提供し、地域社会に役立てる。

### キーワード

- ・地域に提供
- ・地域からの理解

### 解 説

地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることや、コミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。施設の認知度を高める上で、重要な取組となります。

具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。

施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われませんが、これも進め方(手法)の工夫で対応が可能でしょう。

### 【コラム】施設機能の地域提供・開放の例

子育て講習会・園庭開放・子育てサークル支援・児童委員協議会と共催して講演会・夏祭りやクリスマス会へ招待他

学習室や集会室を町内会や地域団体等に貸し出し、会合等に使用していただくことなどは、比較的取組やすいと言えます。

③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ボランティアの受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などのマニュアルを整備する。
- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

#### キーワード

- ・ボランティア受け入れマニュアル
- ・ボランティア保険

#### 解 説

ボランティアの受け入れに当たっては、事故予防やトラブルの防止を図るうえで、受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。

また、施設側の受け入れ体制が整っていることも求められます。特に母親と子どもと直接接する場面では十分な準備が必要であり、DV被害などにより見知らぬ人に会うことを不安におぼえる母親と子どもへの配慮も求められます。さらに、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、不測の事故が起きる危険も潜んでいます。

ボランティアを受入れるにあたっては、担当者の設置とマニュアルの作成が必要でしょう。マニュアルには、登録手続、ボランティア保険の加入、ボランティアの配置、母親と子どもへの事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が考えられます。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施も場合によっては必要です。

児童福祉施設ということもあり、学生ボランティアが多いとおもわれます。事前の研修や説明が必須でしょう。

### (3) 地域支援

①地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行う。

- ・地域住民に対する相談援助を実施すること等を通して、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
- ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して開かれた施設運営を行う。

#### キーワード

- ・地域の福祉ニーズ
- ・相談事業の活発化

#### 解説

この項目は、前掲の(2)との違いとして、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を、積極的に行っていかなければならない、ということを述べています。

地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

また、意見や要望に対してはレスポンスのタイミングやスピードも重要となってきます。

#### 【コラム】 地域への支援の記録例

中・長期計画に記載、事業計画に記載  
子育て相談記録、地域アンケート  
地域交流事業記録

学童クラブ等も広義の地域支援と言えるでしょう。

②地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。

- ・相談援助を通じて情報の提供や関係機関の紹介を行い、内容によっては施設の相談機能を活用する。
- ・地域の保護者が一時的に児童の保育・養育が困難となった場合、ショートステイやトワイライトステイ、夜間保育などを自治体と連携して実施する。
- ・配偶者等からの暴力やその他の事由から、一時的に避難することが必要な母子や単身女性に対して緊急一時保護を行う。
- ・24時間の受け入れや広域利用など、保護を必要とする母子等の緊急利用を広く受け入れる。
- ・緊急時に対応するためのマニュアルに基づいて、役割分担や責任者を明確にする。
- ・DV被害等の逃避理由で保護した場合、警察等との連絡調整体制に関して文書化し、施設内で周知する。

#### キーワード

- ・地域の子育て支援
- ・施設の相談機能

#### 解説

社会的養護の施設では、地域の子育て支援の機能の強化が重要です。具体例としては、ショートステイ等や、育児支援の相談事業、自治体独自の地域支援事業への参加・連携等があります。

#### 【コラム】 地域支援の取組方法（例示）

- ・把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動
- ・把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中へ明示
- ・施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業への協力
- ・施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組
- ・ショートステイやトワイライトステイ、夜間保育などを実施

## 6 職員の資質向上

### ①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。

- ・施設が目指す支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。

#### キーワード

- ・職員への研修の基本姿勢と明示
- ・研修体系

#### 解 説

「施設が目指す支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識を明示する。」という着眼点の他に以下の点が考えられます。職員は、母子に対して養育・支援及び助言が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、施設内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めます。

施設内の研修は、職員全体の支援の質及び資質の向上に重要なものであり、施設長は研修実施のための必要な環境の確保に努めなければなりません。

施設長は、施設の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、施設を取り巻く社会情勢を踏まえ、職員の専門性等の向上に努め、職員組織の健全化を図らなければなりません。

そこで、全国組織等で示された職員の研修体系を参考に、実務経験や資格等の職員個々のレベルに合わせた研修計画を作成します。

職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、支援の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならない点です。また、組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。

求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることが求められます。

②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。

- ・職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
- ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
- ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人とのかかわりの中で共に学び合う環境を醸成する。

#### キーワード

- ・自己研さん
- ・研修環境の醸成
- ・教育、研修計画

#### 解 説

前項でいう基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について分析を行い、教育・研修内容を決定していきます。

実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。その際、教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要となります。

職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。

具体的には、職員のソーシャルワーク技術向上のための国家資格の取得等が、一例として挙げられます。

③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。

- ・研修を修了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
- ・研究成果を評価し、次の研修計画に反映させる。

#### キーワード

- ・研修計画の評価
- ・研修計画の見直し

#### 解 説

これまでの復命書の回覧等にとどまらず、研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で共有化と確認を行います。

さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等を残すことが重要です。

また、復命書の作成や報告会の開催など、その時期の設定も重要です。望ましいのは、研修後、速やかに行うことですが、毎月第三水曜日などと日時を指定しておく方法もあります。

#### 【コラム】 研さん手帳「共育の歩み」の紹介

国立武蔵野学院が事務局となり、社会的養護関係種別協議会や当事者・学識が参画している「社会的養護における『育ち』『育て』研究会」が提示している自己研さん手帳「共育の歩み」は、職員一人一人の教育・研修計画またそれらの達成度を記載できる仕様となっています。このような手帳を活用することも重要です。職員のパーソナリティや経験、また職責など個々の状況や環境も含めて、研修計画が策定されることが望ましいでしょう。

国立武蔵野学院ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/index.html>



④スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図る。

- ・施設長、基幹的職員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を整える。
  - ・職員がひとりで課題を抱え込まないように、組織として対応する。
- ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

### キーワード

・スーパーバイザー      ・バーンアウトの予防      ・コンサルテーション

### 解 説

スーパービジョンとはワーカーの養成と利用者への支援の向上を目的として、スーパーバイザー（基幹的職員）がワーカー（スーパービジョンを受ける職員）とのスーパービジョン関係の中で、管理的、教育的、支持的機能を遂行していく過程です。

職員の資質の向上を促進し、利用者への支援の質や量の管理をし、また、職員を様々な面で支えることにつながります。このことによって、職員の働きやすさや利用者の支援のあり方が向上します。また、バーンアウト等を予防することができます。

スーパービジョンを行っていくには、適切なスーパーバイザーの配置と、スーパービジョンの時間の確保や、カンファレンス等を活用したグループ・スーパービジョンの定期的な開催などの、スーパービジョンの体制をつくる必要があります。

また困難な課題を抱える利用者への対応について、施設内の心理療法担当職員や外部の専門家による専門的な見地からのコンサルテーションを受けることで、支援の質や職員の資質の向上が期待できます。

スーパービジョンを担当できる職員（基幹的職員）を養成し配置することも重要な課題です。

事務室内などで行われるピア・スーパービジョンやグループ・スーパービジョン等は、記録として残ることが少ないと思われます。定期的なグループ・スーパービジョンやコンサルテーションについては必ず記録を残し、エビデンスの蓄積を行うことが重要でしょう。

## 【コラム】 スーパービジョンについて

施設においてスーパービジョンを展開するには、まずスーパービジョンの体制を整える必要があります。スーパービジョンはスーパーバイザー（スーパービジョンをする基幹的職員）とスーパーバイジー（スーパービジョンを受ける職員）が、定期的に時間をとって記録をもとに、話し合うことが必要です。それには、1週間に30分でも2週間に30分でも「スーパービジョンの時間」を設定して、継続的に行う必要があります。スーパービジョンは単なる「どうすればよいか」を教えることではなく、いろいろな技術を使って職員を支援する方法であると考えする必要があります。そのために、スーパーバイザーは、ケースや支援全体について、「担当職員が何を考えているか?」、「何を感じているのか?」などを把握し、それをもとに職員を支え、仕事を促進させるという意識をもつ必要があります。つまり、スーパーバイザーは支援についての自分の考えを教え、指導するのではなく、スーパーバイジーの話をも十分に聴き、共にどうすればよいかを考える必要があります。また、必要な知識や情報を示すことも重要です。スーパービジョンには職員の主体性を尊重し、それを大切に導くという姿勢が必要です。

施設では、同じ職種や部署の5～6人の単位のグループスーパービジョンを行うのが現実的でしょう。グループスーパービジョンではスーパーバイジーグループにおける学び合いが可能です。新人職員には期間を限った個人スーパービジョンが有効でしょう。また、いろいろな課題のある職員に関しても期間を限った個人スーパービジョンができると思われます。どんな場合にも、説諭や一方的指導等にならないよう、スーパーバイジーの考えや気持ちをよく聴いて、「共に考える」ことを心がける必要があります。

以下にスーパービジョンに用いるシートの例を示します。また、スーパービジョンの記録用紙の例も示しておきます。参照としてください。



## スーパービジョンシート (例示)

スーパービジョン・シート		実施日時			
		年	月	日	～
スーパーバイザー		スーパーバイジー		グループメンバー	
スーパービジョンを受けたい支援の状況と事柄					
スーパービジョンの内容と理解					
スーパーバイザーの意見					

○ 次回の予定

月 日 ( ) 時 分～  
 ( ) さんのケース

## 7 施設運営

### (1) 運営理念、基本方針の確立と周知

①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。

- ・理念には母親と子どもの権利擁護の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。

#### キーワード

- ・法人、施設の社会的存在
- ・運営理念の明文化

#### 解説

社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。

そこで、社会的養護の内容や特性を踏まえた施設の運営理念を具体的に示す必要があります。

理念とは、施設の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範となるものです。また、施設経営や様々な事業を進める上での基本となります。そのため、理念は「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や母親と子どもへの周知を前提として明文化されていることが必要となります。

運営理念は、次項の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。施設の運営理念や基本方針を達成するために、施設における具体的な取組が適切であるのか、といった視点が必要となります。

また、運営理念には子どもにとって最も良いこと（最善の利益）を追求し、または保障するという内容の記載が必須でしょう。

#### 【コラム】 ○○法人の運営理念（例示）

ある法人では、わかりやすい言葉を使い、明示しています。

運営基本理念

「いつも希望を、  
もっと笑顔を、  
ずっと安心を実現したい！！」

②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。

- ・基本方針は、「母子生活支援施設運営指針」を踏まえ、理念との整合性があり、母親と子どもも権利擁護の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。

## キーワード

- ・事業計画の基本
- ・法人、施設の基本方針

## 解説

基本方針は、施設の運営理念に基づいて当該施設の母親と子どもに対する姿勢や地域とのかかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。

基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや、母親と子どもへの接し方、社会的養護への具体的な取組を行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。

職員や、母親と子どもへの周知を前提としていることも、施設の運営理念と同様です。

施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、運営指針では「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置付けています。

運営理念と基本方針の位置付けは、運営理念が上位です。その下に基本方針があり、さらに年次ごとの事業計画が位置付けられます

### 【コラム】 ○○法人の基本方針（例示）

- ①児童から高齢者までの多様な事業や福祉サービスの提供を通じて、地域社会に貢献します。
- ②利用者の意向を尊重し個人の尊厳を保持しながら、心身ともに健やかに育成、支援します。
- ③職員間の連携を図ると共に専門職としての資質を高め、福祉サービスの質の向上に努めます。
- ④常に創意工夫して事業経営の安定および強化を図り、法人の健全性、継続性を確保します。

③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

#### キーワード

- ・運営理念、基本方針の職員への周知

#### 解 説

運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは施設の基本的な取組と位置付け、より理解を促進するための取組を行うことが望まれます。

評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

ここで言う「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

職員採用時の新人研修等で、職員への周知を図る取り組みを行うのが良いでしょう。

また、職員や施設への来訪者、母親と子どもが見やすいように、運営理念や基本方針を常に適切な場所に掲示することも必要な取り組みになるといえます。

④運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

#### キーワード

- ・運営理念、基本方針の母子への周知

#### 解 説

運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、母親や子どもにも広く周知することが必要となります。また、母親と子どもに対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

母親と子どもに対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすく、周知の方法にも配慮が必要です。また、母親と子どもに対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。

具体的には、施設入所時の一連の説明の中に位置付けるとともに、施設内に掲示する必要があります。

また、特別な配慮が必要な母親と子どもに対しては、なお一層の工夫が求められます。



## (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

### ①施設の経営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。

- ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
- ・入所者支援を充実させ、地域の特性に応じた母子生活支援施設の役割・機能を明確にする。
- ・専門的支援や地域支援の拠点機能を強化し、地域のひとり親家庭支援を行う体制を充実させる。

#### キーワード

- ・施設の「中・長期計画」
- ・経営理念（方針）

#### 解 説

「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。（概ね「中・長期」とは3～10年を指すものとします。）

社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の支援の実施といったことも含めた将来像や目標（ビジョン）を明確にし、その将来像や目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を示す必要があります。

以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることが期待されます。

- ・運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標（ビジョン）を明確にする。
- ・明確にした将来像や目標（ビジョン）に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や課題点を明らかにする。
- ・明らかになった課題や課題点を解決し、将来像や目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
  - ・計画の実行と評価・見直しを行う。

中・長期計画は、いったん定めれば見直しはすぐに行うものではありません。重要な点は、絵空事ではなく実現可能な計画としなければならない点でしょう。

その為には、施設内外の環境（制度や施策の変更）にも目をむけ、計画に取り入れていく必要があります。

**【コラム】** ○○法人の経営方針（例示）

- 1、法人職員の意見集約を行い、職員が主体的に関与できる意思決定、合意形成のシステムの構築と、透明性の高いガバナンスを目指す。
- 2、将来に希望の持てる明確なキャリアパス制度を構築すると共に、法人の人材像を明確にした人材育成を行う。
- 3、第三者の意見を導入して適切な経営の分析を行い、計画的な修繕と新規事業の立ち上げを通じて、継続的で安定的な法人運営を目指す。
- 4、法人職員の交流や事業所間の連携を通じて、情報の共有化と相互理解を深め、リスク管理と安全対策や災害対策のシステムを構築する。
- 5、社会貢献の理念に基づき、地域連携や広域連携を通じて相互支援システムを構築するとともに、法人事業の広報を行う。

②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。

#### キーワード

- ・実行可能な事業計画
- ・事業計画の数値化

#### 解説

ポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。

単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記のポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることが求められています。あわせて数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

事業計画は、行事計画とは違います。支援メニューや職員の育成計画、地域支援や他機関連携などが中・長期計画の内容と連動、反映されている必要があります。

#### 【コラム】 事業計画の項目を紹介

##### 平成△△年度事業計画

##### 母子生活支援施設

##### 〇〇園

1. 本体施設20世帯、分園型母子生活支援施設（サテライト）5世帯、緊急一時保護2世帯、DV被害者等自立支援事業（ステップハウス）7世帯の母子及び単身女性に対し、「ひとり一人を大切に」をモットーに、ひとり一人の利用者に必要な支援を行う。
2. 利用母子はDV被害、児童虐待、経済的な困窮、障害、外国籍等様々な課題を抱えており、それは重複していることも多い。それぞれの利用者の課題解決へ向けての支援と家族での生活を守るための支援を行う。
3. 児童福祉施設として子どもに対し、乳幼児期、学童期、思春期（中高校生）、それぞれの発達段階に応じた発達と学びの保障、子ども達の進路を保障するための支援を行う。
4. 災害、感染症、DV加害者対応等のリスクに対し、マニュアルの徹底を図り、利用者の安全を守る。
5. 利用者支援の向上を図るため、第三者評価を受診する。

③事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。

・事業計画の実施状況については、母親や子どもの意見を聞いて、評価を行う。

#### キーワード

・事業計画策定の職員の参画      ・次年度事業計画への反映

#### 解 説

まず指摘しておかなければならないのは、黒ポチ（「・事業計画の実施状況については、母親や子どもの意見を聞いて、評価を行う」）の説明です。事業計画の評価については、母親や子どもの意見を聞くことは大切ですが、この項目の説明としては、まず職員の参画のもとでの策定や評価が重要と述べなければなりません。

そのうえで、事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、また、内容に応じて母親と子どもの意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。母親と子どもの意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、評価結果が次年度の計画に反映されているか等に留意しましょう。

④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

- ・事業計画はすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。

#### キーワード

- ・事業計画の周知と工夫

#### 解 説

事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。職員に対する周知では、計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するために、どのような取組の工夫を行うかが重要です。

#### 【コラム】 理解を促すための取り組みの例

- ・各計画を会議や研修において説明する。
- ・各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行う。
- ・各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- ・各計画の進捗状況を確認し、職員間で確認を行う。

⑤事業計画を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取り組みを行う。

- ・事業計画は、わかりやすく説明した資料を作成し、母親や子どもへの周知の方法に工夫や配慮をする。

#### キーワード

- ・簡潔な事業計画
- ・事業計画の周知と工夫

#### 解 説

母親と子どもに対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても工夫が必要です。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。

特別な配慮が必要な母親と子どもに対しては、ていねいに説明することも求められます。

母親自治会や子ども会などの定期的な会合の場で説明するだけでなく、個別性を重んじて個々に説明する配慮も必要です。

## 【コラム】 利用者向けの事業計画の例示

××年度の取り組み（事業計画）

＜保育士＞

### 1. 仲間作りをすすめます。

縦割り保育の中で異年齢の友達との交流を深め、相手の気持ちを大切にしたり、協力したり、助け合っていくことで、いたわりや思いやりの気持ち、一緒に遊ぶことの楽しさを育てていきます。また、思っていることは言葉にして表さないと相手には伝わらない。泣く、叩くなどの行為では決して伝わらないことを繰り返し伝えていき、言葉でのコミュニケーションを促していきます。仲間はずれ、乱暴な言葉、態度についても嫌な思いがすることを伝えていきます。

一人ひとりが遊び込むという経験を積み重ねていき、そして次第に周りに目が行くようになり仲間意識を育てていきます。さらに、子ども達が自分で好きな遊びを見つけ、じっくりと遊び込めるような、遊びが広がるような環境作りに努めます。

絵本の読み聞かせを通して大人から子どもへ安心感、ぬくもりを伝えていきます。同時に絵本への興味・関心をより育てていきます。

子ども達のより豊かな感受性を育てるためにも、DVDを見ない保育をすすめていきます。

### 2. 健康な体作りをすすめます。

毎日の長い距離の降園は、心と体の健康作り、仲間作りにもなるので続けていきます。

戸外遊びも積極的に取り入れていきます。また、うがい・手洗い・消毒などを励行し、基本的な生活習慣を身に付け、清潔に・気持ちよく・健康に生活できるよう促していきます。

### 3. 生活の中で豊かな経験ができるよう取り組んでいきます。

“わくわく”などの取り組みを充実させ、自然と親しんだり友達と関わる中で、豊かな感受性を養っていきます。また、園外での活動を通して公共のマナー・交通ルールなどを身に付けていきます。野菜等を栽培する中で植物の成長を観察したり、収穫の喜びを味わいます。いろいろな行事を経験することで視野を広げ、「楽しさ」「自信」「友達との関わり」等育てていきます。子ども達の意見も取り入れながら、楽しい行事を企画していきます。

### 4. 生活のルールを意識づけていきます。

#### ・あいさつをしましょう。

あいさつは人間関係の基本です。よりよい人間関係を築くためにあいさつをすることや、日常生活での会話が広がるよう支援します。

#### ・物を大切にし、後片付けをしましょう。

遊びの中で、物を大切に扱うよう声をかけ、必要な時には扱い方も知らせていきます。

（一部を抜粋しています。）

### (3) 施設長の責任とリーダーシップ

①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮する。

- ・施設長は社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
- ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。

#### キーワード

- ・施設長のリーダーシップ
- ・チームアプローチ

#### 解説

施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い支援の実施や効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにチームアプローチのリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。

具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明するなど、組織内に十分に伝わり理解を得ることができる方法等が考えられます。

また、自ら率先して自己研鑽やOJT・offJTに取り組み、職員にその姿勢を見せると共に、それらの成果を業務に反映させることが求められます。

#### 【コラム】 OJTとoffJT

OJTとは、職場内において、管理監督者の責任のもとで行われる教育訓練全般をさします。職場内教育といわれ、部下指導、部下育成と同義で用いられることもあります。その内容も職場内での勉強会、個人学習の指示やアドバイス、目標や評価の面談、キャリア開発の指導など、職場内で行われる多様な教育や指導がOJTの範疇と捉えられています。

offJTとは、職場外教育といわれ具体的には、社外での研修などによる、技術や業務遂行能力に関するトレーニングのことを指します。offJTでは実務経験を積む職場から離れ、外部の講師などからのトレーニングを受けます。



②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。

- ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会等に参加する。
- ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取り組みを行う。

#### キーワード

- ・法令遵守
- ・倫理

#### 解 説

施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえて事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。

組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。

遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。

#### 【コラム】 法令遵守責任者の選定

介護保険法、障害者総合支援法で規定されている法例遵守のための「法令遵守責任（管理）者」の選定を取り入れることが望ましいです。また法令遵守の規程を作成することも、必要となります。

関係する法規を遵守すると共に、不適切な事業運営を防止する仕組みとして、大変重要なことと思われます。

③施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。

- ・施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
- ・施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

#### キーワード

- ・支援の質の向上

#### 解 説

社会福祉法第 78 条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と規定されています。施設ではその質を向上させることが重要な課題です。

施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた支援の質に関する課題を把握し、その課題の改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。

施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組として行う必要があります。

支援の質の向上は、具体的には「各論の 1 支援」の各項目にある通りですが、ここではそれらに対して施設長がどう関わっているか、どのように指導力を発揮しているかが問われることとなります。

④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。

- ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
- ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

#### キーワード

- ・施設経営の効率化
- ・コストバランス

#### 解 説

施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。

経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が、安定的かつ良質な支援の実施には不可欠となります。

施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組を進める姿勢が必要となります。

施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。

公立・私立を問わず、施設長に与えられた権限の範囲でどのような取り組みをしているかが焦点となるでしょう。

#### (4) 経営状況の把握

①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。

- ・施設運営を長期的視野に立って進めていくために、社会や社会福祉全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、母親と子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。

#### キーワード

- ・福祉全体の動向
- ・長期的視野
- ・施設運営

#### 解 説

施設運営の基本として、組織として施設を取り巻く動向を的確に把握するための取組を行う必要があります。

社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、母子世帯の数や状況の変化、支援のニーズ、潜在的な保護を要する母親と子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。

これらの情報を収集するためにも、全国母子生活支援施設協議会等の組織に加盟することが重要です。

把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映される必要があります。なぜなら情報把握の目的は、環境の変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。

また、収集したデータのファイリングや分析の文書化の他に、要保護児童地域対策協議会等に参画することも、地域に根差した施設として重要なことでしょう。

②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。

- ・運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。

#### キーワード

- ・運営状況の分析
- ・施設全体での運営改善の取り組み

#### 解 説

施設長は、運営状況を具体的に把握・分析する取組を行う必要があります。具体的には、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上で、その取組が行われているかどうかという点です。

運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点が重要です。

担当者の選任や職員会議・職種会議等で、運営についての議論をきちんと記録しておくことが肝要です。

この項目は、運営状況の確認・改善の議論をしているのだという意識をもたないと、流されがちなテーマです。言い換えれば、施設の中では多くの運営に関する議論が交わされているのだと言えます。

#### 【コラム】 職員の意見や相談の受付

職員の意見や相談について、まず施設長が対応するのが組織上当然のことですが、意見や相談の内容によっては、さらに上位の者や施設とは別の組織が受け付ける仕組みも必要です。例えばセクシャルハラスメントや、パワーハラスメントの被害相談、公益通報への対応などが考えられます。

③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。

- ・事業規模に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

#### キーワード

- ・外部の専門家
- ・外部監査の努力義務

#### 解 説

社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましいとしています。

外部監査とは財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」によることが求められます。また組織運営・事業に関しては、児童福祉に詳しい学識者等が考えられます。

一方、母子生活支援施設の場合、比較的規模が小さく行政監査の他に監査を受ける機会は少ないと思われます。

施設を経営する法人が外部監査を受ければ、この項目に該当します。またISO等の国際認証も外部監査になると思われます。

いずれにしても努力義務として受け止める必要があるでしょう。

## (5) 人事管理の体制整備

①施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。

- ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員配置の充実に努める。
- ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制を確立する。
- ・基幹的職員、心理療法担当職員等の機能を活かす。

### キーワード

- ・加算職員の配置
- ・人員体制の具体的プラン

### 解 説

基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうか重要です。

プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置といったことも含めて立案される必要があります。

人事管理は法人等で一括して行うところも多いでしょうが、その場合は施設としての計画や要望を、法人に的確に伝える必要があります。そのためにも支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制の具体的なプランを作成しなければなりません。

## ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。

### キーワード

・人材育成      ・人事考課

### 解 説

人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を、評価者が組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。

人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかわる課題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。

人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。

なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案する必要があると言えます。そのうえで客観的な基準として、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示す必要があるでしょう。

評価基準を明確化した上で、対話重視の人事考課が良いと思われます。職員のモチベーションの維持・向上に役立つ人事考課でなければならないでしょう。



③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みを構築する。

- ・勤務時間、勤務状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめる環境を整える。
- ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。

#### キーワード

- ・有給休暇
- ・事業主行動計画

#### 解 説

支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。

職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、育児・介護休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が仕組みとして、確立していることが望まれます。

また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みや、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的に取り組む必要があります。

外部専門家による職員へのコンサルテーションも、取り組みの1つと言えます。

#### 【コラム】 事業主行動計画の策定の努力義務化

改正された次世代育成支援対策推進法では、平成23年4月1日より、100人以下の従業員のいる事業所も、事業主行動計画の策定が努力義務となりました。法人全体で101人以上いる場合は、たとえ母子生活支援施設の職員が10人だとしても、策定は義務となります。作成した行動計画は公表し、職員に対しては周知をしなければなりません。

④職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行う。

- ・ 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
- ・ 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

#### キーワード

- ・ 職員処遇
- ・ 職員のメンタルヘルス

#### 解 説

職員処遇の充実を図るという観点からの取組みが重要です。具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）第3に規定される人材確保の方策のうち、1. 労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。

職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなど挙げられます。

さらに労働安全衛生法に基づく、職員の健康管理（雇用時含む）も重要です。

相談窓口については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組む必要があります。パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの防止の取り組み等も必須と言えます。男女雇用機会均等法に基づき、ハラスメント防止に関する規程やハラスメント防止委員会の設置、ハラスメント相談窓口担当者の任命などが必要です。

また、福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図ったり、福利厚生団体に加入するという方法もあります。

## (6) 実習生の受入れ

①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。

- ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
- ・学校等と連携しながら、実習内容全般を学べるプログラムを準備する。

### キーワード

- ・実習受け入れの社会的責務
- ・実習指導
- ・実習プログラム

### 解説

ここで言う実習とは社会福祉専門職を育成するための実習を指しています。

福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。

また組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ、全職員に理解されている必要があります。受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習指導を行わなければなりません。

受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、母親と子どもへの事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。さらに母親と子どもにとっても有益な体験となるよう、母親と子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行うかの検討も重要です。

また実習指導を行うということは、実習生に現場で展開している専門性(価値・知識・技術)を指導し、一定レベルの実践力の獲得を目指さなければいけないということになります。言い換えると、現場は実習生にきちんとした実習指導を行う義務を負い、実習生はそのような実習指導を受ける権利を有することになります。

以上のような意味から、また実習生の権利擁護（ハラスメントの防止）の観点からも実習指導契約書を交わすことが望ましいと言えます。そのためにも実習生だけでなく養成校（指導教員）とも協議の場をもうけ意見交換をする必要があります。

保育士や社会福祉士等の養成校協議会の意見交換会等に積極的に参加するなど、最新の専門職養成教育の情報の取得に努めることも肝要です。

【コラム】 社会福祉士実習（相談援助実習）プログラムの例

母子生活支援施設 ○○荘  
 年度社会福祉援助技術現場実習プログラム  
 ×××大学 Aさん

月日	種別	実習課題	実習内容	価値	知識	技術
7月20日	職場 職種	①実習内容を確 認する。 ②母子生活支援 施設の概要を理 解する。 ③各職種の業務 を理解する。 ④少年指導員・ 保育士・心理相 談員・被害待児 個別対応職員） ⑤地域における 施設の役割につ いて理解する。	副院長講話(法人の概要説明)、主任講話(母子支援員事業について説明) ／9機能全般 学習会に参加する、他職種の説明(少年指導員) ／機能1、2、3、4 他職種の説明(保育士)、子ども活動に参加する ／機能1、2、3、4、6 土曜日勤務。他職種の説明(心理相談員) ／機能1、2、3、4、6 他職種の説明(被害待児個別対応職員)、防火管理自主点検に同行・過去の記録閲覧開始 母子生活支援システム学習 /機能1、2、3、4、7、9	・利用者の利益優先 ・自立支援 ・ノーマライゼーション ・基本的人権 ・他職種との専門性・協働 ・守秘義務 ・権利擁護 ・生存権 ・生活権 ・自己実現 ・自己覚知	・関連制度の知識 ・児童福祉法 ・DV防止法 ・児童虐待防止法 ・個人情報保護 ・児童の心理、特性 ・記録技法 ・自己表現力	・関係形成能力 ・コミュニケーションスキル ・観察力 ・情報収集力 ・分析能力 ・記録技法 ・自己表現力
7月21日	職場 職種					
7月22日	職場 職種					
7月23日	職場 職種					
7月25日	職場 職種	①母子支援員の 業務を理解する ②母子支援員の 施設内における 役割について理 解する。 ③社会福祉士の 価値や業務上 の視点や学ぶ ④他職種との連 携について学ぶ	朝の巡回開始・児童福祉施設のSW業務について説明(寮長) ／9機能全般 各種会議に同席・保育会議 ／機能1、2、3、4、5、6 入所時の手続き及び措置期間との連絡調整について説明、措置開始・廃止・変更等書類の閲覧 母子会議・機能／9機能全般 ディレクションの引率 ／機能1、2、3、4、5、6 土曜日勤務 ／機能1、2、3、7、8	・施設運営基盤に基づく 母子支援員の役割 ・RSW9機能 ・SW理論 ・倫理綱領 ・措置制度 ・地域ネットワーク	・コミュニケーションスキル ・観察力 ・情報収集力 ・分析能力 ・記録技法 ・自己表現力 ・面接技法 ・ネットワーク構築	
7月26日	職場 職種					
7月27日	職場 職種					
7月28日	職場 職種					
7月30日	職場 職種					
備考	<p>○実習の日程は月曜日～日曜日のうち5日間に設定しています。実習時間は基本的に9:00～18:00とし、朝のミーティング時に本日の目標を発表していただきます。                  ただし、時差・ローテーション勤務が開始すれば、定められた勤務時間となります。                  ○原則として業務終了前30分間を記録時間とします。また、1日1回の実習担当者からのスバービジョンを設定しますが、行事等で開催できない場合があります。                  週に1回、寮長からのスバービジョンが行われる予定です。                  ○食事・休憩時間は原則的に12:00～13:00までですが、行事等により時間が変更される場合があります。                  ○面接や入退所の手続き等の見学、同行については随時行予定です。尚、プログラムは当日の都合により変更される場合がありますのでご了承ください。</p>					
一日の流れ	午前		午後		記録	
	朝の連絡会 (目標を発表)		休息、食事		SV	

## (7) 標準的な実施方法の確立

①支援についての標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行う。

- ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行う。
- ・マニュアルは、母親や子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。

### キーワード

- ・支援実施方法の文書化
- ・支援の個別化

### 解 説

支援においては、個々の母親と子どもの状況に応じた支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をまとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、「入所初期の支援」「日常生活の支援」「就労支援」などの支援の内容ごとに定めることを想定しています。)

標準的な実施方法を定め、一定の支援の水準を保った上で、それぞれの母親と子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。

このような観点から、標準的な実施方法が文書化されている必要があります。これは、すべての母親と子どもに対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。

標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、支援を実施する時の留意点や母親と子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する支援全般にわたって文書化されていることが求められます。

標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。

支援の標準的な実施方法であることから、例えば各種の保育(待機児、病後児、補充、レスパイト、リフレッシュ等)の説明書やマニュアルなどが該当します。

②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。

- ・ 標準的な実施方法の見直しは、職員や母親、子どもからの意見や提案、生活の状況等に基づいて支援の質の向上という観点から行う。
- ・ 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。

#### キーワード

- ・ PDCAサイクル
- ・ マニュアルの改訂記録

#### 解 説

標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定めることと、仕組みに従って見直しを実施していかなければなりません。

標準的な実施方法を定期的に見直すことは、支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

標準的な実施方法の見直しは、職員や母親と子どもからの意見や提案、母親と子どもの状況に基づいて支援の質の向上という観点から行われなければなりません。

定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面を残すことが重要です。

#### 【コラム】 PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

運営指針に置き換えると、各項目を反映・実現させるための手立てを考える企画力、企画したものを確実に実践する実行力、実行したものを評価し軌道修正するチェック力が必要となります。さらにこれらをサイクル（循環）として、繰り返すことが重要です。

## (8) 評価と改善の取組

①施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。

- ・ 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
- ・ 職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。

### キーワード

- ・ PDCAサイクル
- ・ 自己評価
- ・ 第三者評価

### 解 説

施設運営や支援の質の向上は、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。

これを具体的に示すと、「改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更」となります。

なお、ここでの「支援の見直し」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。

「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

また、第三者評価を受けるあたり、毎回同じ評価機関では評価に偏りが生じるおそれがあります。別の評価機関での受審も、検討する必要があるでしょう。



②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施する。

- ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む

#### キーワード

- ・改善実施計画
- ・評価結果の共有と改善

#### 解 説

実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用するか、また評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し、決定する必要があります。

改善課題の明確化や、評価結果の分析結果、それに基づく課題等を、検討過程を文書化し職員間で共有・確認することが求められます。

課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくべきでしょう。

「課題の抽出」「改善策の議論と結果」「改善の方法」「改善実施計画」「改善の実施状況」、これらの各ステージでの記録が求められています。

#### 【コラム】評価の結果の公表

3年に1度の受審が義務化された、第三者評価はその評価結果の公表も義務です。公表の場は全国社会福祉協議会のホームページ上に随時、掲載されています。以下のURLのページから検索することができます。

全国社会福祉協議会政策企画部  
<http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>

## 巻末資料

雇児総発0727第1号  
雇児福発0727第1号  
雇児母発0727第1号  
平成23年7月27日

各 〔都道府県  
指定都市  
中核市  
保健所設置市  
特別区〕 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

家庭福祉課長

母子保健課長

### 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口については、「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」（平成19年4月5日付雇児総発第0405001号）などにより周知を依頼しており、また、平成23年7月20日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」においては、日齢0日児の死亡事例が報告され、妊娠等について悩みを抱える者のための相談体制の充実などが提言されたところである。

しかし、これらの妊娠等に関する相談窓口については、妊娠等について悩みを抱える者のみならず、医療機関を始めとする関係機関に対しても周知が必ずしも行き届いていないことや、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、ひとつの相談機関で完結することは困難であることなどから、種々の相談機関の連携が必要であることを踏まえ、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、下記についてご対応いただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にご周知願いたい。

なお、妊娠等に関する相談窓口の周知に当たっては日本医師会・日本産婦人科医会等の関係団体に別途協力を依頼している。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知について

妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、妊娠等に関する相談窓口であることを明示して周知を図ること。

その際、既に設置している女性健康支援センター、児童相談所等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関や薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等で連携を図られたい。周知方法としては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。

### 2 各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下に留意しつつ対応すること。

- (1) 相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。
- (2) 相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談を繋ぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること（別紙1～3参照）。
- (3) 関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談を繋げることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目のない援助を行うこと。

### 3 保護・支援制度の活用

相談の結果、出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援が必要となった場合は、各相談機関から、児童相談所、婦人相談所又は福祉事務所を通じて、助産施設への入所、里親への委託、乳児院、母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所等により、当面の安全確保、妊娠・出産の支援、母子の生活の支援、子どもの保護・養育等を実施すること。

### 4 体制整備のための支援

本通知に基づく体制整備に当たっては、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等により連携体制を十分検討することが必要である。なお、この仕組みの立ち上げや立ち上げ後の周知のための経費については、「安心こども基金」の「児童虐待防止対策の強化」として支出して差し支えないことを、念のため、申し添える。

また、女性健康支援センターにおける妊娠の相談体制の整備及び広報については、「母子保健医療対策等総合支援事業」を活用いただけることを申し添える。

(別紙1)

<各相談機関に求められる役割(範囲)>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各機関に求められる役割等は、それぞれ次に掲げるものと考えられるので、他の機関との役割の違い等を認識し、適切な対応を行うとともに、相互の連携に努めること。

(1) 女性健康支援センター

① 目的・役割

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立することとされている。

② 妊婦からの相談について

身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導を行うこととされており、平成23年度から、特に妊娠に悩む者に対する専任相談員を配置することができる。また、対象となる者(特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配付する等広報活動を積極的に行うこととされている。また、相談を受けるに当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的に配慮し、適切に他機関との連携を図ることが必要とされている。

(2) 児童相談所

① 目的・役割

児童福祉法においては、児童及び妊産婦の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な調査、判定、指導を行い、児童の一時保護を行うほか、これらに付随する業務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出産後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めることとされている。また、子どもの出産前であっても必要な場合には要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の対応について検討することとされている。

子どもが出生後に支援の必要が見込まれる場合は、相談を受理した段階で児童記録票を作成し、一貫した指導・援助の経過を残すほか、出生後の養育が困難と見込まれる場合には、養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である。

(3) 都道府県・市町村の母子保健相談窓口(保健所・保健センター)

① 目的・役割

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、母子保健に関する知識の普及に努めることとされている。また、市町村は、妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導等を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

市町村保健センターは、妊婦の相談内容に応じて保健所や児童相談所、医療機関等と連携を図りながら、必要に応じて妊婦が子どもの出生後に養育支援を受けながら育てられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

子どもの養育が非常に困難である等の相談については、児童相談所との連携の下、妊婦が養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度等についての知識を得て選択できるような支援し、医療機関との連携の下、妊娠・出産期における妊産婦の健康を支援する必要がある。

(4) 福祉事務所

① 目的・役割

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

生活保護法においては、生活に困窮している方に対し、食費をはじめとする日常生活に必要な費用としての生活扶助、家賃等としての住宅扶助、出産費用としての出産扶助など、困窮の程度に応じて必要な保護を行うこととされている。また、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けられない場合には、助産施設に入院し、出産に要する費用を助成することとされている。

配偶者（パートナー）からの暴力、借金、家庭不和などの相談を受けた場合には、婦人相談員が対応し、必要に応じて婦人相談所と連絡を取り、被害者の保護を行う。さらに、母子自立支援員による自立支援相談や母子生活支援施設への入所決定などを行っている。

(5) 婦人相談所

① 目的・役割

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性についての相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的判定等を行い、必要に応じて、当該女性及び同伴家族も含め一時保護と婦人保護施設への入所措置を行う。

② 妊婦からの相談について

婦人相談所において、妊娠・出産を主訴とする相談のほか、配偶者からの暴力被害者や若年の未婚ケース、性暴力被害者など、多様な背景から生活困難な状況にありかつ妊婦である相談ケースについて対応する場合には、相談者の主訴について聞き取るだけでなく、家族背景や妊娠経過のほか、出産後の養育環境等も含め多方面からの調査・把握を行う。必要に応じて、医療機関、福祉事務所等適切な機関と連携するとともに、妊娠に悩む者の相談に応ずる職員を配置している「女性健康支援センター」や「保健センター・保健所」「児童相談所」等と連携するなどし、在宅ケースについては、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、必要な支援体制を確保することが望ましい。

(別紙2)

<各保護・支援制度の概要>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。助産施設は、病院、診療所、助産所であり、入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

(2) 里親、養子縁組

里親制度は、保護者のない児童又は何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童を家庭的環境の下での養育を委託する制度。養育里親研修を受講した者を都道府県等が認定し、児童相談所が子どもと里親との適合を行い、委託する。

里親には、養育里親や、養子縁組を希望する里親がある。

特に、乳幼児は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、心身の成長や発達には不可欠であるため、家庭的な養育環境を提供することが必要である。

養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠中からの相談を含め、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は6ヶ月以上の養育状況を踏まえ、家庭裁判所の審判により成立し、戸籍上は養親の実子として記載されることになる。実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援が行え、実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係を作ることができる。

また、家庭裁判所の許可による普通養子縁組の制度もある。

(3) 乳児院

出産後、何らかの事情で家庭での養育が困難となった乳幼児を入所させて、養育し、退所した児童について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。入所中は、看護師、保育士や児童指導員など専門職員が、乳児の心身及び社会性の健全な発育を促進するための養育を行い、病気や障害のある子どもへの対応や親支援を行う。児童相談所が入所措置を行う。

(4) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

(5) 婦人保護施設

配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性及び同伴家族を入所させ、保護及び自立のための支援を行う。妊産婦も入所できる。措置による入所の他、婦人相談所の判断により、一時保護の委託先としても入所できる。

(別紙3)

産科等医療機関  
特定妊婦への支援が必要な情報提供及び相談窓口の紹介。市町村との連携等。

妊婦等に関する相談（望まない妊娠含む）

NPO 各団体等  
妊婦についての相談等  
日本助産師会による電話相談、NPO法人による妊婦かどう相談  
○ 養子縁組あっせん事業者へのあわせん

相 談 窓 口	
<p><b>女性健康支援センター</b></p> <p>○ 女性のライフステージに応じた医療機関(産婦人科、出産に係る悩み)についての相談を含む</p> <p>設置数 10か所 (国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む)(平成22年度)</p> <p>実施主体 都道府県、指定都市、中核市</p>	<p><b>児童相談所</b></p> <p>○ 養育機関にかかる相談施設(入所)特別養子縁組を含む相談委託</p> <p>設置数 205か所(平成22年度)</p> <p>実施主体 都道府県、指定都市、中核市</p>
<p><b>保健所</b></p> <p>○ 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等)についての相談</p> <p>設置数 377か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区29か所 (平成22年4月1日現在)</p> <p>実施主体 都道府県、政令市、中核市、特別区</p>	<p><b>市町村保健センター</b></p> <p>○ 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等)についての相談</p> <p>○ 妊娠前・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健</p> <p>設置数 2726か所 (平成20年10月現在)</p> <p>実施主体 市区町村(特別区を含む)、政令市</p>
<p><b>福祉事業所</b></p> <p>○ 下記についての相談・対応 児童相談所(養育施設等) 児童福祉施設(児童福祉施設等) 児童養育施設(児童福祉施設等) 入居施設(児童福祉施設等) 母子生活支援施設等の入所</p> <p>設置数 全国1,242か所(平成21年10月1日現在)</p> <p>実施主体 都道府県、政令市、中核市、市、特別区(含む)、福祉事務所を設置する町村</p>	<p><b>婦人相談所</b></p> <p>○ 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等被害者(虐待被害者)の必要な生活支援等への相談・対応・保護</p> <p>設置数 全国49か所(平成22年4月1日現在)</p> <p>実施主体 都道府県</p>

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

保 護 ・ 支 援 制 度	
<p><b>助産施設</b></p> <p>○ 経済的理由により入院産を受けることができない場合に、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。 前(生活保護受給者、市町村民税非課税世帯、また、所轄保健所等の保護費(所得割等)40%までの負担)に上乗せされる者(要保護)以上とされる者(要支援)</p> <p>施設数 451か所(要員3,821人)(平成22年10月末現在)</p> <p>利用決定機関 福祉事務所</p>	<p><b>里親</b></p> <p>○ 保護者のない児童又は保護者に就養させざるに相当であると認められる児童の養育を委託する制度</p> <p>施設数 委託里親数2,427人(平成22年6月末現在)</p> <p>措置機関 児童相談所</p>
<p><b>養子縁組(特別養子縁組・普通養子縁組)</b></p> <p>○ 普通養子縁組(家庭裁判所の許可により成立)(民法第792条以下に規定)</p> <p>○ 特別養子縁組(家庭裁判所の審判により成立、養親との親子関係が終了する。)</p> <p>○ 里親が養子縁組を希望し、子どもが連合する場合には、児童相談所は児童福祉法から、養子縁組への移行を支援する。</p> <p>○ 望まない妊娠で保護者の養育でできない意向が明確な場合、特別養子縁組を前記とした新生児里親委託の方法が有用。</p>	<p><b>乳児院</b></p> <p>○ 乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設</p> <p>設置数 全国124か所(平成22年3月末現在)</p> <p>措置機関 児童相談所</p>
<p><b>母子生活支援施設</b></p> <p>○ 妊娠前・その配偶者等からの暴力(虐待)等被害者(虐待被害者)の必要な生活支援等への相談・対応・保護</p> <p>※ 都道府県、福祉事務所が一時保護の委託(生活保護法)を受け、産後の保護も併せて、母子生活支援施設で、出産後も母子生活支援が可能な。</p> <p>施設数 272か所(要員4,338名)(平成22年3月末現在)</p> <p>利用決定機関 福祉事務所</p>	<p><b>婦人保護施設</b></p> <p>○ 要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。(妊娠中の保護も可能。必要であれば、新生児も含めても同居入所可能。)</p> <p>施設数 全国49か所(要員1,987人)(平成22年4月1日現在)</p> <p>措置機関 婦人相談所</p>

## キーワード索引

アルファベツ			
ト	.....		
	DV証明	66	
	DV防止法	13	
	PDC Aサイクル	167	168
	QOL	105	
あ			
行	.....		
	アセスメント	43	88
	安心と癒しの場	27	
	安定した生活の営み	1	
	意見集約	150	
	意見の述べやすい環境	115	
	意見や提案に対する対応	119	
	居心地	60	
	衣食住	49	
	一時保護委託	64	
	受け入れ体制の整備	64	
	運営状況	158	
	エンパワーメント	29	79
	大人との信頼関係	60	
	大人の役割	56	
	親子関係調整	76	
か			
行	.....		
	外国語への対応	114	
	改善実施計画	169	
	改訂記録	167	
	外部の専門家	159	
	かかわり	47	
	学習への動機づけ	58	
	加算職員	160	
	家族関係の強化、再構築および安定	34	
	課題の早期発見	92	
	学校生活への支援	58	



環境の醸成	139	
関係機関連携	75	77
簡潔	152	
管理宿直	130	
機械警備	130	
危機介入	34	
基本姿勢	138	
基本方針	105	
虐待通告	75	
虐待や不適切なかわりへの対応	52	
休日夜間の相談体制	47	
共通理解	106	
共有と改善	169	
記録を活用した振り返り	103	
緊急一時保護	64	
緊急対応	124	
緊急入所	64	
苦情受け付け担当者	117	
苦情解決責任者	117	
苦情に対する対応	119	
具体的プラン	160	
工夫と配慮	146	
暮らしの再生	45	
経営理念（方針）	147	
計画の評価	140	
計画の見直し	140	
継続性に配慮	85	
傾聴	106	
健康管理	49	
研修体系	138	
広域利用	41	
効率化	156	
合理的計画的な一貫した支援	21	
個人情報保護規程	100	
コストバランス	156	
子ども（児童）の権利条約	73	108
子どもの権利擁護	123	
個別化	166	
個別のかわり	73	
個別のニーズや課題	24	
コミュニケーション	60	

コンサルテーション	141
-----------	-----

さ		
行.....		
災害に備えた事前準備、対策	128	
災害発生時の体制	128	
支援の実現	1	
支援の質の向上と支援者の成長	36	155
支援の内容と運営	1	
支援の振り返り	96	
支援のプロセス	43	
支援メニュー	111	
事業計画の基本	144	
事業主行動計画	162	
自己決定	79	111
自己研さん	139	
自己肯定感	27	
自己肯定感	73	
自己肯定感の回復	71	
自己評価	168	
事故防止	124	
事故防止策	129	
自信がつく配慮	84	
施設行事へ招待	87	
施設全体	158	
施設内に掲示	145	
施設の相談機能	137	
思想信教の自由	108	
自治会活動	110	
実行可能	149	
実施手順	88	
実習指導	164	
児童相談所	75	
児童福祉法	10	
次年度計画への反映	150	
社会資源	131	
社会的責務	164	
社会的存在	143	
周知徹底	107	
周知と工夫	151	152
重点事項とは異なる	144	

十分な周知	115	
就労を開始する時期	82	
主体性の尊重	77	79
主体的に選択	111	
守秘義務	100	
受容的、支持的かかわり	106	
受容的態度	109	
障害者への配慮	114	
情報の管理	132	
情報の共有	101	
情報の共有化	131	
情報の共有化	132	
将来像	147	
職員処遇	163	
職員に配布	145	
職員の参画	150	
職員のメンタルヘルス	163	
職員一人一人	139	
職員への周知	145	
職業能力開発	82	
自立支援計画	13	
自立支援計画	88	
自立支援計画にそった支援の記録	98	
自律性	110	
自立への意欲	84	
事例の収集	129	
進学（進路）支援	58	
人権感覚	105	109
人権擁護	39	
人材育成	161	
信条	143	
信頼関係	106	
信頼関係の構築	54	
心理療法	71	
数値化	149	
スーパーバイザー	141	
進め方の工夫	133	
ストレスの軽減	54	
ストレングス視点	29	31
すべての職員	151	
生活改善	110	

生活習慣	49
生活のしおり	112
生活の場	19
性教育	62
精神的な安定	84
絶対評価	161
設備面での配慮	107
説明責任	106
選択	80
専門家	36
専門的対人援助スキルの発現	21
送迎支援	52
相互交流	133
相談事業の活発化	136
相談方法や相手が選択できる	115
ソーシャルワークの考え方を基盤とした総合的支援	24

た

行.....

第三者委員	117
第三者評価	168
対象年齢	19
退所先への訪問	87
退所の時期	19
体罰や権利侵害防止の明記	120
多岐にわたるニーズ	16
他人への配慮	62
楽しみ	80
地域からの理解	134
地域でのネットワークの形成	87
地域に提供	134
地域の子育て支援	137
地域の福祉ニーズ	136
チームアプローチ	153
長期的視野	157
直接処遇職員による宿直	130
統一した対応	101
特別な配慮が必要な子ども	56
とまどいへの配慮	47
努力義務	159

な	
行.....	
内容	80
悩みへの相談	58
ニーズに応じた保育支援	56
日常生活支援	24
妊産婦	19
ネットワーク	132

は	
行.....	
パートナー	29
バーンアウトの予防	141
発達段階に応じた自立支援計画	92
母親と子どもの考えの尊重	76
母親と子の尊厳	21
パンフレット	112
被害からの回復	66
引き継ぎ	85
人とのつながり	54
一人一人の尊厳の尊重	13
評価	96
標準的实施方法	109
貧困率	16
不安の軽減	52
福祉事務所	131
福祉全体の動向	157
不適切なかかわりを行う者への専門的支援	123
不適切なかかわりを行わないための支援技術の習得	120
不適切な行為禁止の周知	122
不適切な行為を行わないための良好な人間関係の構築	122
プログラム	164
文書化	166
保育環境の保障	82
保育支援	52
法的手続き	66
防犯体制	69
暴力の否定	71
法令遵守	154
保護命令	66
母子生活支援施設に期待される役割の変化	39

ボランティア受け入れマニュアル	135
ボランティア保険	135

ま・や・ら・わ

行.....		
見直し	96	
明示する	138	
明文化	143	
目的にそった記録様式	98	103
目的の説明	80	
目標（ビジョン）	147	
求められる大人像	31	
夜間の安全管理体制	69	
やすらぎと癒し	45	
有給休暇	162	
養育支援	56	
余暇	80	
リーダーシップ	153	
リスクアセスメント	92	
理念	105	
利用対象	16	
倫理	154	
わかりやすい	146	

## 編集委員一覧

- |         |  |
|---------|--|
| 青戸 和喜   | 全母協研修広報委員長/岡崎市母子生活支援施設<br>いちょうの家 (愛知県) |
| 大澤 正男   | 全母協副会長/ふたばホーム(東京都)                     |
| ◎ 菅田 賢治 | 全母協副会長/宮城県・仙台市社会事業協会)                  |
| 芹澤 出    | 全母協制度施策委員長/野菊荘 (京都府)                   |
| 森脇 晋    | 全母協特別委員会副委員長/白百合パークハイム<br>(神奈川県)       |
| 山辺 朗子   | 全母協中央推薦協議員/龍谷大学社会学部教授                  |
| 湯澤 直美   | 全母協中央推薦協議員/<br>立教大学コミュニティ福祉学部教授        |

(50音順) ◎ … 委員長

# 母子生活支援施設運営ハンドブック

平成26年3月発行

監修 社会的養護第三者評価等推進研究会  
編集 母子生活支援施設運営ハンドブック編集委員会

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2